

令和元年第2回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4

令和元年9月6日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	14
会議録署名議員の指名について	15
議案の上程について	15
市長の提案理由の説明	15
報告について	24
請願について	24

令和元年9月10日

出席及び欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により出席した者	28
本議会に出席した事務局職員	28
議事日程	28
議案質疑について（議案第61号）	30
（議案第62号～議案第68号）	30
（議案第69号～議案第70号）	32
（議案第71号～議案第72号）	32
（議案第73号～議案第80号）	33
（議案第81号）	35
（議案第82号）	35

令和元年9月12日

出席及び欠席議員	37
地方自治法第121条の規定により出席した者	38

本議会に出席した事務局職員	38
議事日程	39
一般質問について	39
今村 智子 議員	40
江口 義明 議員	51
立花 純 議員	63
白谷 義隆 議員	79
藤丸 正勝 議員	87

令和元年9月13日

出席及び欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により出席した者	106
本議会に出席した事務局職員	106
議事日程	107
一般質問について	107
新谷信次郎 議員	107
菊次 太丸 議員	124
荒木 憲 議員	132
矢ヶ部広巳 議員	138
緒方 寿光 議員	149

令和元年9月30日

出席及び欠席議員	167
地方自治法第121条の規定により出席した者	168
本議会に出席した事務局職員	168
議事日程	168
議会運営委員長報告について	170
各委員長報告について	170
総務委員長報告について	171
建設経済委員長報告について	172
教育民生委員長報告について	174
決算審査特別委員長報告について	175
議案の上程について	182
議員提出議案の提案理由の説明	182

第 2 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 6 日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 7 日	土	休 会	
9 月 8 日	日	休 会	
9 月 9 日	月	考 案 日	
9 月 10 日	火	本 会 議	議 案 質 疑
9 月 11 日	水	考 案 日	
9 月 12 日	木	本 会 議	一 般 質 問
9 月 13 日	金	本 会 議	一 般 質 問
9 月 14 日	土	休 会	
9 月 15 日	日	休 会	
9 月 16 日	月	休 会	
9 月 17 日	火	休 会	
9 月 18 日	水	委 員 会	
9 月 19 日	木	委 員 会	
9 月 20 日	金	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 21 日	土	休 会	
9 月 22 日	日	休 会	
9 月 23 日	月	休 会	
9 月 24 日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 25 日	水	休 会	
9 月 26 日	木	事務整理日	
9 月 27 日	金	事務整理日	
9 月 28 日	土	休 会	
9 月 29 日	日	休 会	
9 月 30 日	月	本 会 議	採決・閉会

第 2 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 6 1 号	専決処分の承認について（専決第 2 号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）	1 . 9 . 10	承 認
議 案 第 6 2 号	平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 3 号	平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 4 号	平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 5 号	平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 6 号	平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 7 号	平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 8 号	平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定について	1 . 9 . 30	認 定
議 案 第 6 9 号	令和元年度柳川市一般会計補正予算（第 2 号）について	1 . 9 . 30	原案可決
議 案 第 7 0 号	令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 . 9 . 30	原案可決
議 案 第 7 1 号	柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1 . 9 . 30	原案可決
議 案 第 7 2 号	柳川市学校給食費条例の制定について	1 . 9 . 30	原案可決
議 案 第 7 3 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 . 9 . 30	原案可決

議案 第74号	柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.30	原案可決
議案 第75号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について	1.9.30	原案可決
議案 第76号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.10	原案可決
議案 第77号	柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.10	原案可決
議案 第78号	柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.30	原案可決
議案 第79号	柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.10	原案可決
議案 第80号	柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	1.9.30	原案可決
議案 第81号	市道路線の認定及び変更認定について	1.9.30	原案可決
議案 第82号	人権擁護委員候補者の推薦について	1.9.10	同意
議案 第83号	天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について	1.9.30	原案可決
議案 第84号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る国への意見書について	1.9.30	原案可決

報 告

報告 第9号	平成30年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	1.9.6	報 告
-----------	---	-------	-----

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 2 号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択について	1 . 9 .30	採 択

柳川市議会第2回定例会会議録

令和元年9月6日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
					長			香	

5 . 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について (平成31年4月分、令和元年5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第61号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について

議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定について

議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第76号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第81号 市道路線の認定及び変更認定について

議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程（４） 報告について

報告第 9 号 平成30年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金
不足比率の報告について

日程（５） 請願について

請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をは
かるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択につ
いて

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和元年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和元年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

9月2日から14日まで東京都千代田区半蔵門にあります福岡県のアンテナレストラン「福扇華」で、初めての自治体イベント「柳川フェア」を開催しています。アンテナレストランでは、うなぎのせいろ蒸しや、クチゾコの煮つけなど、柳川の食材を生かした料理の提供や特産品の販売、観光PR、伝統工芸品の展示などを行っております。

初日の9月2日にはオープニングイベントを開催し、古賀誠先生や藤丸敏代議員、福岡県の服部副知事、小田急電鉄株式会社前会長で東京福岡県人会の大須賀会長、全国の農業や漁業、商工団体の役員、柳川市内の高校の東京同窓会会長を初め、市議会からも樽見議長、河村建設経済委員長にお越しいただきました。

参加された皆様からは好評をいただき、今回のイベントを契機に、首都圏での知名度向上を図り、地元産品の販路拡大とともに、柳川への誘客につなげてまいりたいと考えております。

オープニングイベント後に開催しました「柳川観光大使の夕べ」では、17名の観光大使と座談会と交流会を行い、柳川の観光について意見交換を行ってまいりました。また、歴史家で作家の加来耕三氏、中村学園大学・中村学園大学短期大学部の三堂徳孝教授、イタリア在住の画家、綿貫直諒氏の3名を新たに観光大使として任命しました。3氏にはそれぞれの分野で柳川の魅力を大いに発信していただきたいと考えております。

なお、長年にわたり観光大使として御協力いただきました株式会社山形ビルサービス創業者の與田博利様が8月26日に御逝去されました。観光大使として山形から多くのお客様を柳川へ御案内いただくだけでなく、現在運行しておりますコミュニティバス計6台の寄贈など、ふるさと柳川へ多大の貢献をいただきました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

6月15日、みやこ町で開催された第70回福岡県植樹祭に出席してきました。来年、本市でこの植樹祭が開催されるため、次期開催地として挨拶の機会をいただきましたので、柳川市を紹介してまいりました。本市の産業は、九州山地を水源として森林から湧き出る清らかな水の恩恵を存分に受けております。現在、開催に向けて実行委員会を組織し、来年5月に水の郷で式典を、柳川むつごろうランドで記念植樹を行う計画で準備を進めております。リニューアルした新たな柳川むつごろうランドの魅力を感じていただくとともに、にぎわいづくりの一翼となることを期待しております。

次に、広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告いたします。

まず、道路関係ですが、7月31日に九州国道協会、8月2日には福岡県道路協会、そして、8月5日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会の総会が開催されました。特に、私が昨年からは会長を務めております福岡県道路協会では、今年度からバスやトラック、タクシーなど道路利用者も会員に加え、幅広い意見を集約しながら道路政策を進めていくことになりました。

このほか、福岡県防犯協会連合会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、矢部川改修期成同盟などの総会に出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

初めに、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月11日に九州農政局長に対して、

令和2年度予算の確保や関連施策の充実について、18日には九州地方整備局長に対して、小石原川ダムの早期本格運用開始とダム群連携事業の早期着工について政策提案してまいりました。

その後、7月29日、30日に福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会との合同で、農林水産省及び国土交通省、地元選出の国会議員に対して同様の政策提案を行いました。

8月22日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で福岡県と九州地方整備局に対し、翌日の23日には国土交通省道路局長や幹部、財務省の幹部などに対し、長期安定的に道路整備が進められるよう、令和2年度道路予算の確保やアクセス道路の整備促進など、10項目の要望を行いました。

大牟田市から大川市まで4市が直結する有明海沿岸道路は、大川東インターチェンジから大野島インターチェンジまでの工事が令和2年度の開通を目指して進められており、令和4年度には大野島インターチェンジから佐賀県の諸富まで開通する予定であります。今後も熊本県から佐賀県まで3県の経済効果がさらに高まるよう、引き続き国、県に要望を行ってまいります。

続いて、市政の近況について御報告いたします。

現在、新たな体験型観光の目玉をつくろうと、両開のむつごろうランドを拠点に柳川観光第2のエンジン創出事業を進めています。柳川むつごろう会の皆さんと一緒に、7月19日には柳川ひまわり園の開園式を、7月28日にはリニューアル工事が進むむつごろうランド周辺で、にぎわい創出イベント「有明海をまるごと体験!!」を、また、8月10日には収穫体験もできる観光ぶどう園の開園式を行い、たくさんの人でにぎわいました。7月26日には福岡県の大曲副知事がひまわり園を訪問され、大変感動されていました。

また、7月3日、福岡市にある中村学園大学・中村学園大学短期大学部と食文化や産業の振興、地域づくりなどについて協力する連携協定を結びました。あわせて、柳川市出身の同大学短期大学部の三堂徳孝教授に柳川の食材を生かした新商品の開発や人材育成を目指す「やながわ食の学校」の学校長に就任していただきました。

7月31日に開校式を行い、現在、24名の受講生の皆さんが柳川むつごろうランドを拠点に、一流のシェフの指導を受けながら柳川新メニューの開発を始めています。柳川ならではの魅力ある食を通して、市の活性化を図っていきたくと考えております。

立花宗茂・閻千代の大河ドラマ招致活動については、福岡市の夏祭り「博多祇園山笠」の七番山笠・西流の昇き山として立花宗茂が登場し、7月15日の追い山で博多のまちを駆けめぐりました。山笠終了後の7月20日には、山笠振興会の役員のほか、関係者約100名の皆さんが宗茂と閻千代、戸次道雪を祭る三柱神社を参拝いただきました。振興会の豊田侃也会長からは大河ドラマ実現を応援しますと力強いお言葉をいただき、大河招致活動に一段と弾みがついております。

このような中、平成30年の観光入り込み客数は、7月の猛暑などの影響を受け、前年より微減となったものの、136万4,000人と過去3番目に高い数値となりました。また、西鉄柳川駅東にホテルルートインが開業したこともあり、宿泊者数及び1人当たりの観光消費額はともに新市発足以来最高を記録しました。今後も滞在型の質の高い観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、来年12月20日に開館予定の柳川市民文化会館の整備について報告します。

現在、鉄骨の組み立てを進めており、建物の全体が見え始めてまいりました。

また、市民に親しまれる施設を目指し、9月2日から10月11日にかけて市民文化会館の愛称を募集しております。8月末からはアナウンス講座を、9月末からは舞台スタッフ体験講座を開催するなど、市民文化会館にかかわる人材の確保、育成に向けた取り組みを開始しています。

さらに、市民文化会館の開館に合わせ、北原白秋先生の残した大作「海道東征」を歌うために市民を中心とした新たな合唱団が結成されました。8月31日から本格的な合唱練習が始まっております。令和3年2月7日には九州交響楽団との共演で、すばらしい歌声が新しい大ホール中に響き渡るということで、今から大変楽しみにしております。

市民文化会館では、外堀に隣接する立地を生かして、柳川ならではの居心地のよい空間を整備するとともに、市民とともに成長できる文化・芸術を中心とした市の新たな交流拠点としての役割を担っていく所存ですので、今後とも御協力をお願いします。

このほか、柳川市農産物特産品づくり推進協議会や柳川市防犯協会、柳川市有明海対策実行委員会、柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会などの総会や会議に出席をいたしました。

結びになりますが、8月28日早朝に発生しました集中豪雨では佐賀県と福岡県を中心に床上・床下浸水などの多くの被害が発生しました。被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市では、午前5時50分に大雨特別警報が発令されたため、午前5時55分から避難所を開設、最大で59世帯113人が避難されました。道路冠水による通行どめが34カ所、民家の床下浸水9戸、大豆畑を初め、ナスやアスパラガスなどのハウス栽培施設も冠水、中島漁港では7基の浮き桟橋が倒壊しました。また、有明海には大量の流木やごみが流出したため、9月3日、福岡有明海漁連に所属する約1,900人の組合員の皆さんによる清掃活動が行われました。

ことしは6月の渇水、一転して7月下旬に大雨、8月には2つの台風接近と今回の集中豪雨など、異常気象が続いています。これから台風シーズンに入りますが、現在、台風13号が東シナ海を北上しています。早目早目の準備を心がけ、市民の安全と安心を守るため、しっかり備えていきたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和元年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る9月4日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日、9月6日から9月30日までの25日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、7日、8日は休日で休会、9日は考案日、10日を議案質疑、11日は考案日、12日、13日を一般質問、14日、15日、16日は休日で休会、17日を一般質問、18日、19日を委員会、20日を決算審査特別委員会、21日、22日、23日は休日で休会、24日、25日を決算審査特別委員会、26日、27日は事務整理日、28日、29日は休日で休会、30日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2 が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3 が議案の上程についてで、議案第61号から議案第82号までの22議案の一括上程であります。

日程4 が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程5 が請願についてであります。

本定例会に請願1件が提出されております。請願第2号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1 が議案質疑についてであります。

初めに、議案第61号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

次に、議案第62号から議案第68号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第62号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第63号から議案第65号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第66号は総務委員会に審査を付託、議案第67号及び議案第68号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第69号及び議案第70号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第69号は総

務委員会に審査を付託、議案第70号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第71号及び議案第72号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第71号は総務委員会に審査を付託、議案第72号は教育民生委員会に審査を付託としております。

次に、議案第73号から議案第80号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第73号から議案第75号の3議案は総務委員会に審査を付託、議案第76号及び議案第77号の2議案は即決、議案第78号は教育民生委員会に審査を付託、議案第79号は即決、議案第80号は建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第81号を議題とし、質疑終了後、建設経済委員会に審査を付託としております。

次に、議案第82号を議題とし、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げて、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、6番江口義明議員及び16番緒方寿光議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第61号から議案第82号までの22議案を一括上程いたします。

初めに、議案第61号から議案第68号までの8議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．今回御提案いたします22議案のうち、議案第61号から議案第68号までの8議案について御説明申し上げます。

まず、議案第61号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、令和元年7月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしまし

たので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

これは災害甲慰金の支給等に関する法律に、償還金の支払い猶予規定と償還金の支払い猶予等を決定するに当たり当該本人及び保証人の資産等について報告等を求めることが可能となる条文が新設されたことなどにより、関連する条文の整備を行ったものであります。

議案第62号から議案第67号までの平成30年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき同委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成30年度は普通交付税の合併算定がえによる優遇措置の段階的縮減額が7割に拡大することから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、経費の節減合理化など、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容について、歳入から平成29年度と比較しながら御説明申し上げます。

市税については、在来家屋の評価見直し等により固定資産税が減額になったものの、営業所得、給与所得の増加などにより個人市民税が増額になった影響が大きく、128,041千円、2.0%の増額となりました。

次に、地方交付税については、155,695千円、1.7%の減額となりました。これは普通交付税について、合併算定がえ加算額の段階的縮減割合が5割から7割へと拡大したこと等によるものです。

次に、寄付金については、ふるさと寄付金が46,179千円、18.6%の減額となりました。

次に、繰入金については、市民の安全・安心のための救急自動車購入、ブロック塀撤去など、27事業の財源として活用したことで、87,269千円の増額となりました。

次に、市債については、1,967,296千円、95.9%の増額となりました。これは市民文化会館、新ごみ焼却施設、新火葬施設といった大型事業の進捗に伴い、その財源として借り入れを行ったことによるものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、コミュニティバスの運行について、老朽化した車両2台を廃車し、新たに3台の車両を購入し、市民の利便性を高めるための運行路線の再編を行いました。また、若い世代の住宅取得の際の経済的負担を軽減するため、U-45マイホーム取得支援事業を実施しました。

次に、民生関係では、在宅高齢者の福祉向上のため、在宅医療と介護の連携を推進したほか、認知症高齢者とその家族の憩いの場、地域住民との交流の場としての認知症カフェを市内5カ所に開設しました。

また、子育て関係では、虐待対応強化支援員、ひとり親家庭の自立支援相談員を配置し、

相談体制を強化したほか、市内の教育及び保育環境を充実させるため、認定こども園ふたば幼稚園の施設整備に対して保育所施設整備事業費補助金を交付しました。

環境面においては、ごみ減量化への取り組みとして廃棄物の3R推進啓発事業を引き続き行ったほか、新ごみ焼却施設への搬入道路、水路の整備を行いました。また、平成30年8月から令和4年2月までの4カ年にわたる新施設建設事業が始まり、平成30年度分の事業負担金を支出したところです。

新火葬施設についても、令和2年4月の供用開始に向けて建設事業が始まっており、ごみ焼却施設と同様に平成30年度分の事業負担金を支出しております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の基幹産業である米、麦、大豆の生産者への機械導入等の支援や、イチゴ、アスパラガスといった園芸農業への先進技術の導入や省力機械等の整備、新規就農者への支援など、生産額の増大と持続的な発展を図るためのさまざまな助成を行いました。

また、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、国、県の事業を活用することにより引き続き整備を進めているところです。このうち、暗渠排水事業で大規模な整備を行っている整備箇所及び整備予定箇所の排水先の排水状況改善のために、平成29年度に引き続き農地耕作条件改善事業を活用した整備を行いました。

水産業関係では、全国有数のノリ産地である柳川産ノリのブランド化を進め、高級ノリの消費拡大を図るため、地域おこし協力隊を販売アドバイザーとして迎え、全国的なPR等を行いました。また、中島漁業団地内に両開漁業協同組合が事業主体となるノリ共同加工施設の整備を行うことで、コスト削減、労働負担の軽減及び集落環境の改善を図りました。

観光関係では、西鉄沿線の新しい魅力づくりのため、西日本鉄道株式会社、観光協会と連携し、西鉄沿線エリアキャンペーン「柳川OUTING!」事業として、さまざまなイベントを展開しました。

そのほか、大河ドラマ招致事業として、立花宗茂・閻千代に関連する歴史や文化を市民に広める活動とともに、イメージキャラクターを活用した各地イベントへの出演、招致PR活動を行いました。

国の地方創生拠点整備交付金を活用した柳川観光第2のエンジン創出事業については、平成29年度に引き続きむつごろうランド及びひまわり園を拠点とする施設のリノベーションを行っております。

次に、商工関係では、オープンファクトリー事業として、市内企業の技術力や商品力を周知することで、地元企業への就職促進及び市内産業の振興を図りました。また、新規起業・創業支援事業として、起業・創業セミナー、起業支援アドバイザー、新規創業支援事業補助金などにより、起業に必要な知識の支援、経済的な支援を行うことで、地域経済の活性化、

商店街のにぎわい創出に取り組みました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川高潮対策番所橋架替事業、柳河・城内地区都市再生整備事業に取り組みました。また、柳河団地建設事業は今年度の完成に向け、建てかえ工事を行っております。

次に、教育関係では、市独自の取り組みとして、学力向上支援事業のほか、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めました。

また、教育環境改善のため、小・中学校の児童・生徒トイレの洋式化を行ったほか、豊原小学校校舎大規模改造工事を行いました。

生涯学習関係では、福岡県の個性ある地域づくり推進事業費補助金を活用し、「赤い鳥」発刊100年を記念した童謡誕生100周年記念白秋音楽まつりを開催しました。

そのほか、各コミュニティ施設を拠点として、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や地域住民の交流による地域の活性化に取り組んだところです。

柳川市民文化会館につきましては、敷地内にあった既存施設の解体を行い、その後、基礎くいや基礎コンクリートの打設工事など、施設を支える基礎工事を中心に工事を進めました。また、市民文化会館の開館後の管理運営に関する基本的な事項を示す柳川市民文化会館管理運営計画を平成30年8月に策定しました。

このように、平成30年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

決算収支としましては、歳入総額33,435,393,749円、歳出総額32,489,747,114円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は945,646,635円となりました。この形式収支額から令和元年度への繰り越し財源174,536,133円を差し引いた実質収支額は771,110,502円となりました。

次に、平成30年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告を申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は0.1ポイント上昇し、92.6%となりました。

次に、市債の年度末残高については31,350,265千円となり、1,230,218千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については12,888,818千円となり、452,206千円増加しました。

ここ数年、市税収入が好調であるものの、平成27年度からの合併算定がえ縮減による普通交付税の減額は続いており、社会保障経費の増加、大型事業財源の地方債借り入れに対する

償還金など、歳出面を合わせると収支の悪化は避けられない状況であります。

このため、今後の財政運営に当たっては、費用対効果の検証を常に心がけ、市が抱える課題を解決するための施策を展開させながらも、さらなる経常経費の節減、事業の統廃合など、第3次柳川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を着実に実行することで、住民サービスの向上及び行財政基盤の強化の両立を図るものであります。

次に、議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,353,660,342円に対し、歳出総額9,157,679,736円で、歳入歳出差引額は195,980,606円となりました。

なお、前年度からの繰越金を差し引いた実質単年度収支では30,304,289円のマイナスとなりました。

次に、議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,013,281,651円に対し、歳出総額1,008,648,961円で、歳入歳出差引額は4,632,690円となりました。

次に、議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸し付け制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化され、平成8年度をもってこの貸し付け制度は終了しております。現在はその貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところです。

平成30年度決算は、歳入総額12,902,666円に対して、歳出総額615,124円となっております。

次に、議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成30年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算額の概要を申し上げますと、歳入総額1,011,072,968円に対し、歳出総額954,754,550円で、歳入歳出差引額は56,318,418円となりました。

公共下水道事業につきましては、平成30年度末で整備面積399.3ヘクタール、供用開始区域内人口1万2,380人に対する接続人口は9,332人、接続率75.4%となっております。

次に、議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,379,562,299円に対し、事業費用総額1,192,132,745円で、差し引き187,429,554円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は163,471,324円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額192,541,518円に対し、支出総額590,976,540円で、収入額が支出額に対し398,435,022円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填いたしております。

また、当年度純利益、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を合わせた628,191,960円を翌年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第69号から議案第82号までの14議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

引き続き、日程3．議案第69号、議案第70号の補正予算案2議案、議案第71号から議案第80号までの条例案10議案、議案第81号のその他1議案及び議案第82号の人事案件1議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ787,326千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33,260,889千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款．総務費は440,380千円を増額補正しております。

内容としましては、平成30年度決算剰余金の2分の1以上を公共施設維持整備等基金に積み立てるほか、国債運用益の積み立てに係る経費、U-45マイホーム取得支援事業に係る経費などを計上しております。

3款．民生費は12,497千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川幼稚園の施設整備事業に対する補助金の増額分を計上しております。

4款．衛生費は24,421千円を増額補正しております。

内容としましては、風疹第5期定期予防接種を実施するための経費、麻疹・風疹任意予防

接種助成金に係る経費を計上するものです。

6款．農林水産業費は11,251千円を増額補正しております。

内容としましては、有明海のノリ養殖で色落ちしたノリを資源として有効利用を図るためのはたき海苔資源化調査事業費などを計上しております。

7款．商工費は7,622千円を増額補正しております。

内容としましては、観光名所や史跡などの観光スポットに案内看板を設置するための経費、大河ドラマ招致のためのラジオドラマ制作に係る経費などを計上しております。

8款．土木費は83,500千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽化により路面状況が悪化した市道を維持補修するための経費、豪雨時の冠水被害防止及び車両通行確保のための新設改良に係る経費などを計上しております。

9款．消防費では423千円を増額補正しております。

内容としましては、消防団員の公務災害を補償するための経費を計上しております。

10款．教育費では21,382千円を増額補正しております。

内容としましては、三橋中学校グラウンドのダグアウト設置に係る経費、学校給食費を公会計に移行するための経費、垂見小学校運動場に防球ネットを設置するための経費などを計上しております。

11款．災害復旧費では185,850千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、7月20日から21日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び農業用施設である水路の災害復旧のための経費を計上しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

13款．国庫支出金では現年発生道路施設災害復旧費など92,557千円を増額補正しております。

14款．県支出金では現年発生農業用施設災害復旧費など84,189千円を増額補正しております。

15款．財産収入では積立基金利子6,276千円を増額補正しております。

16款．寄付金では民生費寄付金など1,404千円を増額補正しております。

17款．繰入金では12,910千円を減額補正しております。

18款．繰越金では546,048千円を増額補正しております。

19款．諸収入では消防団員公務災害補償費423千円を増額補正しております。

20款．市債は、水路などの災害復旧事業費について新たに計上する一方で、臨時財政対策債の額の確定に伴う調整などにより69,339千円を増額補正しております。

第2表 地方債補正では、スポーツ施設整備事業費など5件について追加及び変更を行っ

ております。

次に、議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,300千円を増額し、補正後の予算総額を1,003,267千円とするものです。

補正の内容は、下水道事業特別会計が令和2年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、初期投資費用を抑制した企業会計システムを構築するため、既存の水道企業会計システムに下水道事業会計に係る仕様の追加、変更及びデータ移行に関する経費を計上するものであります。

次に、議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、令和2年4月より保護者等から徴収している学校給食費を公会計化するのに伴い、条例を制定するものであります。

内容を申し上げますと、学校給食費の徴収、納付及び減免等について定めるものであります。

次に、議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、法改正に基づき特別職非常勤職員として任用する職を整理するほか、会計年度任用職員を一般職非常勤として任用するに当たり、適用する条例の規定を整備するものであります。

次に、議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

住民票やマイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、本年11月5日に施行されます。これに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されるため、本市の印鑑登録証明事務におきましても旧氏での印鑑登録や旧氏併記での印鑑登録証明書の発行ができるように条例を改正するものであります。

次に、議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人

の人権が尊重され不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ることとされました。これに伴い、本市においても成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定の削除など、改正が必要な条文について整備するものであります。

次に、議案第76号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容は、特定地域型保育事業者に義務づけている連携施設の確保について、連携施設となり得る施設の範囲の拡大や連携施設を確保しないことができる経過措置期間を延長するものであります。

次に、議案第77号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第87条の改正により、同条の規定に基づき過料を科することについて規定した本市条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、放課後児童健全育成事業に関する児童福祉法の規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、職員の資格や員数を含む全ての項目が厚生労働省令で定める基準から市町村が参酌すべき基準となったため、本市条例で規定する職員の資格要件に関する経過措置を延長するものであります。

次に、議案第79号 柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、市営住宅柳河団地建てかえ事業の用地として、従前の柳河団地に加え、西に隣接していた橋本児童遊園地を合わせた敷地を利用したことにより、橋本児童遊園地が児童遊園地としての機能を失ったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度から令和元年度にかけて建てかえを実施しました市営住宅柳河団地の竣工に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容を申し上げますと、柳川市営住宅管理条例の別表について、柳河団地の所在地の表記を改正し、柳川市営住宅駐車場条例の別表について、新たに柳河団地駐車場を加えて、所在

地及び使用料を定めるものであります。

次に、議案第81号 市道路線の認定及び変更認定について御説明を申し上げます。

本案は、道路改良事業などに伴う3路線の新規認定、市道として一部通行上機能を果たしていない路線など3路線を変更認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります武藤義治氏の委員の任期が令和元年12月31日をもって満了となるため、後任の委員候補者に三小田悦子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いいたします。

日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4．報告について。

報告第9号 平成30年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4．報告第9号 平成30年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものです。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、平成30年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものですが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準の範囲内にあります。

次に、同法第22条の規定による平成30年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものですが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準の範囲内にあります。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

議長（樽見哲也君）

日程5．請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和元年9月10日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	15番	矢ヶ部広巳
16番	緒方寿光	17番	藤丸正勝
18番	田中雅美	19番	伊藤法博
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

2.欠席議員

14番	諸藤哲男
-----	------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
監	査	中	村	秀	樹

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	次	長	徳	永	喜
								喜	美
								香	

5 . 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第61号 専決処分の承認について(専決第2号 柳川市災害弔慰金の

支給等に関する条例の一部を改正する条例)

- 議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定について
- 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第76号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 市道路線の認定及び変更認定について

議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第61号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第68号 平成30年度柳川市

水道事業会計決算の認定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である三小田一美議員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である三小田一美議員を除く20名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました20名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第76号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号 柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第76号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 柳川市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第79号 柳川市児童遊園地条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第81号 市道路線の認定及び変更認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第81号 市道路線の認定及び変更認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり三小田悦子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田悦子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時16分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和元年9月12日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	4番 今村 智子	1. 産後ケア事業について 2. 教職員の働き方改革について
2	6番 江口 義明	1. ブロック塀等の安全について 2. まちづくりの景観整備について 3. 北原白秋記念館設立50周年の記念事業について 4. いじめ問題について
3	8番 立花 純	1. 持続可能な柳川市について (1) 持続可能な行政力向上について (2) 教育行政と働き方改革について
4	1番 白谷 義隆	1. ピアス跡地の活用について 2. 補助金の見直しについて (1) 補助金検討委員会の設置
5	17番 藤丸 正勝	1. 運転免許証返納後の対策は 2. 佐賀空港時間延長による柳川市民の反応は。市民への説明は。合意書の変更部分は。 3. 観光客受け入れについて

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告をいたします。

9月10日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は江口義明議員です。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長(樽見哲也君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様おはようございます。4番、公明党、今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、8月28日の九州北部の記録的な豪雨を初め、全国にもたらした台風被害で犠牲となられた方々に追悼の意をあらわすとともに、避難生活をされている方々、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。

本日の一般質問は2点についてお伺いいたします。

1点目は、産後ケア事業について、2点目は、教職員の働き方改革についてです。

壇上からの発言は以上で、質問は自席より行います。

4番（今村智子君）続

まず、1点目の産後ケア事業について質問させていただきます。

妊娠、出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援する子育て世代包括支援センターが全国に広がっています。厚労省の調査によると、平成30年4月時点で市区町村の4割超えの761自治体で設置されています。本市においても、本年3月の一般質問で設置についてお尋ねをしたところ、2020年4月設置を目指してあるとの答弁をいただきました。本市の基本理念である「柳川でよかった！ともにはぐくみ、支える、子育てのまち」を目指し、執行部におかれましては、これまで一つ一つ子育て支援事業に取り組んでいただいていることに心より感謝をいたします。

そこで、お尋ねいたします。

来年度から設置予定の子育て世代包括支援センターの設置場所を教えてください。また、その場所に決められた理由もお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、以前の一般質問でお答えしておりましたとおり、令和2年4月の子育て世代包括支援センター開設に向けて、子育て支援課と協議を行い、準備を進めているところです。

その設置場所につきましては、現在、健康づくり課健康係で行っている母子保健事業を子育て支援課に移し、この事業を担当する新たな係、仮に母子保健係とすれば、これを含めて柳川庁舎子育て支援課内に設置するとの考えでございます。

このことによって、より一層母子保健事業の充実を図り、子育て支援課の相談係を初め、ほかの係との連携を強化し、妊娠、出産から子育て期にわたってさまざまな疑問、悩み、相談に対応し、利用者の立場で切れ目のない支援を行ってまいります。

また、設置の場所を子育て支援課内とする理由についてでございますが、1番目の理由は、さまざまな課題を抱える家庭の相談支援や児童虐待対応を担当する相談係との連携を強化することで、より一層の支援が図られることです。

児童虐待防止の観点からは、年齢別の児童虐待件数はゼロ歳から就学前の子供が大半を占めている状況で、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が特に重要であり、社会的課題として取り組みを進めてまいります。

2番目の理由は、母子保健係で受けた悩みや相談に対して、同一課内の相談係や子育て支援係、児童家庭係との子育て支援に係る情報収集・提供といった連携が図りやすく、ワンストップでの支援が可能であることでございます。例えば、母子保健係で、双子を出産され、育児、家事に手が回らないとの相談があった場合、児童家庭係担当の多胎児家庭へヘルパーを派遣するエンゼルサポート事業での支援が受けられますので、同じ場所で安心して手続きをし、支援を受けていただくことができます。そのほか、生活困窮や障害のある子供さんなどの福祉的課題の解決に向けても生活支援課、福祉課との連携で円滑に支援を行うことが可能と考えます。

以上のことから、子育て支援課内に子育て世代包括支援センターを設置したいとの結論に達したところでございます。

しかしながら、今後の設置場所に関する課題といたしましては、子供連れでも気兼ねなく相談に来ていただくために、相談室内に狭いながらもキッズスペースを設置することや、相談者に寄り添った相談しやすい職員の窓口対応、赤ちゃんだっこや子供の相手をするなど、おもてなしにも引き続き努力してまいります。

子育て中の親子が気兼ねなく安心して相談できる環境と支援体制充実に向けて、これからも努めてまいります。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

支援センターの設置場所が柳川庁舎内とのことで、実は私はびっくりしております。私が思い描いていた包括支援センターは乳幼児が遊べる広いスペースが併設され、訪れるお母さん方の生活の不安や子育ての疑問などの相談がしやすい雰囲気のある独立した建物と思っておりました。

答弁にもありましたが、執行部のお考えとしましては、各課との連携で円滑な支援を行うことが可能だというふうにおっしゃっておりますが、例えば、赤ちゃんをだっこしながら、

2歳の子供さんを連れて訪れたとします。相談途中で子供さんが走り回ったり、赤ちゃんが泣き始めたりすれば、相談しようという気持ちにはなれません。円滑な連携はとても大事かと思いますが、その窓口に行くまでの母親の気持ちを酌み取っていただくことも重要かと思えます。

今後、設置される包括支援センターでは、そういった意味でも少し狭い気がするのですが、将来的には独立した建物で子育て世代包括支援センターを運用していかれるお考えはありますか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、現在、子育て世代包括支援センターの設置の準備を行っている段階で、実際にセンターを機能させたわけではございません。したがって、センターの運用については、現時点では検証できる状況にはございません。

したがって、実際にセンターが動き出した後に、今回の議員の御質問も含めて改善すべき点などが見えてくるやもしれません。そうしたときに、未来のセンターのあり方を再び協議する機会も出てくるのではないかと推察しているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

実際にセンターが機能されていない時期での質問ですが、皆さんの大切な税金を使わせていただいている事業になりますので、センターが動き出し、改善すべき点が見える前にしっかりと協議をしていただければと思います。

それでは、次の質問です。

本市における子育て世代包括支援センター内での支援事業はどのようなものがあるかを教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

本市の子育て世代包括支援センターでは、現在、健康づくり課健康係で行っております母子保健事業と新たに行う事業を予定しております。

現在行っている事業として、妊娠届を出された方に対し、窓口で母子手帳を交付しておりますが、この際、保健師が日常生活上の指導を行い、健康相談を行っております。また、集団交付による母子手帳の交付を選択された妊婦に対しましては、保健師の指導に加え、管理栄養士による栄養指導も行っております。

妊娠中の支援として、年4回、妊婦やその配偶者を対象としてマタニティセミナーを開催し、この中では、妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの抱き方などについての話や、パパの妊婦体

験を実施しており、参加者には、1世帯ごとに「やなぼ」100ポイント、さらに、子供が誕生した際は出生おめでとうポイントとして1,000ポイントを進呈しております。

出産後の母子に対しましては、出産後2カ月ごろまでをめぐり、全ての乳児の家庭訪問を行い、乳児と母の健康状態の把握と育児や産後の体調管理の指導及び予防接種、育児教室等の情報提供を行っております。

母親への育児支援等の取り組みとしては、1点目は、授乳に関する悩みが多い時期に、毎月、水の郷で赤ちゃんサロンを実施しています。母子で参加していただくことで、母乳の与え方や育児の方法など不安の解消に努めています。

2点目は、同様に開催しています離乳食教室では、母乳等以外の食品を与え始める時期に離乳食の作り方や回数など、具体的な支援を栄養士が行い、乳児の栄養の進め方や食事の与え方についての不安解消に努めています。

これらの訪問事業や育児教室等で、育児不安や体調管理が必要と思われる母親に対しては、こちらから赤ちゃんサロンや離乳食教室への参加を呼びかけ、電話や訪問によって相談を受けるなど、母親に寄り添った支援を行っているところでございます。

さらに、乳児家庭全戸訪問で継続的に支援が必要と思われる家庭には、子育て支援課が行う保育士による養育訪問支援事業につなげ、支援を継続しています。

また、子供の発達に不安や子育てしにくいなどの訴えがある親子に対しては、毎月2回、水の郷で親子教室を開催し、保護者の不安軽減と子供への接し方などの支援を行っております。

このほかに、地域における子供の見守り活動として、地域の民生委員・児童委員と主任児童委員が子どもを守る地域ネットワーク事業として、4カ月以降の赤ちゃんのいる家庭に対してお祝いのプレゼントを持って家庭訪問を行い、育児の困り事など遠慮なく相談していただきとの挨拶とともに、地域での見守り活動をされています。

また、新たに行います事業としては、妊産婦及び乳幼児の状況を把握し、個別面接した結果を記録に残しておくための支援台帳を子育て世代包括支援センターの職員が作成いたします。

その支援台帳をもとに、支援が必要と思われる母子に対しては、個々の課題に対し支援プランを職員が作成し、妊産婦からの相談を受けたり、子育て支援の情報提供や保健指導を行うこととしています。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

その中で、産後間もない時期、退院されてから2週間から4カ月ぐらいまでの時期の支援事業はありますか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

産後2週間から4カ月までの支援事業について、本市の取り組み状況を御報告いたします。出産後は、育児の負担と産後の体調変化に伴う精神的負担感により産後うつを発症しやすい現状があります。

そのため、本市におきましては、先ほどお答えしましたように、産後2カ月ごろまでをめぐりに行っています乳児家庭訪問や母親への育児支援等の取り組みとして赤ちゃんサロン、離乳食教室に参加を呼びかけております。

また、子育て世代包括支援センター設置に合わせて、早期に産婦の状況を把握し、支援につなげるため、出産後2週間をめぐりに産婦宅に電話し、産後の回復が順調になされているか確認をしたり、困り事の相談を受ける取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。

出産後2週間をめぐりに産婦宅に電話をされ、健康状態や困り事の相談の取り組みを考えてあるとのことですが、この時期にぜひとも早急に取り組んでいただきたい支援事業があります。それは産後ケア事業です。

実は、私ごとになりますが、大切な友人が産後うつで命を絶ってしまいました。余りの突如の出来事で、何もしてあげることができなかったことが悔やまれて仕方ありません。亡くなった友人の旦那さんも本人がなかなか病院には行きたがらなくて、無理にでも連れていけばよかった。そしたら、こんなことにはならなかったかもとつらい思いを話してくださいました。きょうあすにでも起こり得るこの問題を柳川で絶対に起こしてはならないと思います。

産後ケアとは、退院直後のお母さんと赤ちゃんに対しての体と心のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制を意味しています。少し前までは、妊娠し、出産近くになると実家に戻って、しばらく家族にお世話をしてもらい、安心して子育てをすることができました。しかし、最近はさまざまな事情から若い夫婦だけで育児をしている家庭も少なくありません。周囲に知り合いもなく、子育て情報は育児の本やインターネットで検索して子育てをしてあります。しかし、子育ては本のとおりにはうまくいきません。思いどおりいかず、いらいらが募り、また、女性ホルモンの影響で体の不調も重なり、ついには産後うつになる方もいらっしゃいます。

柳川在住のお母さん方の中でも、産後の子育てに悩んである方がたくさんいらっしゃいます。その声を紹介させていただきます。小さなことでも気持ちを伝えたりアドバイスいただ

ける身近な人が欲しかった。産後半年以上、ほとんど社会とのつながりがなく、外に出ていなかった。また、ある方は、産後1カ月後、実家から柳川に戻ってきて育児と家事との両立ができるのか不安でいっぱいでした。そして、母乳が軌道に乗るまでのつらさ、頼れる人がそばにいない不安、孤独感、そのことを考えると、柳川に戻ってきたときに頼れる場所があるのはどんなに心強いかと訴えてあります。

実は、ここ数十年、産後うつに苦しむ女性の実態が少しずつ明らかになってきました。国立成育医療研究センターは、平成30年9月に産後1年の女性の死因の第1位は自殺との深刻な発表をしました。自殺に直結する産後うつは見逃せない社会問題となり、それを予防する有効な対策として産後ケアが必要とされているのです。

また、産後の目的は、乳児虐待の予防もあります。実は子供虐待による死亡事例の40%から60%はゼロ歳児であり、加害者のほとんどが実の母親です。そして、約半数の母親に精神疾患が診断されています。このように妊産婦のメンタルヘルスケアの充実はとても重要であると考えます。

では、私が支援をお願いしたい産後ケア事業がどんなものであるかを御説明いたします。こちらに、(資料を示す)皆さんのお手元にこのような資料をお配りさせていただいておりますので、これを見ながらお聞きください。

これは近隣の大牟田市における産後ケア事業です。まず悩みとしては、今お伝えしましたように、本当に授乳がうまくいかないとか、育児に疲れてしまったとか、赤ちゃんがなぜ泣いているのかわからないとか、そういった悩みを抱えていらっしゃるお母さん方ですね。そして、利用できる方というのも全員が全員ではありません。特に産後4カ月未満のお子さんとそのお母さんで、育児支援者が少なく、ほとんど周りにいらっしゃらないとか、あと、保健指導や育児指導を希望される方、また、産後の体の回復に不安があったり、心身の不調や、また育児不安などのある方を対象に利用をできるようになっております。

具体的に内容を申し上げますと、お母さんとか赤ちゃんのケアと育児のサポートが行われますが、場所といたしましては、これは各病院とか助産所を利用させていただいての事業となります。実は3種類ございまして、大牟田のほうでは2種類が書いてありますが、宿泊型といいまして、利用の開始から24時間利用されて、食事が3回あります。利用される個人の負担というのは1泊2日で5,400円、非課税の方に関しましては1泊2日1千円で利用が可能となっております。日帰り型といいまして、利用開始から6時間の利用で昼食があります。これは課税世帯の方が1日2,200円、そして非課税世帯が1日300円で、内容的には御老人の方が福祉で通っていらっしゃるデイサービスをイメージしていただければ理解していただけるのではないかなというふうに思っております。

もう一つ、訪問型とありまして、直接個人の訪問をさせていただいての形となりますが、大牟田のほうでは一応この2つを取り扱ってあるそうです。

裏に書いてあるように、これは受け入れてくださる産婦人科の方というのが本当に大切なことなんですけれども、やっぱりどうしても受け入れとなりますとベッドを1つとか2つちゃんとあけておかないといけないといった事情もございますので、この大牟田では4カ所が受け入れてくださるのは本当にすごいことだなというふうに思っている次第です。御利用方法はここに書いていますので、また読んでいただければと思います。

この事業を市独自で行うと財政面での心配があると思います。自己負担というのはこのように5,400円とか2,200円ですけれども、全体ですとかなり金額もかかってくるということになって、財政面での心配があると思いますが、実は国の事業で産婦健康診査事業というものがあろうと、国が2分の1の費用を補助されるそうです。この件に関して、産後ケア事業も含めての御意見をぜひお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

御質問にお答えいたします。

子育て中の母親を取り巻く環境は千差万別で、必要となる支援内容は異なっておりますので、議員が言われます産後ケアの支援の充実を図ることは重要であると考えております。

産後ケアの実施方法には、先ほど議員が言われましたように3種類のサービスがございます。

1つは、宿泊型で、病院や診療所、助産所の空きベッドを活用して利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するものです。このサービスの実施には、宿泊先の確保や受け入れ先の人的確保などの課題があるかと考えております。

2つ目は、デイサービス型で、日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別、または集団で心身のケアや育児のサポートを行い支援するものです。このサービスは、どんな場所で、どんな支援者が必要なのか、研究、考えることが必要であると思います。

3つ目は、アウトリーチ型で、実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かい支援を実施いたします。このサービスでは、母子の移動が不要のため、必要な時間にサービスを受けられる利点がありますが、サービスの支援内容やサービスの提供先の確保などの課題もございます。

それから、議員が言われました産婦健康診査事業は、産後うつ予防や新生児への虐待予防などを図るため、産後2週間、あるいは産後1カ月など、出産後間もない時期に母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握などに係る健康診査費用を産婦にかわって市区町村が負担した場合、その費用の2分の1を国が補助するものです。この補助を受けるためには、産婦健康診査の結果を踏まえ、支援が必要と認められる産婦に対しては、産後ケア事業における支援を行うことが必須とされております。

したがって、今後、役所内はもとより、市民の皆様の御意見を伺いながら、柳川市在住の産婦に有効となる支援につきまして検討を重ねてまいります。

今後とも子育て世代の皆様や家族が安心して子供を産み育てられる柳川市に向けて、子育て世代包括支援センター開設を機に、母子保健及び子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

柳川には、子育て支援を喜んでしていただける市民の方がたくさんいらっしゃいます。本当にありがたいことです。特に産後ケアは、病院や助産所の御協力なくしてはできるものではありませんので、ぜひともしっかり御意見を伺いながら支援事業を進めていただきたいと切に願い、この件についての質問は終わります。

続きまして、教職員の働き方改革についてでございます。

国づくりの根幹は人づくりであり、その礎となるのが教育であります。一人一人の人格と個性を尊重して、その限りない可能性を開花させていく人間教育は、令和時代で最も大事なことだと思えます。その重要な役割を担ってあるのが学校の先生方です。未来の宝である子供たちを育てることに喜びを感じ、子供の幸福のために日々頑張ってくださいています。しかし、その心身の頑張りが体に異変を起し、体調を崩され、学校を休まれる先生もいらっしゃると伺っております。

そこで、お尋ねいたします。

現在、本市において病休をとられている教職員の数を小中別に教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをいたします。

本市の教職員の中で病休をとられている先生方の数でございますけれども、現在の状況で申し上げますと、講師の先生まで含めまして常勤の教職員で、小学校が5人でございます。中学校では病休の教職員はいらっしゃいません。この数には精神的疾患の理由で病休をとられているというふうな理由の先生方も含む数でございます。

以上です。

4番（今村智子君）

小学校では5人の病休とのことですが、そのクラスへの対応はどのようにしてありますでしょうか、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

小学校におきまして、担任の先生が病休になった場合の対応といたしましては、かわりの補充の先生、講師の先生を雇用することになります。しかしながら、講師の先生を探すのにも時間がかかります。講師が見つかってから任用の手続が終わるまではそこに補充に入るわけにはいきませんので、その場合におきましては、講師の先生が入るまで主幹教諭等が担任と

なり授業を行うということになります。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございます。

OECD、経済協力開発機構が世界の小・中学校で働く先生たちの実態調査を行いました。皆さんのお手元にありますこのグラフをごらんください。（資料を示す）ここで教員の勤務時間、1週間単位で調査されたんですけれども、中学校は世界48の国と地域、小学校は世界15の国と地域を対象に1週間当たりの教員の勤務時間を調査しております。その結果、日本の教員の勤務時間の長さは世界一でした。その長さは、日本の中学校教員は56時間で、小学校教員は54.4時間です。小・中学校ともに週休2日とったとして、1日10時間以上の勤務をされてあることになります。しかし、項目別に見てみますと、中学校教員の場合、授業時間はこの56時間中の18時間で、これは調査平均の20.3時間よりも短いという意外な結果になっています。そのかわり事務業務5.6時間で、平均の2.7時間よりも長く、部活などの課外指導、これは中学校の教員によりますが、7.5時間で、平均1.9時間の約4倍長くて、参加国で最長でした。

資料には載せておりませんが、授業準備も8.5時間で平均より長いです。また、小学校教員も事務業務は5.2時間、授業準備の8.6時間も参加国で最長でした。

今回のOECDの調査結果について、文部科学省の担当者は、勤務時間の長さに危機感を持っている、働き方改革を推進していくとコメントをされております。

この調査結果を踏まえて、本市において教職員の勤務時間の長さについてはどのようなお考えかをお聞かせください。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

教職員の勤務時間の長さについて考えはということでございますけれども、議員お示しの資料のとおりでございます、これは日本の全国的な課題となっております。

本市におきましても、今後取り組むべき大きな課題として捉え、対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

本市では、勤務時間の適正な把握を行うために、現在、ICカード方式による出退勤管理システムの導入に向けた準備を進めておりまして、10月には仮稼働を行うということにいたしております。

今後、学校における長時間労働を削減することで、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる職場づくりを目指してまいります。このことが教職員が子供と向き合う時間を十分に確保して、学校教育の質の維持、向上につながるものと考えております。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございました。

小学校では、2020年度から、中学校では2021年度から学習指導要領が新しくなるのですが、どのように変わるか、簡単にポイントだけ教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

新学習指導要領のポイントについてお答えをいたします。

現代の情報化、グローバル化の進展、人工知能の進化など、子供たちの将来は予測困難な時代になると言われております。このような状況の中、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む、社会に開かれた教育課程の実現を目指すことが示されております。

具体的には、育成を目指す資質・能力を大きな柱といたしまして、全ての教科等の目標及び内容が知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養の3つの柱で再整理をされております。

また、すぐれた教育実践に見られる普遍的な視点である主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められているほか、単元や題材などの内容や、時間のまとまりを見通して行うカリキュラム・マネジメントの充実が求められております。

そのほかの改善事項といたしまして、外国語教育の充実を図るため、小学校の第3・4学年で外国語活動を、第5・6学年で外国語科が導入されます。加えて、情報活用能力の育成のため、各教科等でコンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図るほか、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を実施することになっております。

以上でございます。

4 番（今村智子君）

ありがとうございました。

新しく小学校では外国語教育の充実、またプログラミング導入など、今まで以上に先生方の負担がふえ、体調を壊される方もさらに出てくるのではないかと心配をしております。

ある学校では、配布物の印刷業務などを教員にかわって行うスクールサポートスタッフを導入し、先生が児童・生徒への指導や教材研究に集中できる環境を整えているところもあるそうですが、本市でのそのような取り組みがございましたら、教えてください。

以上です。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

本市で既に実施していることといたしましては、事務職員の充実による学校運営体制の強化の一環といたしまして、生徒数が多い大和中学校及び三橋中学校で、市の負担で事務職員をそれぞれ1名増員という形で雇用をいたしております。

また、本市では、配慮を要する子供たちを支援する特別教育支援員をほかの自治体と比較しますと多く雇用しておりますほか、校務支援ソフト等を導入いたしまして、児童・生徒の出席管理や通知表作成をそのソフトで行うなどによって教職員の負担を減らす取り組みを行っております。

そのほか、総合的な学習の時間にゲストティーチャーとして外部の講師の方に来ていただいたり、学校によっては地域の方に昔遊びの指導や読み聞かせ、答えの丸つけなどをしていただいているという学校もございます。

また、今回の議会に条例案を提案しております学校給食費の公会計化も、教職員とともに保護者負担の軽減にもつながるというものと考えております。

今後の取り組みにいたしましては、本年4月に策定をいたしました柳川市の教職員の働き方改革取組指針に基づき、定時退校日や部活動休養日の徹底、地域等と連携をいたしました登下校時の安全対策の推進、こういった学校が担うべき業務の整理を行うことによりまして教職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

2017年度より本市においてコミュニティスクールが導入されていますが、コミュニティスクールを実施したことで教職員の負担軽減やその他のメリットがありましたら、教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

コミュニティスクールの導入による教職員の負担軽減やメリットがありましたらということですが、コミュニティスクールの取り組みは、地域がこれまで以上に積極的に学校運営にかかわることで学校と地域の双方が元気になる、そういうことができる仕組みでございます。

このコミュニティスクールの推進母体となる学校運営協議会での協議を踏まえ、学校、家庭、地域が同じ目的のために適切な役割分担をすることによって、全体として教職員の負担は軽減していくということになります。

コミュニティスクールを実施する学校には、地域学校協働本部を立ち上げることとなります。この地域学校協働本部が地域コーディネーターを中心として放課後の学力定着のための

支援や通学路の安全点検、登下校時の見守り活動の充実、地域のお祭りの共催、こういったことを行うこととなります。

今後は、学校と地域が目標を共有しながら、各学校・地域の特色を生かした活動を行っていくことで今後メリットが出てくるものだと考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。

コミュニティスクールが本当に地域の方のサポートのおかげで、しっかり学校、また子供たちのために行っていることに本当に感謝をいたします。

教職員の負担軽減により、先生方が笑顔で心豊かに子供たちと向き合えるようになれば、子供たちは笑顔で学校生活を送ることができると思います。柳川の宝である子供たちを心豊かに育てていくのは私たちの使命であると思います。

教職員の皆様、学校教育関係者の皆様、そして地域の皆様のさらなるお力添えをお願いし、本日の私の質問は終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、6番江口義明議員の発言を許します。

6番（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番江口義明です。議長の発言の許可がありましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、柳川市がこれから発展し、住民の皆様が住みやすく、そして、私たちのまち柳川に多くの観光客が訪れる魅力あるまちになるために質問させていただきます。

前回の質問でも行いましたが、観光客の誘致等については、柳川市の歴史的な遺産や人物、それに掘割などの水質の改善が必要であると考えております。特に、自然災害が多発している現状を踏まえ、柳川市で起きたときのことを想定して、それに対応できる施策が必要ではないかと思っております。

そこで、今回は具体的な政策について絞り込んだ質問をさせていただきたいと考えております。

1つ目はブロック塀等の安全について、2つ目がまちづくりの景観整備について、3つ目が北原白秋記念館50周年の記念事業について、最後に、学校におけるいじめ問題について質問させていただきます。

特に、1つ目と2つ目については、柳川市のまちづくりに欠かせないものと思っております。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

皆様の記憶にも新しいと思いますが、昨年6月に発生した大阪北部地震の際に、倒壊したブロック塀の下敷きになって登校中の小学校4年生が亡くなるという本当に悲しい事故が発生いたしました。このような事故は、いつ、どこで起きるかわかりません。もしこのような事故が柳川市内で起きたとしたら、その事故に遭遇した方の未来が閉ざされ、その家族にとっても大きな悲しみとなってしまいます。

2016年に起きた熊本地震の際にも多くの建物が崩壊し、多くの犠牲者を出しており、柳川市でも大きな被害が出た自然災害であります。私たち人間は、このような大きな自然災害に対して本当に無力であると感じた瞬間ではなかったかと思えます。

また、軟弱有明粘土層の上にある柳川市、ここで地震が起きた場合にはかなりの被害が出るものと思っております。そのようなときに、柳川市内のブロック塀も多く存在しておりますので、巨大地震のような災害が起きても被害を最小限にとどめるための政策が必要であると思っております。

まず初めに、その事故を受け文部科学省は、昨年8月、学校施設におけるブロック塀等の安全点検の調査を行ったと聞いております。

福岡県内の643校においてブロック塀に問題があると公表されておりますが、柳川市内の小・中学校ではどのようなになっているか、お尋ねします。

あとの質問については自席より行いますので、議長のお取り計らいよろしく願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

江口議員の御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、昨年発生をいたしました大阪府高槻市でのこの小学校での事故を受けまして、直ちに市内小・中学校の緊急点検を行いました。その結果を受けまして、昨年度中に小学校5校、中学校1校のブロック塀を修理、改修をいたしました。

現在、市内小・中学校に安全性に問題があるブロック塀はございません。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

市内の小・中学校の施設については既に改修され、問題のあるブロック塀はないようです。

が、市内の通学路周辺では危険なブロック塀がまだ点在しているものと思われます。

福岡県によると、小・中学校の通学路に面したブロック塀の調査結果を昨年12月に公表されており、安全性に問題があるブロック塀は約400カ所以上あったとのことですが、柳川市内の通学路に面したブロック塀の状況についてお尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

江口議員の質問にお答えします。

福岡県では、小・中学校の通学路に面したブロック塀について、県内2万2,683カ所で点検を実施され、そのうち安全性に問題があると判定されたブロック塀は435カ所です。

柳川市内につきましては、455カ所を調査し、そのうち14カ所について安全性に問題があると判定されております。

以上です。

6番（江口義明君）

柳川市内にも危険なブロック塀が点在しているようですが、それらの危険なブロック塀、撤去すると市から補助が出ると聞いておりますが、その内容についてお尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

柳川市では、地震によるブロック塀等の倒壊による被害防止、避難経路の確保を目的に、国と県の補助を受け、柳川市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を策定し、本年4月より危険なブロック塀を撤去される方に対し、補助金を交付することで速やかな改善を促したいと考えております。

補助対象となる工事は、道路に面する1メートル以上の安全性に問題があるブロック塀の撤去費用で、補助金の額は撤去費用の2分の1、上限は109千円となっております。

市民の皆様には、適正な維持管理や補助制度について、市のホームページと4月15日号の市報に掲載をしておりましたが、9月1日号の市報に再度掲載し、適正な維持管理や補助制度について周知を図っております。

また、福岡県の調査で安全性に問題があるとされた14カ所の所有者に対し、福岡県と柳川市の担当職員により、ブロック塀の現状と撤去費用に対する補助制度の説明を行い、早急な改善をお願いしているところでございます。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

道路に面した危険なブロック塀の撤去をされる方に対し、撤去費用の2分の1、上限109千円を補助されるとのことですが、これまでの相談件数や補助金の申請状況についてお尋ねいたします。

建設課長（待鳥 哲君）

電話による相談も含めると30件の相談がっており、申請人立ち会いのもと26件の現地調査を実施しております。

調査後、補助対象となった箇所は12件であります。現在、5件の補助申請がされているところです。

補助申請が行われていない箇所については、ブロック塀の撤去方法や復旧方法などについて検討されており、技術的なアドバイスなどを行い、早急に危険なブロック塀の撤去をお願いしていきたいと考えております。

また、補助対象にならなかった箇所については、所有者の方に対し適正な維持管理をお願いしているところです。

以上です。

6番（江口義明君）

わかりました。

危険なブロック塀の撤去に対する補助、ことし4月から始めたばかりであり、そのブロック塀は個人の所有物であります。一刻も早く危険なブロック塀の撤去を行い、市民の皆さんが安全で安心して通行できるようにしていただきたいと思っております。

また、ブロック塀を撤去された後には、フェンス等で復旧されるところが多くあると思いますが、景観に配慮した樹木などの生け垣等で復旧されれば、まちの景観がよくなっていくものと思っております。そこで、景観に配慮した生け垣等を設置していく補助ができないものか検討していただきたいと思っております。このことは柳川市の景観を守るための一つの提案とさせていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問に入ります。

これまで観光資源が多く集まる沖端地区や、観光の玄関口となっている西鉄柳川駅周辺地区の整備が行われておりますが、新しい観光振興計画には、観光入り込み客数の増加とともに、滞在時間を延ばし、観光消費額を増加させるような量から質への転換も掲げられております。そのためには、観光スポットの整備やそのほかの施策の展開が必要であると思っておりますが、今後こうした取り組みの計画があればお聞かせください。

観光課長（松藤満也君）

江口議員の質問にお答えします。

市ではことし3月に、10年後の柳川市の観光を見据えた第2次柳川市観光振興計画を策定したところでございます。

議員御指摘のとおり、これからは数を頼む観光（周遊型観光）ではなく、質の高い観光（滞在型観光）を目指しているところでございます。

現在、観光客の皆様が柳川に長時間滞在していただき、飲食や宿泊をすることによって、消費額を伸ばしてもらうためのさまざまな取り組みを展開しているところでございます。

具体的には、今年度NHK大河ドラマの招致活動の一環として、立花宗茂・闇千代の市内のゆかりの地を初めとする新しい市内の観光スポットに光を当て、多言語による案内看板を設置する事業や、市の観光ボランティアガイドと観光協会がやっております観光ガイド（さるく）を本年4月に統合いたしました。研修や勉強会などを重ねていながら、さらなるレベルアップを図るなど、まち歩き観光の推進を目指しているところでございます。

また、現在、両開地区で開発を進めております、くもで網漁やムツかけ、体験農園、キャンプなどができる体験型施設としての柳川観光第2のエンジン創出事業にも取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度から重点的に進めている事業といたしまして、第2次柳川市観光振興計画の核となる「市民みんなでつくる交流力」をコンセプトに、市民の皆様がもともと持っている質の高い、豊かな暮らしに根差した観光によるまちづくりを推進し、柳川観光の新しい価値を創造していく施策を実施していくこととしています。

具体的には、地域資源を生かし、効果的、効率的な集客を図り、稼げる観光地づくりを目指すための柳川版DMOの構築を目指し、全ての観光機能を一元化したワンストップサービスを具現化するための観光プラットフォームづくりを観光協会など関係機関と綿密に連携しながら、今年度より福岡県や福岡県観光連盟の支援を受けて2年間のスケジュールで準備を進めているところでございます。

現在、構築のスケジュールと取り組み体制を固めておるところございまして、今秋から市内の全地域に入り、勉強会やワークショップを重ねながらしっかり取り組んでまいります。かなり大がかりの作業になります。議員の皆様におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願いいたしますところでございます。

以上です。

都市計画課長（目野隆広君）

江口議員御質問の滞在時間を延ばし観光消費額を増加させるような量から質への転換のための観光スポットの整備についてお答えいたします。

観光スポットの整備としましては、現在、沖端水天宮周辺地区の整備を計画しております。この水天宮周辺地区は、地域住民の生活の場であるとともに、本市観光の中心拠点でもあり、良好な景観の創出と保存に取り組むべき重要な地区であります。現在、水天宮周辺の石積み護岸は水路底の洗掘等により損傷をしております。その影響で道路の石畳にずれや沈下が発生するなど、支障を来している状況です。

そこで、今回の計画では、石積み護岸の整備とあわせて、地域の特性を生かした新たな魅力ある場所となりますように、道路空間を車中心から歩行者中心の空間に、そして、掘割と水辺空間を通り過ぎるだけの空間から、ゆったりと人々が憩い集える空間になるよう整備を行い、水郷柳川らしい景観を楽しみながら、方言で言いますと、ゆつらあと過ごしていただ

いたり、人々が集える空間で開催されます地域イベントに参加していただいたりしながら、滞在時間の延長と観光消費額の増加を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。

沖端水天宮周辺の景観は、今言われます柵もなく、昔ながらの石積み護岸も残っております。そして、水路底の土砂が洗い流され、かなり深くなっていることは、私も城堀の堀干しのとき清掃作業に参加した折に認識しております。石積み護岸の下がかなりむき出しになっており、大型地震のような自然災害が発生したら、すぐにでも崩壊してしまう可能性が高いと思います。しかしながら、川底をコンクリートなどで固めてしまえば柳川の掘割の役目をなくしてしまいますので、その点は十分に配慮した整備が必要であると思っております。

現存する自然石の護岸は歴史的な遺産でありますので、ぜひともそれを保存する整備を考えていただき、景観の保存に努めていただきたいと思いますと思っております。

また、多くの店など昔ながらの町並み、景観を残しており、景観の整備に当たってはそれらの保存と活用が重要であると考えております。

そこで、前に質問させていただいた無電柱化について、この沖端地区の景観を守るためにも必要な事業ではないかと考えております。電柱がなくなるということは電線もなくなりまので、本当にまちの景観は一変します。昔ながらの懐かしさや哀愁を感じさせる柳川の町並みを整備するためにも、電柱をなくすことが第一だと思います。

以前、視察研修に行かせていただいた際、岡山県の倉敷美観地区や岐阜県の飛騨高山など日本を代表する観光地でもこの無電柱化は行われており、私がそこに行った際は本当に素晴らしい町並みを見ることができました。

さらに、無電柱化することにより災害の際にも安全であり、さらに良好な沖端らしい景観を大切にできるこの事業は一石二鳥でもありますので、ぜひとも推進していただきたいと思います。市の考えをお尋ねいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

沖端水天宮周辺の無電柱化事業についてお答えいたします。

江口議員おっしゃるとおり、沖端水天宮周辺は、観光面や郷土愛を育むといった面から良好な景観を創出していかなければならない重要な地区と考えております。このようなことから、沖端水天宮周辺の無電柱化の必要性につきましては、以前より認識しており、今回の整備計画とあわせて整備ができないか検討を行ってきたところでございます。

具体的には、無電柱化を実施する場合、課題となります九州電力との事業合意、それから施工方法、財政面における整備費、将来的な維持管理費など、さまざまな面について現在も関係機関との協議、検討を進めているところでございます。その結果を見まして実施につい

での判断をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。平成28年度に無電柱化の推進に関する法律が定められておりますので、国や県とともに連携して、ぜひ整備ができるようお願いいたします。

また、先ほども申し上げました無電柱化の先進地である倉敷なども調査に行っていたいただき、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりと柳川市の観光の発展につなげていただきたいと思います。

このような整備が行われれば住民の皆様も納得できる、さらによりよい沖端地区の整備計画ができるものと思っております。

それから、沖端地区の計画の中で水天宮周辺には集えるような空間が確保されているようにございますが、その空間はどのように活用されるのでしょうか。また、活用されるとしたらどのようなことを想定されているのか、お尋ねいたします。

都市計画課長（目野隆広君）

沖端水天宮周辺に人が集えるような空間の活用についてお答えいたします。

これまで沖端地区では、景観面から地域の課題を解決するということで、地域の事業者や住民の皆さん、区長さん方で構成します約30名の方々に参加いただきました沖端まちなみワークショップを平成28年度から平成30年度までの3年間で計15回開催いたしました。

その中では、地域住民や観光客が道路や掘割を含めた空間で憩い、集える場となるような空間づくりが大きな課題の一つとなっております。このため、まちなみワークショップでは、みんなが集まる沖端らしい場所づくりをテーマに検討を進め、掘割沿いの空間の人が集まる場にバンコを設置する社会実験を実施してきております。

また、沖端地区では、観光協会で開催されております「柳川OUTING!」のイベントや、花のあふれる沖端を目指すとともに、地域の特徴的な樹木であります柳の根元を管理するための柳ガーデンの取り組み、水天宮周辺の空き店舗を活用した私設図書館「おきのはた図書館ペチカ」などが催されております。こういったことを考えますと、人が集える空間が確保できれば、憩いの場としてだけでなく、イベントでの活用も可能と考えております。

平成30年度からは、福岡大学教授の柴田先生、九州大学准教授の高尾先生、西日本工業大学准教授の長先生、そのほか、沖端地区の区長さんや沖端商店会、柳川市観光協会、市内事業者などの総勢12名で構成します沖端水天宮周辺地区デザイン検討会議で沖端水天宮周辺地区の整備計画に伴います道路や水辺空間の構成、それからデザインのほか、利活用の仕方についても協議を進めております。

今後は、デザイン検討会議での協議結果をもとに、引き続き沖端地区で市民ワークショップを実施しまして、地区の住民や事業者の皆様方と一緒に、人が集う空間の具体的な利活用

方法や活用促進策について協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、先ほど観光課長より答弁がありました今後のさまざまな観光施策の展開と、こうした沖端地区での取り組みの相乗効果により、本市のさらなる観光の活性化を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。将来につながる整備計画をしっかりと策定していただくようお願いいたします。

そして、人々が集うようになれば、そこには商いができる条件が整います。しかしながら、現在、柳川市内の商店街には空き店舗が多く、その利用方法がこれからのまちづくりには欠かせないものであると思っております。

以前の商店街には多くの方々が足を運び、活気にあふれていたと聞き及んでおります。もちろん現在のような大型店舗もなく、さまざまな日用品や食料品が商店街で手に入っておりました。しかし、現在の商店街はシャッターがおりている店舗が多く見受けられます。このような状況を改善するためにも、空き店舗の再利用は柳川市の商業の発展に欠かせないものであります。特に、沖端水天宮周辺には多くの観光客が年中訪れており、さまざまなお店めぐりをされ、歩かれております。そのためにももっと多くのお店が必要になると思っておりますので、沖端水天宮周辺の空き店舗を利活用することも必要ではないかと思っております。

現在、久留米市では、空き店舗ツアーなるものを開催して空き店舗を再利用し、幾つかの店舗が開業しております。柳川市においてもこのような利活用の取り組みができないか、お尋ねいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、江口議員の御質問にお答えをいたします。

久留米市が実施をいたしております空き店舗ツアーのような、そういった取り組みを沖端地区でもできないかという御質問でございますけれども、久留米市におきましては、中心市街地の空き店舗解消を図るために、出店希望者を対象に四、五件の空き店舗をめぐるほか、新規出店に関する市補助金の案内等を行う空き店舗ツアーと、そういったものを実施しているところでございます。このツアーは久留米商工会議所や市などでつくります市中心市街地活性化協議会というものが主体となって実施をしているところでございます。

本市におきましても、江口議員が御指摘のように、市街地における空き店舗解消というのは重要な課題であると、そういうふうに捉えております。現在、新たな起業をする人を掘り起こすためのセミナーの開催、また、起業する人への起業支援補助等を行っているところでございます。

今後は、沖端商店街の空き店舗解消を図るためには、沖端商店街で起業する人、また起業

したい人、そういったものをふやす必要があると思っております。そのためには、商店街を活性化し、魅力ある商店街をつくり上げていく必要があるだろうと、そのように考えているところでございます。

御提案をいただきました久留米市の空き店舗ツアー、そういったものを参考にしながら、商店街や商工会議所等の関係機関とより連携を深めながら商店街の活性化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。ぜひとも空き店舗利活用を推進し、柳川市の観光の発展につながることを望んでおります。沖端地区の整備により、住民の方々ももちろんのこと、観光客の皆様も喜んで行かれると思います。

そして、ここで欠かせないのが北原白秋先生です。

それでは、3つ目の質問に移らせていただきます。

ことし10月で北原白秋生家復元50周年を迎えております。また現在は、白秋記念館で50周年記念の「水の構図」写真展を開催しており、この「水の構図」というのは、白秋先生が現代に残した写真集による遺作とも言えます。

柳川市にとって、この「水の構図」は、まちづくりをする上での道しるべと言うべきものであると思います。特に、水辺の風景や昔ながらの沖端川の風景などを見ていて心が癒やされるものが多く、積極的に残していかなければならないと思っております。

先ほど質問した沖端地区の整備もこの「水の構図」を参考にしていられると思っております。それほど重要な人物であります。白秋生家50周年記念として何か事業を計画してあるか、お尋ねいたします。

生涯学習課長（新開文隆君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

ことしは北原白秋生家が復元、開館されて50周年の節目の年であります。また「水の構図」は、国指定名勝、水郷柳河すいきょうやながわの根幹をなしており、柳川市といたしましても、都市計画課など関係各所と連携をしながらこの風景を守り、後世に伝えていくための施策を行っているところでございます。

さて、生家復元・開館50周年記念事業についてでございますが、市といたしましては、11月1日号の広報「やながわ」で50周年の特集を組み、広報活動を進めてまいりますとともに、インターネットやSNSなどを通じて広く周知を図ってまいりたいと考えております。

記念館の指定管理者である公益財団法人北原白秋生家記念財団では、自主事業として現在、「水の構図」写真展が開催されており、関連して「水の構図」で白秋先生の弟子で写真家の田中善徳氏の御子息である田中収氏を招き、トーク・ライブショーが企画されております。

来年度も引き続き北原白秋生家を所有、管理している公益財団法人北原白秋生家記念財団との連携を密接にしながら、協力していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

6番（江口義明君）

ぜひとも記念財団と連携をしっかりとさせていただきたいと思っております。

ことしの初めには、北原白秋先生の映画「この道」も上映されましたが、その上映会やシンポジウムなどを開催して、北原白秋先生をPRすることも柳川市にとって大切なことではないかと思いますが、市長のお考えがあればお聞かせください。

市長（金子健次君）

江口議員の質問にお答えをさせていただきます。

ことし1月に北原白秋先生の代表的な曲の「この道」の映画が制作されました。メガホンを「半落ち」などの作品をつくられた佐々部清さん、キャストが、主演を北原白秋には大森南朋さん、また、作曲家の山田耕筰役にはEXILEのAKIRAさんがされました。そのうちのAKIRAさんが柳川に来られ、川下り等もされて多くのファンがたくさん集まって反響があったところです。

本市では、白秋先生の偉業と遺徳をしのぶため、毎年、白秋祭や献詞・短歌大会などの行事を実施しております。

来年12月に開館予定であります市民文化会館において、開館記念事業演奏会として白秋先生が作詩した奉祝曲の「海道東征」が市民楽団により披露される予定になっております。既に200名近くの方が練習に取り組み、盛り上がりを見せております。

引き続き、新たに開館する市民文化会館においても、白秋先生を顕彰するためのコンサートを毎年実施していきたい、そういう企画を考えてみたいと考えております。

また、ちょうど4年前ですけれども、平成27年1月25日に白秋先生生誕130年を記念して白秋サミットを開催いたしました。白秋先生にゆかりのある自治体、小田原市の加藤市長、また、三浦市からは吉田市長、天草市から中村市長、私も出向いて御案内をしてきました。白秋の母の実家があります南関町の佐藤町長さんもお招きをいたしまして、白秋先生のことについてのパネルディスカッションをいたしました。そのうち、それぞれの市町でどういう行事を行っているか、白秋先生をこれからどうやって顕彰していくかということについてディスカッションをしたところでございます。

今後このような事業を節目ごとに行いながら、ふるさと柳川をこよなく愛された白秋先生を全国に発信してまいりたいと考えているところです。

以上です。

6番（江口義明君）

市長ありがとうございました。柳川としても積極的に事業展開をしていただきたいと思います。

ております。

また、さまざまな事業をしていただいている中、白秋生家の来場客が年々減少していることは御存じだと思います。そしてさらには、柳川市民の来館者数はその1%にも達しておらず、ぜひとも白秋生家を訪れやすい環境を整備することも必要ではないかと思っております。

また、白秋記念館の展示物は昭和60年開館当時のままであり、老朽化も進んでおります。大々的な改修工事を実施し、柳川市民も広く活用できる空間の整備が必要であると思っております。

魅力ある歴史民俗資料館に生まれ変わるため、白秋記念館1階の歴史民俗コーナーを改装し、市民や来館者の触れ合いコーナーとして皆さんが集える空間としていくのはいかがかと思っております。

また、白秋生家を訪れたことがない多くの柳川市民のためにも、気軽に白秋生家に足を運んでいただけるように市内在住の方には割引したり、シルバー料金を設定するなど、来館できる工夫をしていただけないかと思っております。

この件に関しては、また次回の質問で具体的にお尋ねしたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは最後に、いじめ問題ですが、学校でのいじめが全国的に増加しております。このいじめが原因で小さな命をみずから絶ってしまうような事件も各地で起きております。友達同士の悪ふざけやトラブルなど、ささいなことでも受けている側が嫌だと思えばいじめになると思います。そんなことが原因になり、不登校の子供たちが非常に増加していることも事実であります。このようなことを踏まえて、市内の小・中学校のいじめの実態についてお尋ねいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

市教育委員会で把握をいたしております各学校からの報告によるいじめの認知件数でございますが、令和元年7月末現在で、小学校35件、中学校15件となっております。このいじめの定義につきましては、議員の御質問の中にあつたとおりでございます。

なお、このいじめにつきましては、各学校で行っております毎月のいじめアンケートや年2回の教育相談等により、それぞれの学校において早期発見、早期対応に努めております。

以上です。

6番（江口義明君）

やはり柳川市内でも多くのいじめ問題が発生している状況がありますが、そのようなことが原因で不登校の子供や保健室登校をしている子供が増加していると思います。

全国では、いじめ問題に対して学校が対策を怠り、生徒が自殺するような事件が起こっておりますが、これは決して対岸の火事ではないと思っております。日本の教育現場全体の問

題であります。学校は社会の縮図と言いますが、学校の中で起きているいじめの情報は外に出ないことが多く、ほとんどが学校内部で処理されております。もちろん子供たちの個人情報保護や少年保護の観点から名前を公表したりはできないかもしれませんが、ある程度の情報を出して地域社会全体で解決していかなければならないと思っております。

また、凶悪な犯罪が低年齢化している状況も教育現場でのいじめ問題が起因となっている部分でもあるのではないかと考えております。

いじめ問題に遭遇したときに、いじめた側もいじめられた側も、そして、それを見ていた子供たちの精神的なケアが必要であると考えております。そんな子供たちの精神的なケアはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

教育部長（袖崎朋洋君）

本市の小・中学校では、いじめについて定期的に校内いじめ防止対策委員会を開催しております。あわせて、先ほど課長も申し上げましたように、定期的なアンケート、児童・生徒を対象といたしましたアンケート調査、教育相談を通じまして、いじめに関します実態の把握に努めておるところでございます。

その結果、もしいじめがあることを学校が確認いたしました場合は、直ちにこの校内いじめ防止対策委員会を開催いたしまして、情報の教員同士の共有はもとより、いじめを受けました児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保いたします。

いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人、例えば、親しいお友達でありますとか先生、家族などと連携いたしまして、寄り添い支える体制をつくってまいります。そして、いじめられました児童・生徒が安心して学校生活ができますよう、必要に応じまして保健室や教育相談室で指導し、落ちついて教育を受けられる環境を確保いたします。

また、状況に応じまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉などの専門家、そして、警察経験者などのスクールサポーターなど外部の専門家の協力を得ましてケース会議を開催するなどして、児童・生徒の支援に当たっていくこととしております。

以上でございます。

6番（江口義明君）

ありがとうございます。さまざまな状況に応じたケアがなされ成果を上げていると思われませんが、柳川市内ではいじめ問題がなくなることを目指した教育が必要であると思います。

今後は、先ほども言いましたように、ほかの都市などでさまざまな事件が起きているのを対岸の火事という気持ちで考えるのではなく、教育現場全体の問題であるという認識をさらに持っていただき、いじめ問題の解決に当たっていただくように切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして江口義明議員の質問を終了いたします。

第3順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純でございます。議長より発言の許可をいただきました。

まず冒頭に、先月末の記録的な大雨による佐賀県内の3つの市と町を中心に被災された方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

平成は日本に戦争がなかった時代でありました。反面、大規模な自然災害が目立った時代でもあり、多くの方が亡くなり、被災をされました。この平成の30年間でこれだけの多くの災害を経験しますと、安心・安全という観点で今のスケールメリットで大丈夫なのかということは市民の皆さんも感じていることなのかもしれません。また、世界を見渡しますと多くの国、地域で紛争や飢餓に苦しむ人々がたくさんいます。令和の時代においては、平和な時代が続き、災害も少ない平穏な時代になることを心より願っております。

さて、本市が掲げる平成31年度から令和4年度までの5年間を期間とする中期財政計画を拝見しますと、歳入に占める自主財源比率は30%程度であり、依存財源であります地方交付税や国・県支出金が大半を占めています。特別交付税について近年増加の傾向にありますことは、金子市長初め、執行部局の皆様の国への要望に努力いただき、感謝申し上げます。地方交付税というのは、財政力の平準化はできますが、行政力を高めることには残念ながら直接の効果は少ないのではないかと考えております。

そこで、今回の質問は、令和の時代において持続可能な柳川市のあり方について質問をさせていただきます。

詳細は一問一答方式で自席で行わせていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

8番（立花 純君）続

冒頭にも申し上げましたが、平成の時代は大規模な自然災害が非常に多かったわけですが、ちょうど28年前の1991年、平成3年9月に九州・中国地方を襲った台風19号の吹き返しの強風のため、市内の電信柱が次々と倒れ、道路を塞ぎました。当時としては、観測史上まれに見る強風であったため、建物や電柱、街路樹が倒壊し、多くの住宅で屋根瓦が飛び、停電や電話の不通が長く続きました。当時、私は、実家や親戚宅の屋根瓦が吹き飛んだため、ブルーシートを買い求めて広島市まで行ったことを記憶しています。また、7年前の平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害では本市は甚大な水害を受けました。

市民は台風や水害の教訓から、さまざまなことを学んだと思います。柳川市の行政力によって、市民の皆さんの生命と財産を守ることができるかどうか、こういう判断に至った方も大勢いらっしゃるんだと思います。

今後は、平時ならともかく、緊急時にその自治体がどういう能力を発揮できるかということとを改めて市民の皆さんに周知する必要があります。

ここでお尋ねします。平成3年の台風災害や平成24年の九州北部豪雨災害の経験を通して、本市は何を学び、今後何に生かすのか、お考えをお聞かせください。

総務課長（平田敬介君）

立花議員の質問にお答えします。

平成3年の台風や平成24年の九州北部豪雨の経験を経て何を学び、今後何を生かすのかということでございますが、九州北部豪雨の経験を踏まえて、一言で申しますと、それ以降の災害において、特に今回の大雨特別警報が発令された8月28日の大雨対応におきましては、豪雨災害の経験があったからこそ、未明から明け方での急激な気象の変化でございましたが、危機感を持って市長とも未明から早朝にかけて連絡をとり合いながら、迅速にトップを含めた体制がとれたとされているところでございます。

また、「平成24年の九州北部豪雨による7・14災害の記録」という冊子をまとめておりますが、議員の質問を受けて読み、振り返ってみて、ポイントと感じたことを述べさせていただきますと、まず一番の課題は情報の伝達で、次に、堤防の強化や排水機場の強化などのハード面の整備だったと思います。

ハード面の整備につきましては、それ以降、国や県において堤防の強化や橋のかけかえなどの整備をしていただき、本市では排水ポンプの増設をしてきたところでございます。

情報の伝達では、災害の発生をどう住民に伝え、どう避難行動に結びつけるのか、まず伝えるために防災行政無線の整備や戸別受信機の配布を進めてきました。防災行政無線につきましては、これまで37カ所設置をしてきましたが、今後5年間で新たに20カ所増設をする計画をしております。

そして、避難行動につなげるためには、情報の出し方の工夫とともに、日ごろからの訓練など自主防災組織の活動が重要となりますので、自主防災組織の組織化の支援に改めて取り組んでいるところでございます。

また、最近では毎年のように日本各地で豪雨災害が発生し、そのたびに行政の対応のあり方が問われ、被災自治体の防災担当職員の苦勞する姿を見ていますが、いつ本市に大きな被害が及んでもおかしくない状況だと思っております。

多くの自治体では、防災担当は総務課などの課内の一部門であることが多いようですが、中には、自衛隊OBや消防OBを防災担当専門官として任用して体制強化を図っている自治体もあります。

ただ、限られた職員数の中で平常時から防災部門に多くの職員を割くことは難しいところであり、また、いざ災害が発生すると全職員が動かなければなりませんので、平常時から全職員に対する研修、訓練に取り組み、市役所全体としての防災体制の強化に取り組むととも

に、防災力を高めるための新たな人材確保や現在の職員の人材育成が不可欠になっていると感じているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

さて、国のほうでは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、3か年で事業費ベースで7兆円という大変大きな予算化をされました。私は非常に大きなことだと感じております。

国が今回示した国土強靱化を鑑みて、柳川市に必要な強靱化とはどのようなことだとお考えでしょうか。

総務課長（平田敬介君）

立花議員がおっしゃったとおり、国では重要インフラの緊急点検等を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」といたしまして、3年間で7兆円という事業規模で取り組まれます。ほぼインフラ整備に充てられるようでございますが、今後、市が行う防災・減災のためのインフラ整備に活用できるものについては、市にとって有利なメニューの活用を研究する必要があると思っております。

また、事前にお伺いしたところでは、国土強靱化メニューの中に市町村職員が防災・減災に資する資格を取得した場合に交付税で措置がされるというようなことも聞いておりますが、詳細な内容がわかり次第、検討したいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

今回、私が所属します自民党柳誠クラブの会派にて、本市が抱える強靱化について熟議を重ね、その政策を国へ陳情、要望活動を行いました。その結果、国、県の採択を受けることができました。市執行部の皆様にもその活動についての御理解と協議をいただき、本年度の予算化実現となりました。

これからも大規模自然災害等に強い地域をつくるとともに、市民の生命及び生活を守ることができるよう、引き続き執行部の皆様と一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

しかし、別の視点で申し上げますと、ハードの整備だけではこの真の強靱化にはならないと思います。すなわち、受け皿となる柳川市職員の皆さんの能力を上げなければ市民の生命と生活を守る柳川市の強靱化はできない。私はそういった意味では、柳川市行政の強靱化というのを、この際、執行部の皆様と一緒に考えていきたいと思っております。

国では、平成の30年間で行財政改革を進められました。例えば、指定管理者制度、民間委託、あるいはPFI、PPPなど、さまざまな手法を取り入れながら正規職員定数の見直し

を進め、また、コスト削減に努力してきました。

一方、その結果、本市ではどういうことが起こっているかということを思います。そして、私が思うのは、現業職や技術職の人たちが圧倒的に減っているということでございます。

さて、熊本地震や西日本の豪雨災害、あるいは北海道胆振東部地震などで被災された自治体には必ず災害対策本部などが設置されています。注視する中で、すごく感じたことがあります。実はこういう事例を紹介させていただきます。

昨年7月に発生しました西日本豪雨災害での話です。当時は7月の夏場の時期で、避難所のほとんどが学校の体育館でした。また、大規模災害のため避難生活が長期となり、健康管理上、空調設備が大変重要となり、国からスポットクーラー等を迅速に手配されました。しかし、残念ながら、そのエアコンが箱から出されていないという自治体、避難所が数多く存在したケースが報告されています。なぜなら、自治体そのものが被災者だからです。また、その設備業者もみんな被災者ですから、なかなか工事に手が回らないということでした。

一瞬納得はできましたが、簡易型クーラーですから、箱から物を出して電源をつないで、水を入れてパイプを外に出せば、冷気が出る仕組みのものでした。すなわち、そういう間に入って対応ができる職員さんがいることは、結果として地域住民の生命を守ることにつながっていると思います。かといって、技術者を新規採用することは現実に難しいということには理解をしております。

そこで、本市に視点を変えて提案させていただきたいと思います。今後、一般事務職として採用された職員であっても、20代の柔軟なうちに本市にとって必要なさまざまな資格を取るということを柳川市として推進していただけたらと思います。

例えば、災害視察などで福岡県知事がお見えになったとします。役所の中に気象予報士はいますかという、まずゼロ回答だと思います。平成24年の豪雨災害が迫ったときに、気象庁はさまざまな災害についての情報発信をしています。しかし、それはある程度エリア内では情報発信できますが、そのエリア内を細分化し、柳川地域の天候を分析するという作業を誰かが見なきゃいけないことだと思います。その雲の動きこそが最も大切な情報源であり、本市における災害対策をとる基本になります。今後、自治体に必要な政治、行政力ではないかと私は思っております。

今、多くの民間気象予報会社が存在します。日々気象予報の精度を上げています。以前、日本の気象衛星を駆使しながらの予報は数キロメートル範囲でしか雲の動きが追いかけれなかったわけですが、現在はなんと250メートル範囲内で3時間後までの降水予測ができる技術が確立されています。すなわち柳川市の降雨量は計算をするつもりになれば、できる科学技術を日本は持っているのです。しかし、現場にそういう資格を持つ職員さんがいなかったら、残念ながらそういう機能は発揮できないと思います。

また、道路建設において、直轄事業でスピードが速い自治体と遅い自治体があるとよく言

われます。これは何でかという、どれだけ露払いを地元の自治体ができるかということだと思います。市の職員さんの中に地権者の顔、そして人柄をわかる人たちがいる。例えば、移転交渉の話になったときに、役所の皆さんは安易に移転補償の金額を口にすることはできません。当然です。後でトラブルになると大変だからです。ですけど、ミニマムの金額の目安を計算する人たちがいたら、おおむねこれだけの補償費は入りますよ、そうすれば移転を促す上で、移転先を見つけることもできるのではないかと思います。

例えば、不動産鑑定士、土地区画整理士、こういう資格を持った人たちが自治体にいれば事業化のスピードは格段に上げると私は思います。この際、柳川市としてどういう人材が必要か、こういう目安をつくって若手の職員さんを中心にぜひ資格を取得する、そういった後押しをしたらいかがでしょうか。

今回御提案します資格取得制度の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

人事秘書課長（高田啓介君）

資格取得制度の取り組みについてということの御質問にお答えさせていただきます。

その前に、初めに、消防本部職員を除きました職員の資格の取得状況を申し上げたいと思います。

把握できているもので、50種ほどの資格を有しているところでございます。主な資格を申し上げますと、教育関係では、幼稚園・保育園、小・中・高校の教員免許や学芸員、図書司書など、また、医療・社会福祉・保健衛生関係では、保育士、看護師、栄養士、介護福祉士、社会福祉主事など、また、輸送・機械運転関係では、大型自動車免許やフォークリフト、クレーン、船舶免許、そして、建築・土木関係では、建築士や電気工事士、危険物取扱者などの資格を有し、そのほかにも気象予報士、行政書士など多種多様な資格を有しているところでございます。

これらの資格につきましては、市役所入所前から取得しているものもあれば、配属先の業務で必要となって取得した資格等もでございます。

資格取得のほかに、職員として専門的知識、技術を磨くために土木施工管理など建設技術の向上を図るための研修、また、複式簿記などの研修など福岡県市町村職員研修所等でのテーマごとの研修への参加も行っているところでございます。

さらに、防災対応能力の向上を図るために、福岡県防災危機管理局に実務研修生として今職員1人を2年間、また、朝倉市に災害復旧に伴う職員派遣として1人を1年間派遣しているところでございます。

このように、職員が職務を遂行する上で必要な知識・技能等の取得、経験を積む目的で各種研修などに参加しているところでございます。職員の資質や能力の向上、スキルアップを図っていくためには、引き続き資格取得や研修の充実などに努めなければならないというふうに思っているところでございます。

その一つといたしまして、議員が申されました、先ほど総務課長が申し上げましたけど、国が導入しようとしております資格取得に伴います支援、そういうのも踏まえまして資格取得制度の研究も行っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。現職の職員の中には50種類ほどのいろいろ資格をお持ちということをご報告いただきました。ぜひ不測の事態、有事の際にはそういった職員の力を発揮できるような組織運営をお願いしたいと思います。

実はことし2月の衆議院の予算委員会で、総務大臣 きのうかわりしましたが、石田総務大臣の答弁で、来年度、令和2年から地方公務員の資格向上を図るため、災害対応に必要な資格取得、講習受講に要する経費に対して地方交付税措置を講じるという答弁がっております。また、情報は少ないかもわかりませんが、そろそろ所管から検討して御案内があるかもしれないので、ぜひその災害の観点でそういったものを講習いただけるような道筋をよろしくをお願いします。

ふだんは違う部署で仕事をしていてもいいと思うんです。いざというときに役に立つ人たちが市役所の組織内にどれだけいるかということが大変大事だと思います。また、資格を取得する財政的な支援をすることも大事ですが、その取った資格が、技術がさびないように皆さんを積まれる研修等の制度を独自につくことも大変大事かと思えます。

また、ほかの自治体職員さんの中には、鳥獣管理士の資格を取って鳥害駆除に当たっているような事例もあります。災害に限らず、自治体にとってプラスになる、そういう資格は大いに職員の皆さんに取得していただき、プラスワンの職員を目指す、こういう柳川市の行政をつくっていったらよいのではないかと考えています。

次に、今年度の職員採用試験より社会人経験者の採用枠を設けられ、新たに3名の方を採用されましたが、職歴や資格の有無をお教えてください。また、今後の期待像をお尋ねしたいと思います。

人事秘書課長（高田啓介君）

初めに、職歴や資格の有無ということにお答えさせていただきたいと思えます。

議員申されましたとおり、今年度、柳川市役所では初めて職員採用試験の社会人経験者枠で3名の方が入所いたしましたが、3名の職歴や資格等につきましては、具体的な内容は差し控えさせていただきたいと思えますが、大手民間企業や国家公務員などの職務経験を有し、英会話や英語での文書のやりとりなどの能力をはかるテストでありますTOEICでの高得点を有している職員もいるところでございます。

次に、今後の期待像ということでございますが、本市では、柳川市人材育成基本方針に求められる職員像といたしまして、常に市民目線で地域のために市民と協働する職員、使命感

に燃え、プロ意識を持った職員、チャレンジ精神にあふれ、コスト意識と経営感覚を持った職員を掲げているところでございます。

そして、柳川市職員募集のパンフレットには、柳川愛とやる気のある人、みんなとまちづくりがしたい人、いろんなことにチャレンジしたい人、そして、柳川の役に立ちたいと思っている人材を募集いたしました。中でも、社会人経験者には経験豊かなたくましい人材として、経営感覚や専門知識を生かし、能力を発揮してもらうとともに、職員がお互いに刺激を受け、高め合うことで職場の活性化が図られるように期待しているところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。来年度、職員採用の募集要項も見ました。引き続き社会人枠も設けていらっしゃるようでございますので、どうぞチャレンジ精神のある経験豊かな社会人枠のいい方を採用していただくようお願いしたいと思います。

それでは、この項の総括として市長のほうにお尋ねします。

何が何ということとはなかなか我々が決めつけることはできないと思いますけれども、持続可能な柳川市であるためにも、市民を守れる行政力を再構築していかなければならないというふうに思います。職員の強靱化、資格取得制度の導入等につきまして、市長の御所見をいただければと思います。

市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。最初に、今の質問の趣旨と違いますけれども、けさのニュースを見て感じたことを少し述べながらお答えしたいと思います。

台風15号によって千葉県の方総半島が3日間も電気が来ない、三十数万人という、あの事態が、やっぱり平成3年の17号、19号が当地、柳川地方に襲来したときと同じ状態になっているなというふうに感じました。その経験を私たちしておりますし、これから職員についてもいろんなそういうときにどういう経験を生かしていくかというのを考えなければいけないと強く感じております。

また、先月28日、佐賀を襲った集中豪雨ですね、あのときの大町町の鉄工所からの油の流出をどうやって食いとめていくか、柳川市にオイルフェンスがあるのか、オイルのマットがあるのか、そういうようなことも改めて考えさせられたところでございます。

それでは、質問にお答えさせていただきたいと思います。

限られた職員数の中では、市民全体の奉仕者としての職務を遂行する上で必要な知識、技能、態度等を習得し、柳川市職員としての誇りを持って資質や能力の向上に努めなきゃならないというふうに思います。それが資格の取得であったり、実務研修や派遣研修であったりしますが、ひいては、それらの充実が職員のプラスワン、職員の強靱化につながるものと思います。

そして、それらを積み重ねることによって、災害時の対応力に限らず、市民の期待と複雑多様化する行政ニーズへの対応につながるものと思います。

今後、議員の意見等を踏まえまして、職員の研修のあり方や能力の向上、市民を守れる行政力等について考えていきたいというふうに思います。

私も平成24年7月14日のあの経験の中で一番感じたことは、柳川市が3分の1冠水をして、これはどうやって頑張るかということで、職員に対してやっぱりそのとき感じたのは、市民がどういうふうに困っているかという情報の共有化、朝の8時半から1時間程度、課長職、部長職を全部集めまして感じて、それを情報共有化して、現場に行って、現場のそれぞれのセクションの担当を決めて頑張りました。やっぱり気概を持って市民のために頑張るんだという気持ちがあればいろんな形 もちろん資格の問題はありますけれども、そういう気概を持つ必要もあるということを改めてけさのニュースを見て感じたところです。

以上です。

8番（立花 純君）

次の項に入ってよろしいですか。

議長（樽見哲也君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（立花 純君）

午前中の質問に続きまして2つ目の項に入らせていただきます。

教育行政と働き方改革についてです。

午前中の今村議員の質問に重複するところもありますが、御了承いただきたいと思っております。

全国的に子供たちの学力を把握するために、平成19年度から全国の小学6年生と中学3年生を対象とする学力テストが行われています。全国学力テストといいます。ことしも4月18日に全国47都道府県同時に実施され、文科省より7月31日にその調査結果が発表されました。

全国に対して福岡県の最新の全国学力テスト、小学6年生の国語と算数、中学3年生、国語、数学、英語の状況はどうでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

本年4月に実施をされました全国学力・学習状況調査結果の福岡県の状況でございますが、7月31日に県教委が結果を発表いたしております。小学校2教科の合計の平均は全国平均を100とした場合、県平均が101.7で全国平均を上回っております。また、中学校の平均は、同

じく全国平均を100とした場合、県平均は98.8となっており、全国平均を下回っているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

次に、福岡県内60市町村における柳川市の位置はどのような状況でしょうか。また、本市の児童・生徒の傾向もお教えください。

学校教育課長（古賀 洋君）

福岡県内60市町村における柳川市の状況はということでございますが、今年度の調査結果につきましては、個別の自治体についての結果がまだ公表されておりませんので、把握ができていないところでございます。

また、本市の傾向はということでございますが、本年度の調査結果の概要につきましては、公表に当たりまして、単に結果の数値だけではなく、柳川市の教育委員会として小学校、中学校それぞれの今後の改善に向けた取り組み等を含めて公表することといたしております。

現在、事務局のほうで作業中でございますので、昨年度の結果に基づいて傾向を申し上げますと、小学校では2教科で福岡県の平均を約10ポイント上回っておりますが、中学校では福岡県の平均を約6ポイント下回る結果となっております。

県下市町村の中で見た場合、全ての市町村で結果が公表されておりませんので、この中の順位というのはわからないところでございます。

なお、参考までに本年度の結果を速報値で簡単に申し上げますと、小学校につきましては引き続き高いレベルで推移をしておると判断できるところでございます。また、中学校については上昇傾向にあり、ほぼ県平均を達成していると考えられます。しかしながら、小学校と比較しますと、まだ差があるというところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。ことしはまだ実績が出ていないということで、昨年からすると小学校で10ポイント上回って、中学校では反対に6ポイント県平均を下回っていたと。しかし、ことしの2019年に関しては上昇の傾向であるということですが、この小学校と中学校の差というのは非常に気になるところでございます。

それでは、全国及び県下における本市の小学6年生と中学3年生についての状況をお聞きしたわけですが、本市の小学校と中学校を比較しますと、今言いましたとおり、相当開きがあるように見受けられます。今回の学力テストの結果を見て、その原因についてのお考えをお聞かせください。また、今後の課題や対策についての御意見をお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

小学生と中学生を比較いたしますと、相当の開きがあるようだということでございますが、

この傾向は福岡県全体としても同じような傾向がございます。その要因としては、幾つかあると考えておりますが、本市の場合では、小学校と中学校の学級ごとの人数、また、学年ごとの人数もですが、中学校のほうが多くなる傾向がありますので、一部の生徒等で授業等に戸惑いが出ている面があると考えられます。また、家庭学習の状況も影響していることと思います。家庭で時間を決めて学習する割合が中学生になると低下する傾向がございます。そのほか、問題行動、不登校など、学校での学習に専念できない生徒が小学校に比べふえることも要因と考えます。

今後の課題や対策はということでございますが、まずは小学校、中学校ともに各学校で調査結果の分析、検証をしっかりと行い、結果から見られる課題等も踏まえて授業の改善を行っていくことが重要であると考えております。

その上で、習熟の程度等に応じた少人数集団による指導、発展的な学習、補足的な学習など、個に応じた指導を実施したりしていきたいと考えております。

教育委員会でも、小・中学校ごとに教頭、主幹教諭、教務主任で構成される学力向上推進会議を実施し、各学校の学力向上プランの修正、見直しと学力向上に向けた短期、中・長期的な取り組みを具体化し、学力向上に向けた取り組みの実施、改善を促していきます。また、課題が見られる学校には必要な指導、助言、支援を積極的に行っていくことといたしております。

本市では、「柳川市立小・中学校共通・独自実践の具体構想」の中で、小・中学校9年間にわたって学ぶ目的意識の醸成を図ることを目的に、中学校ブロックごとに小中連携する項目を設けて取り組むことにいたしております。

今後とも、このような取り組みを継続していきたいと考えているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。

私自身、子供がお世話になっている中学校へよく出かけますが、最近、中学校の先生方が疲れているなど感じる事がよくあります。気になりましたので、全国の中学校で働かれています先生方の勤務時間のデータを調べました。これは先ほど今村議員のほうからも御報告がありましたが、OECD、世界48カ国を対象に1週間当たりの教員の勤務時間を調査した結果、日本の中学校に勤務をされている先生方は平均で56時間、1日当たり11.2時間になります。実際は、所定勤務時間外のプラス数時間がざらではないかと思っています。1日24時間の半分以上を学校で過ごし、限られた時間で睡眠とプライベートの用事を済まさなければいけない時間割になります。まさに先生方の勤務時間はセブン・イレブンと言われております。

近年、中学校の先生方の勤務時間については世界一劣悪な状況であると新聞報道、教育協会より報告をされています。文科省のほうでもそれははっきりと受けとめていらっしやいま

す。

そこで、お尋ねします。

全国的に教職員の超過勤務は大変な問題になっているわけですが、その中でも、中学校の教員の超過勤務が最も多いと報告をされています。本市ではその要因をどのように分析されているのでしょうか。また、今年度より導入されています働き方改革の取り組みを通して本市の中学校の先生方はどのような勤務状況であるのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

中学校教員の超過勤務についてでございますが、昨年12月に実施をいたしました出退勤時刻の記録調査、これによりますと、本市においても長時間の超過勤務が発生している状況でございます。

考えられる要因といたしましては、児童・生徒の生活環境や学習環境の実態が年々複雑化、多様化してきたことに伴い、生活指導、また、生徒指導に係る時間が年々ふえ、保護者と面談する機会がふえてきていることもあると考えます。保護者と面談する場合は、家庭の事情に合わせて行う必要がありまして、夜遅くしかできないケースもまたふえてきております。

また、中学校では、部活動の指導時間の影響があると考えます。部活指導を行った後、生徒に帰宅の指導、翌日の授業の準備、こういったことを行うことになり、結果として、帰宅時間が遅くなるというような状況がございます。

働き方改革の取り組みを通して、中学校の先生方の勤務状況はということでございますが、本年4月に本市の働き方改革の基本指針を策定し、取り組みを始めたところであり、効果については、今後検証していくことになると思います。

この指針の中での取り組みの一つといたしまして、平成30年度から長期休業期間中に学校閉庁日を計7日間、夏と年末年始と設けておりまして、先生方も休みやすい環境整備はできていると考えております。

また、部活動につきましては、既に平日1日、週末に1日、計2日を完全休養日というふうな指導をいたしております。この徹底に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。働き方改革はまだ取り組まれてそう時間がありませんので、ぜひ検証して、また報告をいただきたいと思っております。

私が考える小・中学校の先生方がやるべき第一の姿は、授業の充実を図り、生徒たちの学力向上を目指すことではないでしょうか。御所見をお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

立花議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、小・中学校の先生方がやるべき第一の姿は、1日6時間あります

授業の充実を図りながら生徒たちの学力向上を目指すことであるというふうに考えております。

そのために、教職員が授業の準備、また、何をどのように教えるか、教材研究をする時間を確保することが大事、大変重要であるというふうに考えております。

本市では、ことし4月に柳川市の教職員の働き方改革取組指針を策定したところでございます。今後は、この指針に基づき具体的な施策を進めることにより、今まで以上に教職員が授業に集中できる時間の確保を進めていきたいというふうに考えております。

8番（立花 純君）

よろしく申し上げます。

先生方の負担軽減ということを私は考えますと、我々保護者や地域の方々の理解を十分にいただきながら、中学校の部活動における学校や先生方の負担軽減が可能な業務については、分かち合い、地域で子供たちを育む精神が非常に大切ではないでしょうか。その根幹に当たるのが本市が掲げるコミュニティスクール制度と思います。そして、その実行部隊である地域学校協働本部の充実こそが持続可能な学校運営につながるものと考えております。

また、地域の方々に御指導いただくことで活力ある日々の生活を過ごしていただくヒントにもなると思います。

お尋ねをしたいと思います。

本市の各中学校においてのコミュニティスクール制度導入の状況をお聞かせください。並びに小学校、中学校においてのコミュニティスクール制度導入の意義をそれぞれお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

中学校におけるコミュニティスクール制度の導入についてでございますが、平成29年度に大和中学校、平成30年度に柳南中学校で学校運営協議会を立ち上げております。

なお、今年度は昭代中学校と蒲池中学校、来年度には柳城中学校と三橋中学校で学校運営協議会を立ち上げるによりまして、来年度までには全中学校区でコミュニティスクールを導入することになります。

また、小学校と中学校でのコミュニティスクールの導入の意義はということでございますが、小学校の特徴としては、学校教育のフィールド内に地域や保護者の力が向かうようなイメージと考えております。それぞれの小学校の教育の場に地域の方や保護者による教育支援を取り込んでいくことになります。

一方、中学校での特徴としましては、小学校と同じようにフィールド内に力を取り込むことはもちろんのこと、それに加えて学校教育のフィールドの外に生徒の姿が向かうイメージでございます。生徒が地域行事にかかわったり、学習の取り組みや成果を地域へ発信することにより、地域に貢献していくとともに、将来的には地域の行事への参加から参画へとつな

げていきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

意義に関しては理解させていただきました。

そこで、文科省スポーツ庁の部活動指導員任用促進事業の提案をさせていただきたいと思っております。

大きなポイントは、国の制度化により中学校部活動指導員の任用が可能となりました。地域のスポーツ指導者等が部活動の顧問や引率を職務として行うことにより、生徒の技術力向上とともに、持続可能な部活動につながります。必然的に先生方の業務負担軽減が期待できることとなります。ぜひ本市におきまして導入に向けた検討をお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

教育長（沖 毅君）

部活動指導員任用促進事業につきましては承知しております。中学校の部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る目的で導入された補助事業でありまして、福岡市などで既に取り組んである事業というふうに承知しております。

議員がおっしゃるとおり、地域のスポーツ指導者等人材を活用することにより教職員の負担軽減にもつながるといふふうに考えております。

この事業を導入するには、新たな財政負担を伴うとともに、部活動指導員と顧問の先生の役割分担を明確にする必要があるといふふうに考えております。

まずは、この制度導入に向けて先行自治体の調査研究を行い、中学校の校長会等と協議し、前向きに検討していきたいといふふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

財政負担という言葉いただきました。これは3分の1が国、3分の1が県、そして残り3分の1が単費です。ぜひ御検討いただきたいと思っています。

また、国のほうでは、この事業の発展する計画として、部活動指導員を国家資格にして部活動への外部人材の登用や引退したアスリートのセカンドキャリアの受け皿をつくり、スポーツ振興につなげることについて検討段階に入っていることを確認しております。

来年の2020年に何が起こるか、御存じでしょうか。東京オリンピック・パラリンピックが開催されることは御承知のとおりです。実は教育も大きく変わるようです。私も子供を持つ親として、教育が変わるといふことはとても気になることです。そこで、2020年教育改革についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

10年ごとに更新される学習指導要領は、来年が見直される年になります。戦後最大の教育

改革が断行され、我々保護者世代が経験のない新たな教育が始まると言われています。私も子を持つ親として改革の趣旨を理解したいのですが、実際のところ、今まで我々保護者世代が受けてきた教育に関する思考を大きく変えなければならないことに気づきました。要するに私ども親がアップデートをしなければいけません。この考えを持っていくことが時代の変わり目においてとても大事なことと考えております。

それでは、お尋ねをします。

小学校は来年度から、中学校は2021年度に全面実施のようですが、本市における教育改革の指針や内容をお聞かせください。

また、保護者並びに児童・生徒たちへの具体的な周知方法並びに来年度の実施に向けた移行期間中とは承知していますが、具体的なタイムテーブルをお聞かせいただきたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

新学習指導要領に向けての本市の教育改革の指針についてでございますが、本市では、児童や生徒自身が、より主体的、能動的に今まで以上に参加する授業、学習を目指しております。

この新学習指導要領を受けてのタイムテーブルとしましては、まずは毎年度作成をしております柳川市教育大綱につきまして、この新学習指導要領にあわせた見直しを順次行ってきたところでございます。

具体的な内容について何点か申し上げますと、平成29年度からは外国語活動の指導充実のためALTの雇用形態を見直し、小・中学校で活用しやすい方法に改めたほか、コミュニティスクールに関しましては、令和2年度までに全小・中学校区で学校運営協議会を設置することといたしております。

また、本市では、主権者教育の充実を図るため、中学校における生徒会活動の充実に特に力を入れてきたところです。

また、保護者等に対する周知方法につきましては、平成29年度に文部科学省が作成いたしましたリーフレットを市内全児童・生徒を通じて保護者に配布をいたしております。

以上です。

8番（立花 純君）

今お聞きしたことをちょっと整理してみました。従来の知識を詰め込み、いかに覚えるかという戦後の教育から、覚えた知識をどう使うかというような物事の本質を理解する力を求められる勉強に変わるのかなというふうに理解しました。

実際、保護者の中には、なぜ今教育が変わるのか、今回の改革で子供たちは将来どんなことに影響するのか、将来の仕事や世界の変化などについて予想ができず、家庭内で話すことが難しいなどの意見も聞きます。ぜひ学校での授業ではそのような事柄についても明確な御

指導をお願いしたいと思います。

今回、新たな学習指導を受け持つ先生方のスキルは大変重要なポイントになると思います。アクティブラーニングやプログラミング教育などはマニュアルは基本的にないと思います。結論を議論の中から引き出す、導く能力が先生方に求められることになると思いますが、来年度に向けてのトレーニングや準備の状況についてお尋ねをしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

来年度の本格実施に向けたトレーニングや準備状況についてでございますが、主体的・対話的で深い学びを追求するアクティブラーニングについては、指導要領が示されてから今年度まで3年間、全教職員を対象とした福岡県教育委員会主催の授業研修会を実施してきたところです。

また、プログラミング教育につきましては、県教育委員会主催のセミナーに教職員を参加させるほか、管理職や主幹教諭対象のプログラミング教育研修会の受講を進めているところでございます。

教育委員会といたしましても、校長会と連携し、カリキュラム編成にあわせ、プログラミング教育の教材研究や選定を行ってきたところです。

このような形で研修や教材研究を重ねることによりまして、現在のところも準備を行っております。

以上です。

8番（立花 純君）

前向きに、当然、来年度から移行するわけですから、準備に入られていると思いますが、来年度、本当に4月1日付できちっとその辺の環境整備、そして、何よりも先生方のスキルを磨いていただいて準備に取り組んでいただきたいと思います。

8月30日付で文科省より学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果の速報値が発表されました。ICT環境の整備状況や普通教室における無線LAN接続状況などが含まれているようですが、新たに導入されますプログラミング教育などについては必須設備に挙げられていると思います。

市内各学校での準備状況についてお聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

プログラミング教育などに使うICT環境の整備についてでございますが、現在、各小・中学校のパソコン教室において順次、これまでのデスクトップ型のパソコンから持ち運びが可能なタブレット端末への切りかえを行っております。本年度中に全小・中学校でタブレット端末に移行することになります。

今後は、このタブレットを普通教室に持ち込んで授業に活用できるような環境整備を整えることが課題となってまいります。本市では、ICTの研究指定で整備した学校ではこのよ

うなことが可能でございますけれども、ほとんどの学校では今後整備をしていくこととなります。

整備に当たりましては、財政負担も伴いますので、現在のところは今後の課題と捉えているところでございます。

まずは、各クラスの授業時間を調整いたしまして、パソコン教室を活用しての授業を行うことになると考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

先ほど言いましたとおり、保護者の中には、そういった来年度からの新要領に基づいた新しい授業が始まるわけですね。それに対して学校がどういった設備を持って御指導いただけるか、その辺が明確でないと、またわからないと。ですから、事前に説明とかこれからあるかもしれませんが、その辺をきちっと周知徹底をお願いしたいと思っております。

昨年度、本市の子供の出生数は473人でした。このペースでいくと4年後の令和5年には430人の予想です。何と10%近くも出生率が減るわけです。少子・高齢化ではなく、柳川市の現状は無子・高齢化に向かっているような気がしてなりません。

大切な本市の担い手となる子供たちのあり方の議論を急がなければなりません。また、子供たちが迎えるこれからの時代は、我々の常識が非常識になることがたくさん出てくると考えます。例えば、世の中にはスマートフォンについてよく思っていない指導者や大人も多いと思いますが、生まれたときからそれがある時代に昔のことを例にして規制しようとするのは余り意味がないと思います。例えば、農業ではセンサーで作物を管理し、スポーツ選手ではタブレットでフォームを直すなどしています。つまり、これまでコンピューター技術は必要ないとされた職業であっても、既に導入されたり、扱うことが当たり前の時代になってきています。

柳川市の子供たちには何のために勉強するのかをはっきりと教えていただきたいと思えます。算数や数学もどこで必要になるかわからなければ興味も湧きませんし、勉強に身が入りません。

私は、本市の地方創生の重要なヒントになるのが特色のある教育政策と思えます。来年度は第2次柳川市総合計画の後期にも入ります。ぜひこのタイミングで教育都市構想を打ち出してはいかがでしょうか。

柳川市でも都市部には負けない十分な教育を受けられるというような大胆な施策を打ち出すことです。質の高い教育こそが人口減や定住化促進の課題解決の大きな方策の一つになると私は確信をしております。今後は、予算を現場の指導改善に直接投資したほうがよいのではないのでしょうか。このままでは教育分野においても福岡地区一強が進み、都市部と地方の格差がますます広がることは本市においても重要な課題ではないかと危惧するところです。

それでは、総括の質問ということで、最後に市長にお尋ねします。

子供は柳川の宝だとよく言われます。どうぞ本市で教育を受ける子供たちのさらなる教育環境の整備の充実と教育費の増額をお願いしたいと思います。市長のお考えをお聞かせ願います。

市長（金子健次君）

立花議員の質問にお答えさせていただきます。

私は、子供たちは柳川市の将来に向けての宝であるというふうに申し上げてきました。柳川市の将来を担うこの子供たちを柳川市全体で育てていくことが重要であると考えております。

特に、義務教育の期間である小・中学生を育てる教育環境を整備することは、柳川市のまちづくりの根幹に係る重要な問題でもあると思います。

具体的な取り組みにつきましては、教育委員会でしっかりと考えているところでありますが、私は将来、郷土柳川で活躍する子供や、柳川への思いを忘れずに、ふるさとを愛し続ける子供を育てていきたいと考えております。小・中学校9年間にわたって学力向上とともに、水郷柳川に愛着を持ちながら成長する子供の育成を目指していきたいと思っております。

そのために必要な教育環境の整備については、他自治体と遜色ないような形でしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございました。市長から心強いお言葉をいただいたわけですが、教育費の増額というふうに私は申し上げましたが、6日に、福岡県単独で毎年、小学校5年生と中学校1年生、2年生の学力調査をされて、金曜日に発表になっています。先ほど言いました全国学力テストと同様の結果だそうです。都市部、要するに政令都市であります福岡市と北九州市を除く58の市町村で実施されたわけですが、まさに都市部が断トツだということです。

やはり教育というものは日本の文化だと私は思っています。47都道府県、北海道から沖縄まで公共教育が平準して受けられるのが日本のすばらしいところだと思います。どうぞ、この柳川市において子供たちが光輝くような教育、そして、先ほども言いました小学校も中学校も平準化した学力を身につけさせて、その先にある高校、大学まで導いていただけるような義務教育を実施していただきたいと思います。

終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして立花純議員の質問を終了いたします。

第4順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。1番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

まず最初に、ピアス跡地の活用についてお尋ねをいたします。

現在、このピアス跡地では工場等の建物が全て撤去され、広々とした景観を呈しております。しかも、国道208号に面し、大和町の中央部にあり、この土地の活用について市民の皆さん、特に大和町の皆さんの大きな関心を集めております。私自身も多くの方から活用についてお尋ねをされています。活用策についての提言をいただくことも間々あります。

このピアス跡地の活用については、合併後からの課題であり、本議会でも何回となく議論をされてきましたが、現在まで具体的な活用策は示されておられません。

そこで、お尋ねしますが、このピアス跡地は購入後、長い年月が過ぎており、そろそろ具体的な活用策について結論を出すべき時期にあるのではないかと考えますが、活用策の検討状況についてお聞かせください。

あとの質問については自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

財政課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

ピアス跡地につきましては、昨年の12月議会で解体工事の契約に係る議決をいただいた後、アスベストの除去、建物の解体、基礎ぐいの撤去などを行い、ことし6月末に工事を完了しております。現在は更地になり、防護柵を周囲に設置して管理をしているところでございます。

今後の予定としましては、活用に向けた準備としまして、不動産鑑定評価を実施することとしています。

ピアス跡地の活用につきましては、これまでも申し上げてきましたように、市の活性化に寄与するような用途に活用するという方針で検討をしてきており、そのためには、企業立地のための用地として活用するのが最善であると考えております。

現在、この方針のもとで企業からの問い合わせの状況などを踏まえて検討をしているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、先ほどの答弁によると、企業立地用地として検討をしているということですが、検討内容についてもう少し具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

ピアス跡地に対しましては、平成27年度以降、柳川市内からと市外から合わせますと15社から売却に関する問い合わせがっております。

なお、この15社の中には、現時点で企業名を出すのは差し控えたいと思いますが、ピアス跡地を取得したいということで、今年度に入りまして要望書を提出された市内の有力企業も含まれております。

市といたしましては、企業立地用地として活用するに当たり、市外からの企業誘致も当然検討をいたしております。一方で、事業拡大や事業集約化などのため、市内企業がピアス跡地に移転することについても検討をいたしております。特に、地域に根差した企業が市外に転出するということになると、その従業員の雇用や関連する企業への影響が大きく、市の活性化の面から大きなマイナスとなります。このようなことから、地元有力企業の市外移転を食いとめることのほうが市外からの企業誘致よりも重要度は高いという検討もいたしております。

いずれにしましても、あらゆる状況を総合的に勘案しまして、慎重に立地企業を選定しているところでございます。

なお、このように具体的な検討を行いつつ、売買契約のための必要な手続の一つといたしまして、不動産鑑定も予定しているところでございます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

今の説明によりますと、まず、15社からの売却の問い合わせがあると、そして、売買契約のための不動産鑑定も予定をしてあるということですが、それではまず、売却に当たってどのような方法を考えてあるのか、お聞かせください。

財政課長（田中勝裕君）

お答えいたします。

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定によりまして、一般競争入札が原則とされております。また、その例外として、随意契約が認められており、その随意契約ができる場合の一つとして、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約をするときという規定がございます。

この随意契約の規定は、契約の目的、内容に照らして、それに相応する資力や信用、技術などを有する相手方を選定し契約することが目的を達成する上で妥当であり、ひいては、市の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当するものとされております。

また、この判断に当たっては、個々具体的な契約ごとに、合理的な裁量判断により決定されるべきものとされております。

今回のピアス跡地に関しましては、利活用の基本方針を企業誘致など、市の活性化に寄与する用途に活用するとしております。

先ほど申し上げました地元有力企業は、取り扱う機械の国内シェアが50%を超えるほどの優良企業であり、市外に移転することになれば、固定資産税や法人住民税の減少、従業員やその家族及び協力会社の転出が懸念されます。一方、ピアス跡地への移転により市内にとどまり、事業拡大がなされれば、雇用の創出も見込まれます。これらのことから、利活用の基本方針に合致するものと認められます。つまり、当該企業に随意契約により売却することで、本市の利益の増進につながるものであり、随意契約の根拠となる地方自治法施行令の趣旨に合致するものであります。

一方で、一般競争入札で売却先を決定する場合、用途等に一定の条件を付すとしても、最終的な土地利用は、購入した企業等に委ねざるを得ません。市の活性化への貢献度合いも不確実な要素が残ることになります。

このようなことも踏まえ、ピアス跡地は市の貴重な財産でありますので、市の活性化を第一に考えたとき、不確実性が残る契約の方法を採用するよりも、確実に市の活性化につながる用途で活用すべきではないかと検討を進めているところでございます。

なお、一般競争入札であっても、随意契約であっても、適正な価格での契約のためには不動産鑑定が必要になります。

一般競争入札による場合は、その鑑定額を予定価格として入札を行うことになりすし、随意契約で売買する場合には、その鑑定額を基準とし、売買契約を締結することになります。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

今のところ、競争入札が随意契約はまだわからないということのようですが、ただ、先ほどの答弁にありましたが、企業立地の選定に当たっては、あらゆる状況を総合的に勘案し、慎重に検討をしているということですが、先ほども言いましたが、このピアス跡地は購入後、合併後すぐからの課題となっておりますし、もう既に長年経過をしております。もうそろそろちゃんとした結論を出す時期にあらうと思いますが、この企業の選定に当たって市長の考え方をお聞かせください。

市長（金子健次君）

白谷議員の問いに対してお答えをさせていただきます。

これまでピアス跡地の活用につきましては、市の活性化を第一に検討してまいりました。

また、先ほど財政課長が答弁しましたように、現在、地元のトップ企業からピアス跡地の購入に関する要望をいただいております。

現時点では具体的な企業名は申し上げられませんが、要望書によりますと、手狭になった工場の建てかえや、市内だけではなく市外にもある倉庫施設の集約化をするために市内で用地を探していたということでございます。しかしながら、市内では、なかなか条件に合う土

地が見つからずにいたところ、他の自治体からの誘致も受けてあり、一度は市外へ工場や倉庫の移転もやむを得ないのではないかと、そのように考えた時期もあったということでございます。

この企業は、市の基幹産業である第1次産業に深くかかわる製造業を営まれておりまして、従業員数や協力工場も多く、市外に転出された場合の影響ははかり知れないものがあります。また、当該企業は事業の拡大も検討されておりまして、さらに事業拡大に伴う地元雇用の創出等も視野に入れられております。市の活性化のためには、雇用や収収面から考えますと欠くことのできない企業であると私は考えております。

過去を顧みますと、平成23年にはタキロンポリマー株式会社が八女市の工業団地に、また、平成28年にはいすゞ自動車九州株式会社がみやま市に移転したという苦い教訓がございます。

地元のトップ企業の市外転出を防ぎ、同時に、当該企業がピアス跡地へ工場、倉庫を集約して移転することを契機に、より一層、市の活性化に貢献していただくものと確信し、私としては、ぜひとも市内に残ってもらいたいという考え方であります。

ピアス跡地に関しましては、ほかにも複数の企業からの照会がありますが、譲渡先については、市の活性化という観点から、総合的に検討して判断しなければなりません。

今後、市の活性化を基本に譲渡先を決定したいと考えていますが、その際は議会にも相談を申し上げ、時期的には遅くとも年内に最終的な決定をしたいと考えているところです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

確認でございますが、年内には結論を出したいということによろしいでしょうか。

市長（金子健次君）

年内、12月には結論を出したいというふうに考えております。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

先ほど答弁にもありましたが、このピアス跡地は本市の貴重な財産であります。ぜひ市の発展につながるような活性化策を示していただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、補助金の見直しについてお尋ねをいたします。

次に、市が単独で実施している補助金の見直しについてであります。最初にまずお断りしておきますが、私はこの補助金の必要性や補助金の効果を否定するつもりは全くありません。しかしながら、本市の財政状況は、人口減少や少子・高齢化の進展により市税の落ち込みや地方交付税の削減が見込まれる一方で、社会保障費は年々増加し、市民文化会館やごみ焼却場など大型事業の実施による公債費の増大により窮迫の度を増し、歳出削減の努力を

していかなければならないことも事実であります。私はこうした実態を踏まえ、補助金の見直しを検討すべきだと考えております。

そこで、市単独で実施している補助金を対象に市内の有識者で構成する民間の検討委員会を設置し、補助対象の事業内容や補助の必要性、あるいは時代に即しているかなど、さまざまな面から検討し、思い切った対応が必要だろうと思います。そのことによって補助金の既得権化を防ぎ、交付される側の意識改革にもつながるものと思います。

そこでまず、本市が独自に交付している補助金の件数と金額を教えてください。

財政課長（田中勝裕君）

白谷議員の御質問にお答えをいたします。

令和元年度当初予算31,968,000千円のうち、補助金は190件、1,642,000千円、割合で5.1%でございます。

このうち、お尋ねの市単独の補助金は156件、427,000千円であり、予算総額に占める割合は1.3%となっております。

この市単独の補助金を性質でさらに区分をいたしますと、団体補助は80件、223,000千円、事業費補助は68件、184,000千円、建設費補助は3件、9,000千円、利子補給は5件、11,000千円となります。

以上が市独自で行っている補助金の状況でございます。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、この補助金を見直すことについての執行部の考えをお聞かせください。

総務部長（石橋正次君）

白谷議員の質問に私のほうからお答えをしたいと思います。

補助金を見直しにつきましてはどう考えるのかという御質問でございますけれども、財政状況が厳しくなる中において、白谷議員と同様に、本市といたしましても、補助金を見直しをすべきという考えを持っているところでございます。

歳入の減少、特に一般財源の減少の見込みについて、昨年11月に策定をいたしました中期財政計画をもとに申し上げますと、普通交付税は、合併算定がえの加算が終了した令和2年度以降においても、人口減少の影響から減少していく見込みであります。

また、市税についても、近年は市民税が好調であったものの、生産年齢人口の減少から、今後は減少していく見込みであります。

これらのことから、平成30年度と比較をいたしまして、令和5年度には、一般財源が8億円減少する厳しい財政状況が見込まれているところであります。

このように、歳入の減少が見込まれますので、当然それに見合うような歳出の抑制が必要となってまいります。

今後の財政運営においては、住民福祉の向上のため、限られた財源を有効に活用するといった観点から、各施策の事業効果を検証いたしまして、事務事業の見直しや統廃合を進める必要があると考えております。

そうした中で、議員御指摘の補助金の見直しにつきましても、当然ながら検討しなければならないと考えているところでございます。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

私は先ほど、この補助金見直しについて民間での検討委員会を設置したらどうかという提案をいたしました。この民間の検討委員会の設置についての考え方、それを教えてください。

総務部長（石橋正次君）

まず、補助金については、財政運営健全化のための歳出抑制といった観点と、住民福祉の向上や公平性といった面から補助内容を検証し、その効果を高めるといった観点の2つの観点からの見通しが必要と考えているところです。

経費を節減しつつ、住民福祉の向上と公平性、補助効果を高めるといった目的を達成するためには、白谷議員御指摘のとおり、外部有識者等で構成をいたします検討委員会で補助金改革を検討するという手法は有効であると考えているところでございます。

今後、議員の御意見も参考にさせていただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（白谷義隆君）

執行部としても、補助金交付に当たって、補助申請をそのまま丸のみしてあるわけでもないだろうと、いろいろ苦慮しながら交付決定をされていると思うんですね。ただ、それでもいろんなしごらみ等もどうしてもあります。それで、私はやはり行政外部での検討委員会を設置して、そこで審査をすべきだと思っております。

先ほど部長の答弁でも、そういうふうに外部の検討委員会で検討をしてみたいと。今から検討されるのかどうか分かりませんが、ぜひ私は外部の検討委員会で審査なり検討をしていただきたいと思っております。

それで、補助金の見直しについても執行部もやりたいと、また、やっていかなければならない財政状況にあることは私の考えることと同じようですので、それでは、今後どのようにこの補助金見直しを進めていこうとされているのか、お聞かせください。

総務部長（石橋正次君）

補助金改革につきましては、第3次行財政改革大綱におきまして、補助金の交付、審査の

基準をつくり、市民も交えた補助金外部評価を実施していくという内容の補助金改革の実施を取り組み項目の一つとして掲げているところでございます。

その中で、団体運営費補助金から事業費補助金への移行、そして、繰越金が多い補助団体への補助金の見直しなど、3つの具体的取り組みも示しておりました。

これまでの取り組み状況といたしましては、繰越金が多い補助団体への補助金の見直しに関し、予算編成過程において、一部の補助金について減額しているという状況はございます。しかしながら、個別査定による見直しでは、効果に限界があり、抜本的な補助金改革といった視点で考えれば、今のところ取り組みを進めることはできていないと考えております。

補助金見直しのためには、補助金交付の基準を明確にすることが必要であると考えますので、そのような観点から取り組みを再構築したいと考えているところでございます。

補助金見直しのためには、住民福祉の向上と平等性、補助効果を高めるという本来あるべき姿を目指し、補助内容が住民ニーズに対しまして適切であるか、どこまでが行政として補助をすべきかなど、そういったものを踏まえて総合的に検討をしなければならないと考えているところでございます。

現在検討している具体的な進め方といたしましては、まず、補助金のあり方、内容が適切であるのかについての基準として補助金交付指針を策定いたしまして、それから、交付指針に則しているかの見直しの基準を定める補助金見直し基準を設定し、その上で個別補助金の検証を行うという流れを想定しているところでございます。

現時点で見直しのスケジュールをお示しすることはできませんけれども、平成19年度の補助金見直しの検討状況を見てまいりますと、外部検討委員会の審議だけでも14カ月かかっている状況でございます。

補助金見直しに係る事務量も相当多くなるとお考えしますので、こういったことを踏まえながらスケジュールを組み直しまして、おくれることなく補助金改革について取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今、これからスケジュールを組んでいきたいということでしたが、先ほどの答弁でもありましたが、この補助金問題は、本年度を最終年度とする行財政改革の中で掲げられております。本来なら、もう既に取り組み、そして、もうそろそろ結論を出すべき時期にあるはずなんです。

ただ、そのことをここで言っても仕方ありませんので、今、部長が言われました、そうした方針をぜひ確立させて、早急にこの補助金の見直しに取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時 56 分 休憩

午後 2 時 8 分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、17番藤丸正勝議員の発言を許します。

17番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。17番藤丸正勝でございます。ただいまから一般質問をいたします。

まず 1 点目は、高齢者が非常に多くなって、事故率なんかもかなり多くなっているという報道がっております。そこで、柳川市としては、高齢者の運転免許証返納後の対策ということで、どのように考えてあるかをまず 1 点お聞きいたします。

2 点目は、佐賀空港時間延長による柳川市民の反応はと、また、市民への説明はどのようにされたか、それから、佐賀県との合意書の中の変更部分はどのようにになっているか。

3 点目は、柳川市への観光客受け入れ対策はということで、日韓交流の、また政治的な要因でもありますし、かなり外国人観光客が少なくなったというような思いであります。そういう点で、今後の対策ということで、私は日本国内の観光客ですね、日本人観光客をどのように受け入れるかというようなことをお聞きしたいと思っております。

この 3 点御質問いたしますので、簡潔な回答をお願いいたしまして、あとは自席のほうから質問いたします。

17番（藤丸正勝君）続

まず、1 点目の柳川市が高齢者よりの免許証返納をどのような対策をしているかということで、年齢制限はどういうふうにしてあるか、まずお聞きをしたいと思っております。

総務部長（石橋正次君）

私のほうから藤丸議員の質問にお答えをさせていただきます。

年齢制限とのお尋ねでございます。

本市といたしましては、高齢者運転免許証自主返納支援事業の対象者につきましては、自主返納時点で満70歳以上の方としているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

70歳以上ということで限定してあるということでございますけど、70歳以下の方が返納された場合は、その対象にならないということですかね。自主返納の柳川市の今後の補助事業ですね。

それから、返納すれば、個人的に補助制度が適用されておるということでございますけど、この補助制度はいつから適用されておられるんですかね。

総務部長（石橋正次君）

高齢者運転免許証自主返納支援事業の受け付けにつきましては、平成29年9月1日から始まっているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

それでは、今まで返納された方が平成29年9月1日からということでございますけど、年度別に今現在、何名ぐらいの返納者がおられるでしょうか。

総務部長（石橋正次君）

議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、平成29年9月1日からスタートしたということでございます。平成29年度につきましては、9月1日から平成30年3月31日までに248名の方が申し込まれているところでございます。

それから、平成30年度、平成30年4月1日から平成31年3月31日までににつきましては、229名でございます。

それから、平成31年4月1日から令和元年8月26日まで、この間につきましては、116名の方から申請があっているということでございます。

合計いたしまして、593名でございます。

以上です。（「男女別は」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。平成29年度につきましては、男性の方が136名、女性の方が112名でございます。

それから、平成30年度でございます。男性の方が134名、女性が95名でございます。

それから、まだ中途でございますけれども、平成31年から令和元年8月26日までににつきましては、男性が49名、女性が67名でございます。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

わかりました。

柳川市の返納の補助制度、これは大まかに言うてどのような制度でしょうか。

総務部長（石橋正次君）

お答えをさせていただきます。

高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢者の運転による自動車事故が増加をしているということから、事故防止対策といたしまして、高齢者の自動車運転免許証の自主返納を促進するという観点から、自主返納者にタクシー利用券を交付するといった事業

でございます。

対象となる方は、先ほど申し上げましたけれども、自主返納時に満70歳以上で、引き続き柳川市民であるという方で、申請時で自主返納から1年以内の方に限りますということで制限を設けているところでございます。

また、タクシー利用券につきましては、500円チケットの20枚つづり、10千円相当で、自主返納者本人がタクシーを利用するときに、1回の乗車で1枚のみ利用されるということでございます。

また、利用券の有効期限につきましては、2年間としているところでございます。

なお、市の事業ではありませんけれども、柳川おもてなしカード会の御厚意によりまして、免許返納者に「やなぼ」加盟店で使える2千円分の買い物券をいただいておりますので、タクシーの利用券とあわせてお渡しをしているといった状況でございます。

また、市内のタクシー事業者におきましては、自主返納者が運転経歴証明書をそのときに提示いたしますと、タクシー料金を10%割引するサービスをしてあるということでございますので、申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

この制度は1年限りということで10千円、また、「やなぼ」のほうから2千円の買い物券をつけるということで、合計12千円の1年間というようなことでございますが、自主返納者が運転経歴証明書というのを出されるということであるけど、これは柳川市のほうで発行されるわけですか。そして、経歴証明書、これはどういうふうな利用の仕方があるわけですか。

総務部長（石橋正次君）

警察のほうでその証明書については発行していただくということになっております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

警察のほうで運転経歴証明書というのは発行されるというけど、今度免許証がなくなって、身分証明、そういうのにはこれは使われるわけですかね。

総務部長（石橋正次君）

身分証明にも使えるということでございます。

17番（藤丸正勝君）

これが身分証明書なんかに使われなかったらなかなか、ほかの健康保険証とかあるけど、こういうのを一つ持っておけば、どこでも、市役所なんかもこういうのを出したら使われるというわけですね。わかりました。

それから、これが最初の申請1回のみで、タクシーも1回500円しか使われんというわけですね。わかりました。

そうした場合、近隣のみやま市や大木町などは返納後、どのような制度をとっておられるか、わかりますでしょうか。

総務部長（石橋正次君）

近隣ということでございます。みやま市におきましては、運転免許証を自主返納した満70歳以上の方などにタクシー利用券を交付するということは同じでございます。1年間につき、みやま市さんにつきましては30千円を2年間助成しているということでございます。

また、大木町につきましては、自主返納した満70歳以上の方にタクシーの初乗り運賃分、620円でございますけれども、それを1年間につき48回分、金額にいたしますと29,760円相当分を2年間で助成するという制度があるみたいでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

隣の大木町、みやま市では大体60千円と、2年間でということでございます。議会のほうでも、何かあれば近隣市町に合わせるということが今までの前例としていろいろあったわけですよ。隣のみやま市が幾らで、大木町、大川市がどれだけだから近隣に合わせようというようなことを言っておられましたけど、みやま市、大木町にこれが合わせられなかった理由というのは何かあるわけですか。

総務部長（石橋正次君）

合わせられなかった理由ということでございますけれども、この事業につきましては高齢者運転免許証自主返納支援事業ということで、先ほども申し上げましたけれども、高齢者の運転による自動車事故が増加しているということで、高齢者の自動車運転免許証の自主返納を促すため、そのきっかけづくりといった事業でございます。

したがって、運転免許証を返納されたことで交通弱者となった方が、このタクシー料金だけで救済できるとは考えていないところでございます。あくまでも、そのきっかけづくりということでございます。

17番（藤丸正勝君）

ほんなこてよか回答をもらいました。これはやっぱり、よそと合わせないため、柳川市が自主返納のきっかけづくりにやるということでございますけど、やはり今後、もう少しこれを考えてもらったらどうかと私は思っております。

また、免許証返納後は交通弱者、買い物弱者と言われるようになる方がかなり出てくると思うんですよ。そういうことで、この自主返納の制度のほかに、何か救済措置とかは考えておられませんか。

総務部長（石橋正次君）

この事業の救済措置ということでございますけれども、運転免許証を返納されるということのきっかけづくりということございまして、市民の皆様にはもともと自動車を持ってい

ない方もいらっしゃると思いますので、そういう方につきましては、電車、路線バス、コミュニティバスなどの交通資源を組み合わせたり、家族や親族の支援などでそういった交通弱者につきましてはカバーしたり、そしてまた、買い物であれば生協などの宅配を利用しながら、今あるサービスを工夫して生活してあるのではないかと思いますので、交通弱者に対するそういった措置については、きっかけづくり、その項目で今回やっているということでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

コミュニティバスなんかは、今通っているのは9ルートですか。何ルートか、ちょっと私も覚えませんが、コミュニティバスで交通弱者とか買い物弱者、これが救済されると思われませんか、その辺をお聞きしたいと思います。

企画課長（池末勇人君）

今、コミュニティバスで弱者の対策ということになるかということでしたけれども、現在、コミュニティバス、議員がおっしゃるとおり9ルート運行しておりまして、1ルート当たり、多いところで1日に5便、少ないところになりますと、1日3便の運行となっております。乗車時間も短いところで50分、長いところでは2時間ほどかかっているというような状況です。

このコミュニティバスは細かいところまでバスを乗り入れておりますので、いろんな目的地を巡回するため、どうしても一般のバス路線よりも長目の乗車ということになっておりまして、乗車時間は長いんですけども、いろいろ市民の皆さんからはバス停の新規設置等の要望もございます。そういう中で、空白地帯等の穴埋めという形でコミュニティバスは運行していきたいというふうに思っております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

コミュニティバスも9ルート、そのうち、時間が大体1時間半から2時間ぐらいというようにございます。

それで、今度9月20日、21日ですね、コミュニティバスの無料体験が2日間あるということでした。その目的は何でしょうか。

企画課長（池末勇人君）

コミュニティバスの無料乗車を9月20日、21日と予定しておりますが、まず、9月20日がバスの日ということで、全国的にいろんなイベントが開催されております。本市におきましても、コミュニティバスの周知並びに利便性の体験をしていただくということで、その2日間無料で御利用いただくということで開催するものです。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

なかなかコミュニティバスも地域密着型とはなっていないようでございます。9ルートありますけど、やはり時間が長い。また、バス停に行くまで歩いていくには、足の不自由な方もおられるから、なかなかバス停まで行けないというような、いろんな苦情とございますが、こういうのも耳に入ってきます。

それで、乗客が1日5人以内ぐらいじゃなかるうかということでございますけど、以前、伊藤議員が言っておりましたドア・ツー・ドアということで、デマンドタクシーとかデマンドバスとか、予約して行けるような交通体系をとったらどうかという提案もあっておりましたけど、市長のほうから、それはばっさりやらないというようなことを言われました。今、広川町、八女市がそういうふうな似たような事業をやっているということをお聞きいたしましたけど、こういうデマンドバスとかドア・ツー・ドアのバスなんかは柳川市にはあんまり合わないんでしょかね。市長の考えをお伺いいたします。

企画課長（池末勇人君）

デマンドシステムのことについて御質問ですけれども、デマンドシステムにつきましては、これまでも一般質問等でいろんな議員から御質問をいただいております。これまでも議会や担当課であります企画課などが近隣の導入してある八女市等の視察を行いまして、平成28年度以降に何度か視察も行っておるところです。

その内容といたしましては、八女市のほうが11のエリアに分けて、基本的にはエリア内だけを運行するというような内容で、市内全域に行く場合には必ず乗り継ぎが必要となっているという状況です。

また、デマンドシステムにいたしますと予約しての利用となりますので、予約センターのシステム導入費及び保守費用、それにオペレーターを配置しなくてはなりませんので、その委託料等が必要となってまいります。それに加えまして、車両もふやす必要が出てきます。八女市におきましては12台使用してありますので、本市に置きかえますと、7台から8台ほど必要になるのではないかというふうに思われます。

これらを合計いたしますと、今の運行経費の3倍から4倍程度の経費が必要となるという試算でございます。そのため、初期投資、運営経費など市の財政負担や民間事業者との競争の問題、メリット、デメリット等をコミュニティバスと比較検討した結果、総合的に勘案いたしまして、導入は見送らせていただいております。

現在運行しておりますコミュニティバスも、路線バスの撤退等により代替措置として走っている路線もございますので、事業者の利益を圧迫することはさらなる行政負担の増加にもつながってまいりますので、適切な受益者負担のもとに、行政サービスの水準を慎重に検討しなければならないというふうに考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

市長にお聞きしましたが、課長が答えたということは、前向きにやっていないと。この前、伊藤議員の提案をばっさり打ち切ったから、もうやらないというようなことだろうと私は思いますけど。

さっき初期費用がかなり、コミュニティバスが今23,000千円くらいですかね。その3倍くらいかかるというけど、そんなにかかるような話を聞いたことはありませんけどですね。実際、八女市とか広川町に行って、その話を聞いてこられたわけですか。それをお伺いいたします。

企画課長（池末勇人君）

八女市のほうに何度か行きまして、デマンドタクシーの導入についての導入内容を柳川市のほうに落として、先ほどのような数字をはじき出しておるところです。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

わかりました。そういうことで、課長が実際担当と話されて、そういうふうな結果だったということだったら、私もそうかなと。市長、何か。

市長（金子健次君）

答弁を私に求められたのが聞こえなかったもんでですね、課長が答えています。

デマンドバス、タクシーについては、伊藤議員とかなりの、もう五、六回以上、このことで一般質問の中にあっただと思います。いろんな形で市のほうも調査して、最終的には議会にもお話をしたと思います。そういうことで経費が非常にかかるということと、八女市等については過疎債の適用があるということで、十分財政的な裏づけがあったということだったと思います。

そういういろいろなことを鋭意検討した結果、今回、バスの切りかえもありましたので、山形県の興田さんのほうに相談して、3台購入させていただいたという経過がありますので、そのバスを活用していきたいという考えでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

今後、免許を自主返納された方たちが交通弱者にならないような手助けをしてもらいたいと、そういうふうに思っております。

次に、観光についてお伺いいたします。

金子市長はいつも150万人というようなことを今まで 去年ですか、135万人ぐらいと、もう150万人に手が届くところまで行っておると私も思いますけど、今後、観光についての市長の施策を私はお伺いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

観光課長（松藤満也君）

平成30年の柳川市観光動態調査では、約136万人の観光客にお越しいただいており、150万人の目標達成に向けて、本年度もさまざまな取り組みを進めております。

まずは新たな観光客の誘致でございますが、柳川の観光は川下り、うなぎのせいろ蒸し、御花といった観光資源が有名でございますが、現在は体験型観光が大変人気を集めております。本市においても、柳川でしかできない体験プログラムを展開している「水郷柳川ゆるり旅」の充実や柳川観光第2のエンジン創出事業として、有明海と広大な干拓地を活用した新たな楽しみ方の提案を行うことで、大きなマーケットの一つである福岡都市圏からの誘客に努めているところでございます。また、大河ドラマ招致活動の一環として、「宗茂・閻千代ゆかりの地を巡るまち歩き」についても進めております。さらに、外国人観光客の誘致についても積極的に進めておりまして、平成30年に訪れた外国人観光客は23万人と、全体の17%となっております。

九州全体の数字を見てみますと、平成30年は約500万人、そのうち、福岡県が300万人……（「今までの実績じゃなくて、政策はどうか聞きよっです。今後の政策」と呼ぶ者あり）

そのような状況の中で、九州運輸局、福岡県、福岡市と連携して、海外へのプロモーションを行ったり、オリ・パラ、世界水泳大会の開催に合わせて、本年度から欧米豪へのプロモーションも積極的に展開することといたしております。

第2次観光振興計画の大きな柱の一つに掲げております量から質への転換も進めておるところでございます。柳川においでいただいたお客様にいかに満足して帰っていただき、柳川にまた行きたいと思っていただけるかが重要だというふうに考えております。

「おもてなしの心日本一」をキーワードに、市民の皆様にご協力いただき、掘割や道路の清掃活動や挨拶運動を引き続き積極的に進め、柳川に訪れてよかったと言っただけの満足度の高い観光地づくりを進めていくことがリピーター率の向上につながると考えており、地道に継続した活動を今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

今さっき、よっと聞こえんやったが、何かオウベイゴウ、内容はどういうふうな内容ののですか。詳しく教えてください。

観光課長（松藤満也君）

今年度から予算も1,000千円いただいております、欧米豪の取り組みを開始しております。これは九州の有力な観光地、福岡市であったり、武雄、北九州、熊本といった10市町村で、特に欧米豪のお客様につきましては、約半数が米国からでございます。まずはアメリカからやっといこうということで、アメリカで……（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

17番（藤丸正勝君）

オウベイゴウ、オウベイゴウち言うたっちゃ、我々は知らん。初めて聞く。オウとベイと

ゴウは1つずつ、どういうふうなものか言わんならわからんじゃなかですか。あなたが答弁書くれとんならばってん、私、何も持たんとよ。だから、筆記しないかんけんね、ゆっくりと、はっきり言わんですか。

観光課長（松藤満也君）

欧米豪の「欧」は欧州、ヨーロッパでございます。「米」はアメリカでございます。「豪」はオーストラリア周辺でございます。

アメリカをまずターゲットとして、世界最大のインターネットでの旅行販売をしている会社と今後契約して、そこからのプロモーションを積極的にやっていくということで、現在進めておるところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

欧米豪というのは今わかりました。それをプロモーションで企画して、柳川市もその中に入るというわけ。入って誘致すると、そういうふうな感じですね。

それから、今、柳川市で川下り、御花、白秋生家、戸島家住宅は観光地として、私は少し頭打ちではないかと思っております。そのところで川下りの客数とか御花の入館、白秋生家の入館、戸島家住宅の入館者、これはどれぐらいあっているか、また、前年度と比較して増か減か、それだけでいいです。

観光課長（松藤満也君）

主要な観光施設の入館者状況をお答えします。

まず、川下りでございます。平成29年が42万8,388人、平成30年が42万2,671人で微減でございます。

御花につきましては、平成29年が14万3,115人、平成30年が10万4,938人と、これはかなり減っております。

戸島家住宅につきましては、平成29年が6,150人、平成30年が5,840人で若干減っています。

以上でございます。（「白秋生家」と呼ぶ者あり）

済みません。白秋生家でございますが、平成29年が4万5,601人、平成30年が4万3,035人です。ちなみに、ことし1月に公開された「この道」の映画の影響は、来年度に数字が出てくるというふうに思っております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

全体的に観光客が減ということでございます。

それから、修学旅行の生徒たちがあんまり見えなくなりましたけど、小学校、中学校、高校、柳川に修学旅行誘致というか、あなたたちがそういうふうな誘致活動はされておりますか。

観光課長（松藤満也君）

修学旅行の誘致活動につきましては、平成20年度から、福岡の観光プロモーション協議会というところがございまして、年に2回、ことし福岡市内の観光施設とか旅館ホテル協会と連携して、埼玉と東京の旅行会社とか中学校、高校を訪問いたしております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

福岡のプロモーション会社に委託してしよるといふ 委託はしていない。柳川市に実際来ておられますかということ。

観光課長（松藤満也君）

観光動態調査で修学旅行は正確に把握できておりませんが、一応数値的に把握できている数字を申し上げますと、平成30年で約1万人でございます。この数字は、もともとは約2万人程度でした。修学旅行コースが長崎の平和公園、阿蘇、別府という流れがもともとあったんですが、熊本地震の影響で半減いたしております、現在も1万人前後で推移しておりますという状況です。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

地震の関係で半分に減ったということでございます。

また、滞在時間の延長を見込んで、ルートインホテルも誘致の一つだったんじゃないかなと思っておりますけど、ルートインホテルの観光目的とビジネス目的のパーセントはわかりますか。

観光課長（松藤満也君）

ルートインに直接聞き取りを行いました。その聞き取りによりますと、土曜、日曜、祝日はほぼ観光客ということでございます。ただ、全体を見ますと、6割程度が観光客ということでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

それは市長、大成功じゃなかですか。6割も観光客が入るということはですね。やはりいろんな補助をしながら持ってきたという成果が出たということで、非常にいいことだと思います。

それから、春の雛祭りですね、さげもん、この見物客がマンネリ化してしもうとるんじゃないかなですか。柳川市内に全然観光客、見物客の姿が見えないけど、沖端地区なんかは結構見られるけど、柳川の商店街なんか、閑古鳥が鳴くような雛祭りでございます。実行委員会に1,500千円の補助を出しておりますけど、それはどこにやっているかですね。

それからまた、柳川商店街のさげもん祭りを一回抜本的に見直したらどうかということ

思っておりますけど、どうでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

さげもん祭りが約13万人で、少しずつ減ってきておる、議員御指摘のとおりでございます。商店街のほうはほとんど歩いていないということでございまして、数年前から伝習館の横のところと沖端をめぐる雛めぐり舟を運航しておりまして、この乗船はかなり人気がありまして、7日間運航して計300人の利用があったということでございます。

議員御指摘のとおり、マンネリ化してというお話は随分聞きます。実行委員会の中で議論して、去年は初節句めぐりということで、これはかなり人気でありまして、去年3カ所でやりましたが、そういうのをまた見直してやっていきたいというふうに思います。

それと実行委員会、1,500千円補助をいたしておりますが、その構成でございますけれども、柳川市観光協会と商工会議所、商工会、婦人会と関係団体で組織いたしております。その中で、いろんな水上パレードとか、初節句めぐりとか、おひな様始祭とか、そういうのを企画しているところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

それから、柳川よかもんまつりが昨年、この庁舎周辺でありましたが、今、2日間あっておりますけど、今後また三橋町や大和町で開催する考えはありませんでしょうか。

それと、開催は1日だけでいいんじゃないかという声も聞こえますが、これに対して質問いたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えいたします。第14回のよかもんまつりのほうから事務局を商工・ブランド振興課で仰せつかっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

第14回の柳川よかもんまつりにつきましては、昨年11月24日、25日の2日間、柳川庁舎、柳川市民会館敷地一帯で開催いたしました。幸いにも開催2日間とも天候に恵まれまして、延べ5万5,000人の来場者がありました。出店者からは、ことしは天気もよく、来場者も多くてよかったと、2日間ともとても活気があったと、そういうような声が上がっており、事業としては成功ではなかったかと思っております。

先ほど藤丸議員から、三橋町、大和町での開催はあるのかと、そういう考えはあるかという御質問でございますけれども、第12回、13回のよかもんまつりがむつごろうランドで雨の中で開催となったため、来場者、出店者からは雨天でも対応できる場所での開催を求められました。

そこで、第14回のよかもんまつりの開催地につきましては、よかもんまつり実行委員会のほうにおきまして、柳川庁舎、三橋庁舎、大和庁舎の3会場を候補地としながら、雨天対策はどうか、市内外の来場者の交通の利便性はどうか、駐車場の確保はできるのかと、こう

いったことについて協議がなされ、最終的に柳川庁舎での開催が決まったところでございます。

なお、今年の第15回よかもんまつりにつきましては、5月17日の実行委員会におきまして、既に11月23日、24日の2日間、柳川庁舎及び柳川市民会館での開催が決定をいたしているということは申し添えておきたいと思っております。

次に、1日でもいいのではないかと、そういう声が聞こえますかということでございますけれども、実は平成22年の第6回よかもんまつりまでは1日開催でございました。しかし、平成23年度第7回よかもんまつりからは2日間開催となっております。市外からのお客様など、より多くの人に御来場いただいて、より多くの事業者にも出店をしていただけますし、1日開催よりも2日間の開催のほうがよりにぎわい、活気のあるよかもんまつりになるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

ということは、大和町、三橋町での開催の考えはないということを受け取りました。

それから、立花宗茂・閻千代、大河ドラマの誘致は非常に積極的にやっておられますが、実現の見込みはありますでしょうか、お聞きいたします。

観光課長（松藤満也君）

実現の見込みはという御質問でございますが、実現に向けて、市内はもちろん、福岡県やゆかりの地の皆さんと一緒に取り組んでいるところでございます。6月には招致委員会の総会にあわせて、歴史小説家である加来耕三先生をお招きして講演会を開催し、水の郷ホールに入り切れないお客様にお越しいただきました。

また、9月7日には「やながわ歴史文化講座」として、閻千代をテーマとした講演会とあわせて地元高校生による朗読劇も開催し、この日も約300名近いお客様にお越しいただきました。

このほかにも、福岡市の最大の祭りである博多祇園山笠の中でも、立花宗茂を題材とした飾り山が昨年は3基、ことしは西流の昇き山として博多のまちを颯爽と走り抜けました。また、後日には博多祇園山笠振興会の役員さんたち約100名が柳川市に訪れていただき、三柱神社を参拝していただいて、大河ドラマ招致活動に応援をいただいているところでございます。

このように、定期的に招致に向けた取り組みを行っております。

9月3日には事務方、観光協会の会長と副市長と私と数名でNHKの本社を訪問させていただき、直接招致活動の地元の盛り上げりを説明させていただきました。来年、令和2年は宗茂再封400年の記念の年であります。福岡県内の古賀市であったり、新宮町などと連携して活動を予定しております。

今後も官民一体となって、実現に向けて地道に息の長い招致活動を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても、引き続き応援のほどよろしく願いいたします。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

今、観光課長は息の長い招致活動をすると言われました。それで、2020年、もう決まっておるですね。2021年がきのうかおとといか決まりましたですね。そしたら、市長の任期があと1年7カ月、足らんごんなつとですよ。市長の任期のうちに、これが2021年には次の大河ドラマは決まっておる。ということは、市長は頑張っ、あと1回市長に出らないかと。そげんせんと、今の執行部が、いや、頑張っ、いとりますと、息の長い活動をしております、議会もよろしく願いしますと言うけん、市長もあと1回挑戦ばしとかんと、これがうそになりますけんがですね、そういうところで市長の考えをお願いいたします。

市長（金子健次君）

4期目の出馬は別にいたしまして、継続は力なりという形で3年目に入りました。小川知事も一生懸命やっただいております。福岡県下の中で、古賀市の田辺市長、またそして、新宮町の長崎町長もこの前、戸次道雪の関係ですね、道雪会にも行って挨拶をしてまいりました。

そういう意味では、先ほど議員が言われるように、2020年は明智光秀、2021年は今度一万円札になります、新札の人物になります渋沢栄一さんということで、狙い目は次の次の次の2023年ぐらいが戦国武将になるんじゃないかという予測をしておりますが、これも頑張らないといかんと思っております。

「西郷どん」で10年かかった、「いだてん」はなかったんですけども、明智光秀は8年はかかったというふうに言われていますので、まだ緒について3年であります。そういうことで、継続していけば、絶対私は立花宗茂・閻千代は大河ドラマに決定されるんじゃないかというふうに信じて頑張っ、また、招致委員会の皆さんも一緒に頑張っ、おられるところでございます。

出馬は別に関係ありませんので。

17番（藤丸正勝君）

いや、私、2023年まで頑張っ、くれということは、もういっちょ出なさいということでございます。

それから、柳川駅周辺整備事業がようやく、何年間かしっかりと温めておられたのが、やっと西鉄柳川駅からの川下りが実現しそうでございます。すると思います。これはしっかりと温めてきておられましたけど、できたら事業計画とか、そういうのが詳しく説明をされるところでいいから、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

恐らく私の就任当初からそういう計画があったということでございまして、やっと実現できたということでございます。この発想というのは、駅前の委員会の中でいろんな形で実現できて、福岡県の協力のもと、また、西日本鉄道の協力のもとに、そしてまた、本市とが3者になって、今回、記者会見をしたわけです。

西日本鉄道の 私は直接まだ社長と話しておりませんが、記者会見ではあそこに4階建ての構想があるというふうに言っています。問題は、一番ネックになったのは、西日本鉄道さんのほうがあの土地を譲渡できるかということと、それが事業主体が柳川であれば非常に難しいなということで、県のほうにも相談いたしました。最終的には福岡県の県土整備事務所のほうが事業主体となってやってくれるということでございますので、県のほうは数億円の仕事費になると思います。本市のほうは五、六千万円の附帯道路の備えつけの費用ではなからうかというふうに思っていますので、5カ年計画、6カ年計画でできて、それが大河ドラマの招致に、ちょうどでき上がればいいかなというふうに思っておるところでございます。

そのことは、記者会見の中で私は言ったんですけども、川端康成のトンネルを抜けたらそこは雪国だったと、階段をおりたらそこは船着き場だったという構想を得ておりますので、その話をしたら、大きく報道も取り上げて、メディアも取り上げていただきました。いろいろ市民からも問い合わせもあっているし、市外からの問い合わせもあって、本当にいい構想ではないかということで大変期待をし、観光の面についても、これから新たな構想が出てきますので、観光客もできればふえてくるんじゃないかというふうに思っているところでございます。これまで職員たちも頑張って、この構想については大分努力してきたということでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

この事業が早く完成するようお願いするだけでございます。

この事業が完成するのと並行して、駅周辺の大形バス、観光客の皆さんたちの車が非常に多くなるのではなからうかと、そういうふうに思っております。

そこで、大形バスの駐車場ですね、それをどこかに、西鉄駅開発と一緒に大形バスの駐車場が必要じゃないかと思っております。それに対して、私は立花宗茂・間千代のゆかりのある三柱神社の広場、普通、草ぼうぼうで何の利用もしていない、あの三柱神社の広場を国道208号から出入りのルートをつかって、そちらのほうで待機、乗降客をおろすというようなことができないかなと思っておりますけど、今のところ、柳川市のほうもそういうふうな考えはないだろうと思っておりますけど、一応これは提案でございまして、何かそういうふうな構想が少しでもあったらお聞かせ願いたいと思います。

観光課長（松藤満也君）

三柱神社の広場を駐車場にしたらという御提案でございますが、現在、一般の駐車場は全然不足している状況ではございません。ほとんどがあの周辺でバスを降車していただいて、川下りをされて沖端まで行かれて、バスはその間すぐ移動しますので、沖端で待機しているという状況で、バス駐車場がすぐ必要だというようなことはございません。

大河ドラマの招致が決まった場合に、バスで三柱神社に参拝するということになるかと思いますが、参拝だけじゃなくて、いろんなゆかりの地をめぐってもらったり、どうせ三柱神社に行くなら川下りをしてもらって、そういうことでいけば、バスの駐車場も特別に設けなくていいのかなというふうに思います。

ただ、駅周辺のバスの利用状況とか、そういうものも含めまして、まだ時間がございますので、藤丸議員の御意見等も踏まえて検討、研究をしてみたいというふうに思います。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

検討してみますという、6年先、7年先にならんごと、よろしく願いしておきます。

それから、佐賀空港の問題に入りますけど、私は佐賀空港の深夜便の計画に反対するものではありませんが、佐賀空港の便数がふえるということは、私は非常にいいことだと思います。それは深夜便もいい。でも、やっぱり昼間の午前、午後にあと1便ずつぐらいでもふやしたら、もっともこの辺が浮揚してくるんじゃないかなろうかと、そういうふうに私は思っていますね。

やはり深夜便だけの問題になると、いろんな語弊がありますので、佐賀県と交渉するに当たっては、午前1便、午後1便ぐらいの増便を計画、なかなか今のところ、道路アクセスが十分でないから利用客も少ないとは思うんですけどですね。有明海沿岸道路も着々できておりますので、今からでもそういう午前、午後1便ずつの増便を私は考えてもらいたいと、そういうふうに思っております。

そこで、6月3日の全協で初めて深夜便の増便を提案されましたけど、私が思うところには、6月3日の説明では、23時ごろに佐賀に着く便を、24時ごろ機材の都合で羽田へ戻すということで説明を受けたと思いますが、それがいつの間にか旅客機になってお客を乗せていった。私は空で帰ると思ったんですよ、その6月3日にはですね。それが旅客機になったから、いつ変わったかなど。そういう説明は佐賀から市長のほうに話はあつたっつたっつたですか。その辺を1点伺います。

市民部長（椋島謙治君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

6月3日に、先ほど藤丸議員が言われたように、羽田を午後9時に出て、佐賀には午後11

時ごろ着と、そして、その飛行機は機材の都合上、24時ごろ佐賀から折り返して羽田に行くという説明をしておりました。その後、7月2日、全協をお願いしたわけですが、そのときには佐賀県から情報がありまして、議案等の資料をいただきましたので、それに基づいて説明をさせていただいております。そのときの内容が、空港時間の一部改正の内容、それと、今回の8月に行いました運航計画の正式な時間をそのときに説明させていただいたところでございます。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

最初、6月3日と7月2日と、そういうふうに変ったから、どういうことで変ったかなと、その内容がどういうふうに、何で機材を運ぶやつがお客を乗せて旅客機になったかと、そういうところを私は聞きたかったんですよ。

市民部長（椋島謙治君）

機材なのか人員なのかというお話だと思います。ただ、これは佐賀県と全日空との話し合いの中で決まったことでございますので、私どもはその結果を受けてお話をさせていただいたということなので、詳細についてはお聞きしておりません。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

ということは、柳川市は報告だけで終わったということですね。

それから、いろいろと質問事項はありますけど、ぐっと飛び越して、空港西側から佐賀県上空より滑走路へ進入するコースを求めたということをして市長言われとっです。それは県議会のほうへ附帯決議を求めておられますね。この附帯決議というのは、佐賀県議会のほうは6月議会で出されましたか。

市長（金子健次君）

樽見議長と私と2人で、西側からの着陸について、深夜便についてお願いをしに行きました。そのときには附帯決議等もできればお願いしたいということをお口頭で申し入れたところです。ただ、それについては約束できませんという議長の考えでございました。

ただし、いろんな形で、佐賀県の山口知事等も航空局に働きかけをしてありましたし、私も東京に行きまして、そのときは議長のほうが全国議長会が開催されまして、日程的には向こうの相手方の日程等もありましたので、夕方には議長に報告したんですけれども、そういうことで、局長、次長とお会いしたときには、感触的にはいい感触を得て帰ってきたところでございます。約束はしていなかったんですね。約束されていなかったんですけれども、そういう感触を得て来ましたし、最終的には佐賀県からの回答というのは、全日空も西側から入ってくる努力をするということを得ましたので、そういうことでの了解を取りつけていったという経過がございます。

そういうことで、今回の8月の臨時便については、議会に報告いたしましたような形でありました。

そしてまた、いろんな私の説明等も、昭代や両開についても説明をいたしましたし、また、今回の職員とも、1日だけかな、最初だけ見に行って、あと、佐賀県のほうでいろんなデータもとってあるようでございますけれども、それに対しての今度の深夜便については質問が出ていますので、まとめて話をいたしますけれども、苦情とかそういうことは柳川市に対しては1件もありませんでした。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

附帯決議はされなかったということでございますけど、そのほかに、合意書の中に「原則、佐賀空港西側からの離着陸」を条件に市長は容認したという報道でございました。市民の皆様への市報の中でもこういうふうな説明をされておりますけれども、これはやっぱり口約束ですか、佐賀県とは。書面を交わしているということはないですかね。合意書の中に「西側からの着陸」というのは入っているんですかね。

市民部長（椋島謙治君）

藤丸議員の御質問にお答えします。

西側からの離着陸について書面があるかということですが、これは7月25日に佐賀県と合意書を取り交わした中に、明文化をきちっといたしております。その条件の一つが「滑走路西方向から進入・出発を行うものとする」と、それと、「やむを得ず東側を使用する場合」ということもございますので、そのこともあわせて明文化をいたしております。

以上です。

17番（藤丸正勝君）

これは私も合意書なんかを読みましたが、載ってはありました。しかしながら、「ただし、やむを得ず」という、このただし書きがあるから、これはもうそこまで譲歩しなければ話し合いがつかなかったから、こういうふうなただし書きを入れてこられたんじゃないかなるかというようなことを思っておりますけど、今度の深夜便については、これで決まったことですから、あとは市長の力で午前、午後1便ぐらいは運航するような交渉をしてもらって、佐賀空港というのは柳川から便利がいいからですね。それでしっかりと今後、市長に1便、2便の増設をお願いしたいということで終わらせてもらいます。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後3時7分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和元年9月13日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	石	橋	正	次
会	計	白	谷	通	孝
市	民	椛	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	成	清	博	茂
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	木	下	隆	行
人	事	高	田	啓	介
総	務	平	田	敬	介
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
税	務	山	田	秀	太
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	武	田	真	治
学	校	古	賀		洋
生	涯	新	開	文	隆
建	設	待	鳥		哲
農	政	木	下		隆
水	路	松	永		久
生	活	江	口	英	範
観	光	松	藤	満	也
水	産	中	村	正	光
商	工	古	賀	和	明
	・ブランド振興課長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
								香	

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	5番 新谷 信次郎	1. 「柳川ブランド認定品」振興について 2. 柳川市の韓国からの観光客激減について 3. 柳川市立垂見小学校フッ化物洗口事業について 4. 佐賀空港深夜便運行について
2	7番 菊次 太丸	1. 奨学金返済補助制度導入の考えは
3	12番 荒木 憲	1. 第10代横綱雲龍久吉について 2. 小・中学校の統廃合について
4	15番 矢ヶ部 広巳	1. 小坪水門強制排水機故障とは 2. 海洋葬できるの 3. あせた文化財表示板 4. 韓国からの観光客の動向は 5. 先生の夏休み取得状況は
5	16番 緒方 寿光	1. 災害(大雨洪水・高潮)に対する危機管理は万全か 2. 市民体育館(雨漏等)、市民プール(設備老朽化等)の修繕計画等は 3. 止まらない「空き缶等のポイ捨て」をどうするか

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(樽見哲也君)

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、5番新谷信次郎議員の発言を許します。

5番(新谷信次郎君)(登壇)

皆さんおはようございます。5番新谷信次郎です。議長の発言の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、8月28日に発生しました佐賀県武雄市を中心とした集中豪雨で亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々、地域の一刻も早い復興を願います。

また、本市においても田畑、道路が冠水し、大豆を初めとした農産物などに被害が出ています。適切な支援、復旧が進むよう市長におきましても御配慮いただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

去る8月22日午後9時から、テレビ放送の二代目和風総本家「密着！真夏の炎熱職人」という番組において、蒲池北矢加部、イグサ手染め職人、野口さん親子が紹介されました。全国で2軒しかないイグサ手染め、沸騰する釜に手を入れてイグサを染色し、さらに熱風で乾燥させます。全身汗まみれの過酷な仕事です。親子3代にわたって日本の伝統産業イグサ手染めを受け継いでいます。

昨年、柳川ブランドに認定されましたが、市長から励ましの言葉があったそうです。この機会に、柳川ブランド認定品及び伝統工芸品としてのイグサ製品を大いにPRし、販路拡大のために質問します。

ほかに、柳川市の韓国からの観光客激減について、柳川市立垂見小学校フッ化物洗口事業について、佐賀空港深夜便運航について質問します。

これからの質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

5番（新谷信次郎君）続

最初に、柳川ブランド認定品振興についてお尋ねします。

柳川ブランド認定品として選ばれる条件はどういったものでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

新谷議員のほうから、柳川ブランド認定品として選ばれる条件ということについてお尋ねがございました。

柳川ブランド認定品は、柳川市内で生産されたもので1年以上の販売実績があり、市民の人がこれぞ柳川の名物と推薦をしました農産物、水産物等の商品の中から選ばれております。

食品表示法や食品衛生法を初めとする関係法令の遵守はもとより、商品の信頼性、独自性、安全性、地域性、柳川らしさなどの基準を設け、厳正厳格な審査を通過した商品だけが柳川ブランドとして認定されることとなります。この制度は平成23年度から開始をいたしてきて、ことしで10回目を迎えるところでございます。昨年、第9回までに31事業者60商品が柳川ブランドとして認定をされております。

議員のほうから冒頭に御紹介をいただきました蒲池の野口イ草染色につきまして、私どものほうからも少し御報告をさせていただきますけれども、全国的にも極めて少ないイグサの手染めの職人でございます。昨年、「い草ラグ華の恵み」という商品でブランド認定をされました。日ごろからイグサのよさを体感してほしいと口にされている野口さんは、イグサの

育て方や残留農薬など細かくチェックをし、赤ちゃんやお母さんにも手軽に使っていただけるような寝ござなど、安全・安心の物づくりにこだわっておられます。

また、将来的には染色だけでなく、柳川において、みずからの手でイグサの栽培を行うことも検討をされているようでございます。

同じく、柳川ブランド認定事業者には三橋町吉開の九州物産株式会社という事業者さんもおられます。福岡県の無形文化財でもございます掛川織など、伝統的な工法の商品を販売する一方で、現代のライフスタイルに合った和と洋が調和した商品や耐久性、機能性を兼ね備えた消費者に寄り添った商品の開発を進められているところでございます。国内はもとより、フランスやイタリアなど海外への販路開拓にも積極的に取り組んでおられるところでございまして、今後とも、本市の伝統文化産業としてのイ業の積極的な保存、伝承に努めていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

柳川ブランド認定品の選定の条件について非常に詳しく教えていただきました。

それでは、認定品としての活用と宣伝はどうなっていますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

認定品としての活用と宣伝についてということでございますけれども、市といたしましては、柳川ブランド認定品をPR、販売することにより、市の知名度を向上させ、農業、水産業、商工業、観光等の産業の振興並びに農水産業者の生産者、従事者の意欲を高め、地域経済の活性化につなげていきたいと、こう考えているところでございます。

新たに認定された商品を含め、毎年、柳川ブランド認定品パンフレット、またポスターを作成いたしております。観光客が立ち寄る場所を初め、市内の主要施設に設置をしてPRを行っております。

また、柳川よかもん館にも柳川ブランド認定品コーナーを設置して、認定品にスポットを当てたPRを行っているところでございます。

さらに、柳川の特産品のPR販売及び販路拡大を目的としまして、首都圏を初めとする各地で行うイベントや物産展においても、柳川ブランド認定品の展示や販売を行うことで柳川の知名度及び柳川の地域イメージの向上を図っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

柳川ブランド認定品のPR、宣伝について、いろいろ努力されておられるということもわかりました。

それでは、柳川ブランド認定品には伝統工芸品としてのイグサ製品があります。地元蒲池、

柳川には日本の伝統産業、イグサ、畳表、イグサ製品の生産を守り続けている生産者がいます。イグサ、畳表、イグサ製品の生産者の現状はどうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

イグサ、畳表、イグサ製品の生産者の現状についてということでございますけれども、もともと福岡県はイグサの生産が盛んでございまして、最盛期である昭和30年から60年代ぐらいまでは、県内に約6,000戸のイグサ農家があったというふうに聞いております。しかし、高齢化やライフスタイルの変化などに伴い、減少の一途をたどってまいりました。

柳川市の現状におきましては、い業振興会の会員が12名おられ、そのうちイグサを生産している農家は3人、畳表の生産者が9人というふうになっております。

イグサ製品の生産者につきましては、畳、座布団、枕から室内のインテリアに至るまで、今では幅広いイグサ製品が販売されてございまして、イグサ製品の生産者も多数いらっしゃると思っておりますけれども、実数についてはちょっと把握いたしておりません。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

それでは次に、イグサ手染め業者の現状はどうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

イグサ染色業者につきましては、市内に2つの事業者がいらっしゃる、そういうふうに認識をいたしてしております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

イグサ染色業者は市内に2つの事業者ということでございますけれども、その1人がテレビで紹介されました野口さん親子、もう一方が、これも蒲池の金納にあります、同じく姓が野口さんということで、親戚関係というふうに聞いております。

さて次に、花ござの生産量は柳川市が日本一ではないかと推測しますが、どうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

花ござの生産量は日本一かというお尋ねでございますけれども、現在、生産にかかわりませ統計が行われておりませんので、直近のデータは平成10年でございますけれども、統計の直近のデータでお答えをさせていただきますが、それによりますと、全国生産量326万9,000枚のうち、約85%に当たります277万9,000枚を福岡県が生産をいたしてございまして、福岡県が日本一の花ござの生産地であったと、そういう記録がございます。

柳川市が日本一かどうかということにつきましては、平成10年当時においても正確な数字は不明でございますけれども、さまざまな情報を勘案しますと、柳川市は日本で有数の花ご

ざの生産地であったと思われる、そういうふうを考えております。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

できますならば、花ござの生産についても、今後の調査に期待したいと思います。

次に、柳川ブランド認定品の振興をどう進めるかについて質問します。

柳川ブランド認定品お取り寄せ帖、皆さんも御存じだと思いますけれども、（現物を示す）こういうお取り寄せ帖というのがありますけれども、それ以外の柳川ブランド認定品の宣伝方法がありますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

柳川ブランド認定品のPR方法についてお取り寄せ帖以外にあるかということでございますけれども、今、本市におきましては、柳川ブランド認定品のPR方法につきましては、先ほど申しましたように、柳川ブランド認定品パンフレットでありますお取り寄せ帖のほかに、ポスター、また公用車へのラッピングをいたしておきまして、PRを行っているところでございます。

具体的にPRの場所とかについて御説明を申し上げますと、まず西鉄観光列車「水都」の車両内にブランド認定品を展示PRしたり、西鉄柳川駅改札口周辺に柳川ブランド認定品パンフレットを置いて、柳川を訪れる観光客が電車に乗る前にパンフレットを手にとっていただくと、そういうような形をとっております。

また、平成27年12月から東京浅草の商業施設であります「まるごとにつぼん」に常設ブースを設置いたしまして、柳川ブランド認定品を中心に季節に準じた旬の特産品や新商品を販売しながら、柳川ブランド認定品のPRを行っている、そういうところでございます。首都圏での柳川ファン、柳川ブランドファン、そういったものの獲得に向けて今努力をしている、そういうところでございます。

以上でございます。

5 番（新谷信次郎君）

今の答弁の中で、ちょっと1点確認したいんですけれども、西鉄柳川駅にパンフレットを置いてあるということですが、これは西鉄福岡駅の改札口じゃなかとでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

大変失礼しました。西鉄福岡駅改札口ということでございます。失礼しました。

5 番（新谷信次郎君）

それでは、柳川ブランド認定品の新たな宣伝、活用のあり方として、柳川ブランド認定品2019お取り寄せ帖、これがいわゆるお取り寄せ帖「柳川よかばんも」と題してございますけれども、その最後のページに、よかばんもの物語訪ねて柳川散歩に、柳川ブランド品販売・取扱所の地図がありますが、訪れる方がすぐにわかるように、柳川ブランド品販売・取扱所とい

う掲示板を取りつけたらどうかというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

まず、ブランド認定品の宣伝につきましては、お客様がどの商品が柳川ブランドの認定品で、どこが認定事業者なのかということを目でわかるということが本当に大事であろうと、そういうふうに考えております。

そこで、柳川ブランド認定商品につきましては、「よかばんも柳川 柳川ブランド認定品」というシールが商品には張ってございます。空港、駅、百貨店など、どこで販売してもブランド認定品と識別できるようにしているところでございます。また、来店されたお客様がその店が認定業者とわかるように店頭にはポスターを掲示していただいていると、そういうふうなところでわかるようにしているところでございます。

新谷議員のほうから、新たな活用、宣伝のあり方として、取扱所に看板、柳川ブランド認定品取扱所なる掲示板を取りつけたらどうかと、そういう御質問でございましたけれども、提案を受けました。宣伝方法につきましては、これまでブランド認定事業者と協議をしながら、現在の宣伝方法というふうになってございます。

早速、新谷議員の御提案をブランド認定事業者と協議をさせていただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

そのように提案を受けていただいて、ありがとうございます。

それともう一つ、東京、福岡県アンテナレストラン「福扇華」並びに西鉄の電車として「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」が走っておりますけれども、そうしたところに腰かけや床の敷物として、花ござ製品などを使えないでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

東京半蔵門にあります福岡県アンテナレストラン「福扇華」等で花ござ製品を使えないかという御質問でございますけれども、現在、福岡県アンテナレストラン「福扇華」におきまして、先ほど紹介をいたしました九州物産株式会社のイ草フラワーという観賞用のイグサ製品が常時展示をされております。

議員御指摘のとおり、さまざまな場所で柳川のイグサ製品が展示、販売できる、そういった環境づくりを市としても今後は積極的に進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

日本の伝統産業であるイグサ、畳表、花ござ等の生産者を守り、わずか2軒になったイグ

サ手染め業者の活力になるようなPR、販路の拡大に努力していただき、ひいては柳川自体のPRにつながることを願いまして、この件についての質問を終わります。

次に、柳川市の韓国からの観光客激減についてお尋ねします。

去る8月24日、朝日新聞記事をもとに現状を確かめると、「韓国客急減、九州に打撃」という見出しで、7月の外国からの訪日客は全体で5.6%増、299万1,200人であるのに対して、7月、日本を訪れた韓国人旅行者数は前年同月比7.6%減の56万1,700人でした。柳川市は2018年度外国人客約23万4,000人でした。そのうち韓国からの観光客が51%を占めます。ところが、川下りの8月韓国人客は、ある業者ではゼロになっていると聞いております。別府、武雄でも減少しています。川下り業者を初め、観光業関係者は深刻な状況です。政治的対立があるとはいえ、両国の経済、貿易、観光、文化、スポーツの交流においては、これまで築いてきた関係を大きく損なう結果となっています。

そこで、何らかの打開策が打てないものか、質問します。

柳川の韓国からの観光客数の近況はどうなっていますか、確かめたいと思いますので、答弁をお願いします。

産業経済部長（成清博茂君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

柳川市にお越しいただいた韓国からの5月から8月までの月別の観光客数のお尋ねでございますけれども、近況ですが、本市では毎年1月から12月までの観光動態調査を行いまして、さまざまなデータを取りまとめ、翌年の6月に公表をしています。現段階では月別の韓国人観光客の入り込み客数は把握できていない状況ですけれども、今回の日韓の外交問題を踏まえ、福岡県への観光客の入り込み数や市内川下り業者、また旅館業者などの皆様にお聞きをしました。

韓国からの観光客に関しましては、事業者によっても違いますけれども、6月までは前年度とほぼ変わりなかったものの、7月以降から少しずつ減り始め、8月以降、前年の半数を下回っているという状況をお聞きしております。今後、長期化していくことも予想されます。本市といたしましても、大変危惧をいたしているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

そういう厳しい状況ですけれども、現状に対する対策として、武雄、別府等の観光都市と連携して、日本の観光庁、韓国の文化体育観光部に相互の観光交流の継続発展を働きかけたらどうでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

御質問にお答えいたします。

現在、日韓が外交摩擦を起こしている中、市といたしましては、国家レベルの問題でござ

いますので、福岡県、また福岡市などと情報を共有しながら、当面、今後の推移を見守りたいと考えております。

確かにここ2年は柳川市を訪れます外国人観光客の中で、韓国からのお客様が最も多くなっております。しかしながら、それ以前は台湾からのお客様が最も多い状況でございました。市といたしましては、来年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などもございますので、福岡県観光連盟や福岡観光コンベンションビューロー、旅行会社などと連携し、台湾はもちろん、タイ、マレーシアなどの東南アジア圏、またこれまでアプローチしていなかったアメリカ市場などにも柳川の魅力を発信し、観光客誘客のプロモーション活動を展開してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

いろんな国、関係機関に今後とも働きかけを期待したいところですが、やはり何といても柳川市は韓国からの観光客、交流が一番多かったという点を考えると、今後、柳川市と韓国との文化、スポーツなどの人的交流を積極的に進めるということはどうでしょうか。

産業経済部長（成清博茂君）

御質問にお答えいたします。

柳川市と韓国の交流についてでございますけれども、まず市の事業といたしましては、観光課が取り組んでおります、やさしい日本語ツーリズム事業を学ぶため、釜山外国語大学の皆様と海外文化交流を行ったほか、市、杉森高校と韓日人材・技術協力機構日本支部の3者と協定を結びまして、日本で就職を希望する韓国学生の日本語研修の受け入れなども行ってきたところでございます。

また、民間交流事業といたしまして、サンブリッジ国際交流協会が日韓両国の子供たち同士のホームステイの受け入れを行うなど、いろいろな形で交流が行われております。しかしながら、今回の日韓外交の問題で活動したくてもなかなかできないという状況下にある皆さんもいらっしゃるのではないかとこのように思っています。日本が好き、柳川が好きという韓国の方も大勢いらっしゃいます。この問題が早期に解決し、良好な関係になることを願っているところでございます。

以上でございます。

5番（新谷信次郎君）

政治的な複雑な問題がありますけれども、やはり文化、スポーツ等の交流ということは非常に大事でありますし、このことが一つの今後の打開のきっかけになればというふうに思いますので、よろしく御努力をお願いしたいと思います。

次に、柳川市立垂見小学校フッ化物洗口事業についてお尋ねします。

フッ化物洗口事業については、平成29年度、平成30年度までは、福岡県歯科口腔保健推進

計画第1次に基づく県事業として、柳川市立垂見小学校を含めて福岡県内6小学校をフッ化物洗口モデル校としました。平成31年度から第2次計画となり、県補助の市町村事業に移管しております。ところが、柳川市は平成31年度、フッ化物洗口についての事業計画と予算はありません。垂見小学校ではフッ化物洗口を継続していますが、事業責任主体が明確でなく、戸惑っているようです。

まず、垂見小学校フッ化物洗口事業実施の経過についてお尋ねします。平成29年度フッ化物洗口モデル校に指定されたのは、どういう経過でしょうか。

この質問に関連して補足いたしますけれども、垂見小学校は平成27年度、県教育委員会歯と口の健康研究指定校となっておりました。このときの垂見小学校の12歳児、6年生のDMFTという数値、これは被検者の永久歯の虫歯、抜いた歯、治療した歯の合計を被検者の数で割った虫歯の状況を正確にあらわすと言われる数値です。これは平成27年度、0.76でした。この数値はこれから先の令和5年度の福岡県の目標値が1人平均虫歯本数の数値ですから、厳密には対応しませんけれども、この目標数値は0.8となっていて、これと比較しても、もう既に平成27年度において垂見小学校の12歳児の数値はクリアしているところです。しかも、全学年の未処置歯のある者の率は、平成27年40.52%から平成31年度24.56%に改善しています。歯と口の健康でいい結果を出している学校が、フッ化物洗口のモデル校になる必要があったのかということも含めて、経過について説明をお願いしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

御質問をいただいております福岡県の学童期むし歯予防推進事業のモデル校指定につきましては、平成29年度に県からの働きかけにより実施をしているところでございます。

垂見小学校がモデル校になりましたのは、議員おっしゃるとおり、平成27年度から歯と口の健康の研究指定校であったことから、健口教育 健康の健と口と書く健口でございますが、これを校務分掌に位置づけて口腔衛生に取り組んでいるという受け入れ可能な態勢があったことから受託をいたしたものでございます。

また、このときの経過でございますが、確認の意味で議員のほうから御質問がありましたけれども、このいきさつにつきましては市の教育委員会から県に対しまして、垂見小学校をこうした状況から紹介をいたすと同時に、学校のほうにも受託を依頼したというふうな経過がございます。確かに議員御指摘のとおり、非常にこの健口教育でいい効果を出しておりました。さらに、こういった素地があることから、学校のほうの希望もありまして、フッ化物洗口のモデル事業を受託したというふうな経過でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

フッ化物洗口のモデル校ということであれば、わかりやすく言うと、県や全国より虫歯の多い学校で試みるのが貴重なデータを出せるのではないかと思います。この事業の担当で

あった福岡県健康増進課は、児童の歯の健康状況に基づいたモデル校指定ではなく、ともかくモデル校指定ができればいいのではなかったかと大いに疑問が残ります。

次に、フッ化物洗口の実施状況と成果について質問します。

実施に当たっての説明会、同意の割合、フッ化物の主成分、フッ化ナトリウムは劇薬ですが、その薬品保管、希釈はどうしていたのでしょうか。また、養護教諭の役割、担任教諭の役割、児童の状況、同意していない児童の状況はどうだったのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

まず、受託をいたしました初年度であります平成29年度につきましては、歯科医師会から歯科医師を派遣していただきまして、全保護者対象に説明会を行いました。説明会を経まして、全ての保護者に対しまして、フッ化物洗口の実施について同意の確認を行っております。昨年度では、垂見小学校173人中167人、約97%の同意を得ております。

薬品につきましては、薬局で保管をいたしておきまして、実施日の前々日に、薬局の薬剤師が薄めたものを学校に送っております。学校におきましては、養護教諭がこれをクラスごとにボトルに分け、担任が児童一人一人、紙コップに分けて実施をいたしております。この実施の際に養護教諭もサポートとして入っております。

同意をしていない児童につきましては、同じ時間に水うがいの実施を一緒に行っているところがございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

フッ化物洗口をするかしないかは、保護者のほうで判断していいということですね。

それでは、フッ化物洗口の成果はどうであったのか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

フッ化物洗口により虫歯の予防効果というものは、なかなか短期間で数値としてあらわれてくるものではございません。厚生労働省のウェブサイトからのデータではございますが、中学校卒業までにフッ素洗口を経験した層と経験しなかった層を比較いたしまして、二十歳段階で50%程度の予防効果があるというふうなデータがございます。

垂見小学校におきましては、フッ化物洗口とあわせまして、なぜ洗口を行うのかというふうな、なぜ歯を大事にするのかというふうなことを含めまして、生徒に対し意識づけを行い、口腔内衛生指導をしっかりと行っていることで、未処置歯の減少など結果にあらわれているのではないかとこのように考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そうすると、フッ化物洗口の目的は二十歳で50%程度の効果があるからということでした。しかし、このデータは厚生労働省生活習慣病予防のための健康情報サイト、e-ヘルスネットのフッ化物洗口終了後の予防効果の持続のデータに基づくものではないでしょうか。このデータの出所を調べたところ、28年前の1991年口腔衛生学会雑誌のデータではなかったでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

フッ化物洗口を行います目的でございますが、先ほども申し上げましたとおり、垂見小学校では平成27年度から歯と口の健康の研究指定校であったことから、こういった健口教育に取り組んでおりまして、児童の将来にわたり虫歯を予防する方法の一つということで取り組んでいる、これが目的でございます。

また、データの出典につきましては議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

後で示しますが、フッ化物洗口をしなくても、この10年間における福岡県の児童・生徒のDMFT、虫歯本数が減っている中で、28年前のデータでは信用できません。福岡県が示しているデータとしては、昨年12月18日、学童期むし歯予防推進事業報告会において県健康増進課が説明しています。その説明の内容は、12歳虫歯の1人平均の数ですけれども、福岡県は平成19年1.6本、全国20位であったということです。そして、10年後の平成29年は1.0本、全国28位という説明をしているそうです。フッ化物洗口の目的は全国順位を上げるためでしょうか。このときのテーマは「子供たちの生きる力を育む科学的根拠に基づいた虫歯予防」とあります。説明の中の科学的根拠と言えるのは、フッ化物洗口を実施していなくても虫歯本数が、平成19年1人平均1.6本が10年後の平成29年には1.0本まで減ったという数字です。科学的データと言えるためには同一集団においてフッ化物洗口をしたグループとしなかったグループの3年後、6年後、10年後の虫歯本数、DMFT値を比較する必要があります。

そのことを指摘しておいて、次の質問に入らせていただきます。

今後の見通しについてということで、フッ化物洗口の問題点はないでしょうか。

この問題点として取り上げる一つの意見を紹介します。

2011年、日本弁護士連合会の集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書には、生活環境、フッ素利用の状況、飲み込み量、年齢、体質等の地域差、個人差により、フッ素洗口・塗布によっても、歯のフッ素症　これはエナメル質の形成異常ということですが、そういうことが発現する危険性は否定できない。また、急性中毒、過敏症状の危険性が認められると指摘していることへの見解はどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

洗口、フッ素によるうがいですけれども、これに使用いたします一定濃度のフッ化ナトリウム水溶液については、たとえ児童が1回分の洗口液を飲んでしまったとしても、急性中毒の心配はないというふうにされております。ただし、一人一人いろんな体質の方がいらっしゃるのも事実かと思えます。議員御指摘の日弁連の意見書につきましては、そうしたことから集団で実施することの中止を求められているものと理解をいたしております。

ただ、垂見小におきましては、十分な説明と保護者の同意のもと実施をしております。また、効果や安全性につきましても、日本歯科医師学会、口腔衛生学会のほうから問題がないというふうなデータも示されておりますので、問題はないというふうに委員会としても認識をいたしておりますが、今後とも十分に情報収集をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

次に、薬品の取り扱いについてですけれども、これは佐賀県の健康福祉部健康増進課が説明していることですが、フッ化物洗口に使用する医薬品、ミラノール、オラプリスはフッ化ナトリウムを主成分とし、薬事法上、劇薬に指定されているということです。ですから、医師の処方に従い水に溶かせば、濃度が1%以下となり普通薬となりますので、取り扱い上問題ありませんが、薬品保管、希釈、取り扱いに十分な注意が必要だということに説明しています。

つまり医療行為に匹敵することになりますが、医療行為はしてはならない学校関係者がかわる問題についての見解はどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

フッ化ナトリウムの希釈、薄めるという行為ですけれども、これは医療行為には当たらないということを確認いたしております。しかしながら、垂見小におきましては、万全を期すために、この行為につきまして、薬剤師の方に薄める行為をお願いして実施をしているところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

フッ化物の主成分、フッ化ナトリウムは劇薬ですから慎重な取り扱いが必要だということだと思います。

さて次に、私もこの件に関していろいろ調べましたが、フッ化物洗口の効果がわかるデータが見当たりません。NPO法人日本フッ化物むし歯予防協会の2016年の日本における施設

での集団フッ化物洗口実態調査では、この2016年度フッ化物洗口全国実施率、これは保育所から中学校の実施した人数の割合ですけれども、これはわずかに10.4%です。同じ年度の12歳児DMFT全国平均値が0.9、福岡県も同じく0.9、垂見小学校は先ほど申しましたように0.76です。このとき垂見小学校ではまだフッ素洗口は始まっていません。全国平均0.9以下のいい数値を出している都道府県は25県あり、25県のうちフッ化物洗口実施率50%以上は2県しかありません。

また、2016年3月に長崎市議会教育厚生委員会で示されたデータでは、2015年度フッ素洗口実施6校では平均虫歯本数0.35本、虫歯保有者率は17.9%でした。一方、フッ素洗口未実施校、これは65校もありますけれども、平均の虫歯本数は同じく0.35本です。また、虫歯保有者率は15.6%で、虫歯保有率はフッ素洗口を行っていない学校が低いという結果になっています。

以上2点のデータについての見解はどうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

先ほどもお話をいたしましたとおり、フッ化物洗口の効果というのは短期的にはなかなかあらわれないという面がございます。また、議員お示しのデータでございますけれども、実施施設が全国的に余り多くございません。ですので、議員お示しのデータで見解を申し上げるのは非常に難しいというふうなことが正直なところでございます。

また、ある時点でのDMFT値を出されておりますけれども、DMFT値につきましては一度虫歯になるとこれはDMFT値でございますので、未処置、抜歯した歯、それから処置歯でも一度虫歯になってしまいますと下がらないというふうなことになります。したがって、フッ化物洗口の目的は、既にあるDMFT値を上げないというふうな目的にあるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

では、以上、問題点を指摘しましたけれども、今後、県の事業から市の事業に移管することに対してどう対応するかについて質問します。

これまでの経過を見ますと、県はモデル校実施の総括、今後の方針なしに、モデル校とその市町村に投げ渡していないかと思われます。最初に取り上げましたように、平成27年度、県の研究指定を受けた垂見小学校は、全学年の未処置歯のある者の率が平成27年度40.52%から平成31年度24.56%に改善しています。養護教諭を中心に学校が家庭と連携して取り組んだ成果だと言えます。児童・生徒の歯と口の健康にとって必要なのは歯磨き、食生活の改善、治療の徹底ではないでしょうか。フッ化物洗口の成果がデータとして不十分ではないかということや、フッ化物洗口の危険性を指摘する意見もあるということをお保護者に公開することが必要ではないでしょうか。

その上で、フッ化物洗口の必要性について、市としての主体的な判断を望みたいのですが、見解はいかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

県事業から市町村事業へ移ってきて、市としての見解はどうかというふうなことだと思います。

県の補助事業に変わりました要綱が出たばかりでございますので、今後これまでやってきた方法とそんなに変わらないようにいたしまして、学校に負担をかけないように、これまでとほぼ変わらない手順で取り組みが実施できるように、教育委員会としては検討していきたいというふうに考えております。

このフッ化物洗口につきましては、これまで垂見小学校が主体的に取り組んできた事業でございます。教育委員会としましては、これからもこの取り組みを引き続き支援していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

要するに、今後は県の事業としてのモデル校から市教委のモデル校になるということでしょうか。もし市のモデル校ということであるならば、柳川市の事業計画はあるのでしょうか。柳川市教育委員会として責任を持って事業を計画し、実施していくのでしょうか。最後に教育長の見解をお願いしたいと思います。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

市のモデル校にしていくかということですが、柳川市のモデル事業ということで、垂見小学校を市のモデル校にして他の学校に広げるというモデル校としての位置づけというふうには考えておりません。これまで垂見小学校は歯と口の健康の研究指定を受けたこともあり、虫歯予防に学校を挙げて、主体的に健口、歯と口の健康の教育に取り組んできたところでございます。今後はその学校の主体的な取り組みを支援していくということで考えているところでございます。

その中でその取り組みですが、フッ化物洗口については、これだけでは完全な虫歯対策になるというふうには考えておりません。歯を磨くブラッシング法などとあわせて長期的に学校が取り組んでいくことが大切であるというふうに考えているところでございます。

先ほど答弁で申し上げましたように、こうした学校、また各学校の取り組みを支援していくことが教育委員会の務めであるというふうに考えているところでございます。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

今、教育長からの御答弁をいただきましたけれども、その中で垂見小学校が主体的に取り組んでいるということを踏まえて、市教委としても支援をしていきたいということですが、主体的という言葉であれば、その答弁を聞いておる中での感想ですけれども、市の教育委員会として主体的に判断をして、フッ化物洗口事業について取り組んでいただきたいと思うわけです。

つまり、県の事業から市の事業にただ単に引き継ぐということではなくて、今までも申しましたように、フッ化物洗口自体のデータの不足、あるいはフッ化物洗口自体の問題点、そういうことを保護者にも公開し、市の教育委員会としてもそういう点を総合的に判断しながら、今後もフッ化物洗口の事業に取り組んでいくのか。取り組んでいくとしたら、めどはどうか、そのあたりをきちんと方向性を持っていただいて取り組んでもらいたいというふうをお願いをして、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、佐賀空港深夜便運航について質問いたします。

私は8月14日、15日、沖端大橋の中央付近で、また16日、18日には昭代昭南公民館前で、午後10時ごろから11時半ごろまで、佐賀空港深夜便調査をいたしました。

15日には全日空機が柳川東から着陸しました。飛行機のライトがまぶしく、まるでUFOが近づいてきたかのようでした。実際、UFOを見たことはないんですけれども、例えとして言っております。

離陸は西側からでしたが、ドーンという衝撃音が伝わってきました。ほかの日は西側から離着陸し、騒音、光の影響はなかったのではないかと感じております。

8月9日から18日の運航の実態はどうでしたでしょうか。客数、離着陸の方向、騒音、光の害はどうでしたでしょうか。

生活環境課長（江口英範君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

本市と佐賀県は、本年7月25日付で合意書を一部変更いたしました。変更内容や、これまでの経過等につきましては、広報「やながわ」8月1日号で市民の皆様にお知らせしたところでございます。

ことしのお盆前後、8月9日から18日までの10日間、その10日間において佐賀空港の夜間臨時便が原則空港西側からの離着陸ということで運航されました。運航時間については羽田から佐賀へ来る便が10日間全日程で羽田発21時、佐賀着22時50分、佐賀から羽田へ向かう便は曜日によって出発時間が異なりますけれども、金曜日と土曜日が佐賀発22時、羽田着23時50分、それ以外の曜日、日曜日から木曜までにつきましては、佐賀発23時10分、羽田着、翌日の午前1時でございます。

離着陸の方向について、まず着陸が10日間のうち8月15日と17日にRNAV航法、東方向から、これは有明海を旋回してくる方向ですけれども、柳川市からの着陸が2回ありました。

それ以外はRNAV航法で西方向、佐賀県海上側からの着陸が8回、なお、ILS（計器着陸装置）での柳川市上空を通過する着陸はございませんでした。

離陸の方向についてでございますが、全日程でRNAV航法です。10日間のうち、8月10日と11日に東方向への離陸が2回、それ以外は西方向への着陸が8回ございました。離着陸ともに西側8回、東側2回という運航コースでございました。

次に、騒音について、佐賀県が専門業者に委託をされまして、両開地区、これは大浜町になります。それと昭代地区、昭南町になります。この2地点において実施をしました。調査結果につきましては、現在、調査会社においてデータ解析中ということでございますので、佐賀県からの調査結果を受けまして、市議会の皆様、市民の皆さんに御報告させていただきたいというふうに思います。

その期間中、本市職員が2日ほど現地確認を行った際には、西側からの着陸でございまして、騒音や光の害の影響はなかったとの報告を受けております。

次に、光の害、光害についてですが、別日程で、RNAV航法で東方向からの着陸の際に確認を行ったところ、航空機のライトが強いというふうな印象を受けております。

客数の御質問についてでございますが、一般的に個別の便の実績は明らかにされないというところですが、しかしながら、今回、午後8時以降の羽田空港から佐賀空港への旅客便の運航については、要望や関心があることを踏まえまして、佐賀県から夜間臨時便10往復で搭乗率が約5割である。なお、羽田から来る便が乗客が多く、羽田へ向かう便のほうが少ないというふうにお聞きしております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

深夜便の運航の実態についてわかりましたけれども、今後の見通しについて質問いたします。

ことし6月13日の有明新報には、市長が国土交通省を訪問し、深夜便は今後の需要次第で定期便化する可能性も高く、3年以内に西側へのILS設置を要望した。国交省からは前向きに検討される好感触を得られたという記事がありました。改定された佐賀県佐賀空港条例は、運用時間が午前6時半から翌日の午前4時半までの間で規則で定める時間とするとあり、午後11時前後の深夜便はいつでも定期便化になる可能性があるのではないのでしょうか。

定期便化になった場合、佐賀県との佐賀空港における航空機の運航に伴う環境保全に係る合意書も再度の変更は必要ないので、佐賀県は通告だけで済むのではないのでしょうか。この点についての疑問にお答え願いたいと思います。

副市長（酒見勇次君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

今回、全日空が夏の夜間臨時便を運航するに当たって、本市は佐賀県と結んだ合意書の1

部を変更しております。

その中で、議員御存じだと思いますけれども、運用時間を変更しております。夜間につきましては午後10時から12時までになっております。佐賀県の条例では朝の4時30分までとなっておりますけれども、条例の中に細かい運用の時間については規則で定めるということで、規則のほうで夜の運用時間は12時までとなっていることをちょっとまず説明させていただきます。

その中で、運用時間につきましては、新谷議員が言われるように、夏の臨時便に限定した変更とはなっておりませんので、今回のような臨時便が将来通年化する場合、現行の運用時間内で、また便数が制限内であれば、合意書を新たに変更する必要はございません。

しかし、現時点では佐賀県から夏の臨時便を通年化したいという話はありません。今後、今回の臨時便以外にも夜間便の増便の計画がなされるならば、事前に佐賀県から本市住民等へ誠意ある説明がなされるものと考えております。佐賀県とのこれまでの協議の中でそのような話を確認しております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

時間の関係がありますので、最後に市長に質問したいと思います。

西側のILS設置について、これは国土交通省との話の中で好感触を得たとありますが、文書でははっきりと確約できるような、そういう働きかけができるのでしょうか、お答えを願いたいと思います。

市長（金子健次君）

新谷議員のほうから、航空局の次長でございましたけれども、会いまして、そのときの好感触を得たということで新聞報道がなされています。それについてはILS計器着陸装置を必ずつけるということの確認を得ておりません。文書でも確認をしておりません。感触的にはそういうことで得たということでございまして、これから私たちも佐賀県もあわせて航空局に対してはその要望をその都度行っていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

全日空機の航路下にあります柳川市民の安心・安全のためにも、ぜひ今後の働きかけ、交渉をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

今回は、本市における奨学金返済補助制度導入について質問をいたします。

さて、地方創生が叫ばれて久しいわけではありますが、都市圏へ一極集中する人の流れの転換と若者のさまざまな希望がより多くかなう社会の実現を目指して、それぞれの自治体が日々奮闘をしているわけではありますが、依然、東京都市圏への人の流れはとどまることを知らず、地方においても、ここ福岡県においても、人口の増加の面から見れば、福岡市のひとり勝ちの様相を呈しております。何とかして本市からの人の流出を抑え、人の流れの転換を少しでも図っていかねばなりません。そのためには仕事、生活環境全般にわたって魅力を感じてもらうように改善をしていかねばなりません。特に、内外の若者には柳川の魅力を強く発信していかねばならないと考えます。そして、若者が定住できる条件を現実につくり出していかねばなりません。

さて、現在、東京都千代田区にある福岡県アンテナレストラン「福扇華」で柳川フェアがスタートいたしました。同レストランでは初めての自治体PRイベントということで、福岡県60市町村のトップを柳川市が飾ることができたこと、大変に喜ばしいことと思います。

首都圏において柳川市の知名度が向上し、現在、課題となっております観光客の滞在時間の延長、ふるさと納税にいい効果があるのではないかと期待を寄せております。さらには柳川産の食材、特産品など、この商品の魅力を多くの方々に伝えていく絶好の機会だとも思っております。

ここでさらに私が求めることは、商品をつくり出しているその業界、産業自体の魅力の発信、その産業を担う人材の確保にもつなげていかねばならないということでもあります。そうしなければ、長期的な柳川の発展を望むことは難しいと考えます。

さて、奨学金のことについて話を戻しますが、国は返済不要の給付型の奨学金を2017年から一部先行実施し、2018年度からは2万人を対象に奨学金の給付をしております。また、2020年度からは所得の低い世帯の学生を対象に、大学などの高等教育の無償化がスタートいたします。今後、さらに奨学金の給付枠、授業料の減免の枠が拡充されて、世帯の収入によって若者の学びが阻害されないよう、国はこの制度をさらに充実させていかねばならないとも思っております。

一方、奨学金返済については、一部社会問題となる奨学金返済を滞納するなどの事例がニュースや新聞報道されております。高校、大学、専門学校等を卒業後には、今までの奨学

金として借りていたお金の返済が待っているわけであり、企業とのマッチングがうまくいかなければ、このような事例は後を絶たないわけであり、借入額もよくよく考えていかなければならないことだと感じます。

本日は若者の夢や希望をかなえられる柳川に一步でも近づけるよう、若者の流出を抑制し、優秀な人材を柳川に集める施策として、奨学金返済補助制度について皆様と議論をいたしたいと思っております。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

7番（菊次太丸君）続

質問に入る前に、ちょっと確認をしたいことが1点ございます。

きのうの立花議員の質問で、中学校の学力についての質問があつてございました。そこで、執行部の答弁としては、中学校では福岡県の平均を約6ポイント下回る結果となっておりますという御答弁がされておりました。私も同様の質問を6月議会にしております、そのときの答弁と若干食い違うんじゃないかなというふうなことで思っておりますので、その確認でございます。よろしく申し上げます。

教育部長（袖崎朋洋君）

昨日の立花議員の一般質問の答弁で、昨年の全国学力・学習状況調査の結果について、中学校において福岡県の平均を下回っておりましたと答弁いたしました。中学校の学力の状況につきましては、先ほど菊次議員もおっしゃいましたように、前回の議会において菊次議員からも御質問があつておりました。このときは、現在の中学3年生及び2年生が受けました昨年の学力調査につきましては、ほとんどの項目において県の平均を上回っていると答弁したところでございます。

実は、児童・生徒の学力を調査するのは、国の調査と県の調査の2種類がございます。菊次議員への答弁は毎年福岡県が実施しております県の学力調査の結果をお示したものでございまして、答弁内容には誤りはございません。しかしながら、菊次議員への答弁の際に、福岡県の学力調査に基づく結果であるということをはっきり申し上げませんでしたことで、全国学力・学習状況調査の結果と誤解を生じさせたものと思っております。この場をかりておわびを申し上げたいと思います。失礼いたしました。

7番（菊次太丸君）

わかりました。それでは、質問のほうに移らせていただきます。

平成30年3月議会におきまして、零細企業、個人事業主の労働力不足、いわゆる事業者と労働者とのマッチングについて質問をさせていただいておりました。依然として労働力の確保に苦慮をされてある事業主、その皆様方の声を多く聞くわけであり、そのときの執行部の御答弁としては、きめ細やかな支援、相談体制、これを充実させて、窓口の充実を図っ

ていくということでありました。現在もなおハローワークにこの募集をかけても、複数年来、その結果が見られないと、そういう事業者の声も多く聞いております。

その後、ハローワーク利用でのマッチング、これはどのようになっておりますでしょうか。そして、現在行っておられますその取り組みとあわせて、その状況を教えてください。よろしくをお願いします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

菊次議員の御質問にお答えをいたします。

菊次議員のほうから、事業者と労働者のマッチング、あるいは労働力不足はどうなっているのかというお尋ねがございました。現在の雇用情勢ということでお答えをいたしますと、令和元年6月時点での有効求人倍率は、全国では1.61倍、福岡県では1.59倍となっており、前年同月とほぼ同じ有効求人倍率となっているところでございます。

有効求人倍率が1倍を超えるということは、求職者に対しまして、社員を募集する会社の数が上回っていると、そういうことでございますので、全国的には労働力不足が続いていると言えるのではないかと考えているところでございます。

ハローワーク大牟田所管内におきましては、令和元年6月時点での有効求人数につきましては4,299人、有効求職者数は3,539人というふうになっておりまして、有効求人倍率は1.21倍ということでございます。その中で、実際に就職した人は336人と、こういうふうになっております。

そういった中で労働力不足、そういったものを解消するための取り組みといたしましては、市ではこれまで地元学講義、オープンファクトリー、また企業PR大会を実施してきたところでございます。

まず、地元学講義でございますけれども、これは有明高専の2年生を対象に、有明海沿岸地域の自治体並びに商工会議所、商工会の事業内容、業務内容や取り組みについて講義を行うものでございます。柳川におきましては5月に講義を実施いたしまして、本市への関心を高めるため、本市の魅力、事業内容について説明を行ってきたところでございます。参加者につきましては約200名ということでございます。

次に、オープンファクトリーでございますが、平成28年度から取り組んでおりまして、市内の高校はもちろんのこと、近隣の高校、高専、工業高校の先生や生徒に周知活動を行いながら、市内事業者の見学を行っていただくことにより、地元就職への関心を高めていただいているところでございます。

今年度は8事業者の協力のもと、8月21日、22日、23日、26日の4日間開催をいたしまして、一般参加者が42名というところでございました。

次に、企業PR大会でございますけれども、市内の高校に通学する学生に向けまして、市内事業者から事業内容の説明をいただき、就職への関心を高めていただいているところでござ

ざいます。今年度につきましては、柳川高校並びに杉森高校に呼びかけを行い、就職を希望する2年生を対象に実施をしていきたいと、このように考えております。

この事業のほかにも、有明海沿岸地域の企業、市町村、商工団体などで構成をいたします有明広域産業技術振興会が実施をいたします有明高専での就職セミナー、福岡県が実施するインターン事業にも積極的に参加をしているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ハローワーク大牟田所管内で、令和元年6月のデータとして、求人数が4,299人に対して、求職者数3,539人ということで、有効求人倍率1.21倍ということでございました。気になるところは、実際に就職に結びついた実績というのが336人ということで、1割にも至っていないという現状であります。この現状に対しての分析、そして今後の対応策は、これはしっかりと今後とっていかねばならないことではないかというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

そして、地元学講義、オープンファクトリー、企業PR大会を実施してあるということでございました。地元学講義には約200人が参加をされたということでございましたし、平成28年度から取り組んでこられたオープンファクトリー、これも私の御近所の奥様も参加をされたということで、市民の皆様方にはやはりこの周知がされているんだなということで一つ安心をしたわけでありますけれども、事業者の皆さん方にもこの周知が進むようによろしく願いをいたします。

一部の事業者しかその対象になっていないというふうに思っておられる事業者も多いようでありまして、日ごろ業務に追われて、労働者獲得、そのためのマッチング事業、これに参加ができないという事業者に対しても何らかのアプローチが私は必要じゃないかなというふうに思っておりますので、そのことについても検討をしていただきたいというふうに思っております。

そして、先ほどおっしゃってありました企業PR大会、これは事業者みずからが積極的に出向いてPRを行っていくということでありますので、これらの事業がいい効果が出てくるまで徹底して続けていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

一方、人手不足を外国人人材によって解消していこうという動きもあります。マッチングがうまくいかない事業者にとっては、いたし方のないことではありますけれども、安い労働力、これを確保しようという考え方であるならば、私は将来的にはその業界自体の価値を低くしていくばかりで何の解決策にもならないんじゃないかなというふうに思っております。

そしてまた、今後、AIによって人間に取ってかわられるおそれのある職業と、今、外国人人材が補おうとしている労働力、この関係性というのも、私たちはもっと注視していかな

ければいけないかなというふうに思っております。

では次に、若者に絞ってマッチングを考えたいというふうに思います。

市内の学生の就職状況、これはどのようになっておりますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

市内企業への就職者数につきましては、柳川商工会議所及び柳川市商工会が合同で実施しております入社式の数、参加者数でお答えをしたいと思います。

平成28年度においては48人、平成29年度では47人、平成30年度では35人、平成31年度、今年度については45人となっているところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

そしたら、以前、将来にわたって柳川で暮らし続けたいという若者の数を調査していただいておったと思うんですけども、その数値、どのようになっておりましたでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

将来にわたって柳川で暮らしたいと思う若者の割合につきましては、平成31年3月に策定をいたしました人口ビジョンの中の市民アンケートにおいてお答えをさせていただきます。

その中によれば、これからも住み続けたいと答えた20代以下の若者につきましては46%というふうになっております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

高校、大学の新卒者の市内企業の就職者数、平成28年度48人、平成29年度47人、平成30年度35人、平成31年度45人ということでございました。そして、アンケートで将来この柳川で暮らし続けていきたいという若者のパーセント、これが46%ということでありました。これが高いのか低いのか、それはちょっと私はわかりませんが、やはり暮らし続けていきたい、そう願っている若者たちの希望をかなえてあげたいなというふうに思っております。

先ほど壇上でも若者の奨学金返済について触れましたけれども、今や奨学金を大学生の約半分が受給しているようでございます。学生全体で見れば、その割合というのは若干低くなるかと思うんですけども、柳川市の学生の奨学金に関するデータといたしますか、実態を把握されておりますでしょうか。よろしく申し上げます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

奨学金を利用している学生につきましては、独立行政法人日本学生支援機構の平成29年度情報でお答えをいたしますと、全国の高等教育で学ぶ学生348万人のうち37.2%に当たる129

万人が奨学金を利用していると、そういうふうになっております。

議員のほうからは柳川市の実態はということでございますけれども、柳川市の実態についてはちょっと把握できませんでした。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

全国348万人のうちの37.2%、129万人の方が奨学金を利用されてあると。恐らく柳川もこれと大体似たような数値になるんじゃないか、もっと僕は多くなるんじゃないかなというふうにちょっと思っております。

そして、奨学金を利用されて大学、高等教育を受けられる、そういった世帯は年々増加をしているという私は認識でおるんですけども、そういった認識で間違いないでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

奨学金を利用している学生は年々増加しているのかというお尋ねでございますけれども、独立行政法人日本学生支援機構の資料でお答えをさせていただきますと、平成19年度での貸与割合というのは29.2%になって、平成29年度では37.2%となっております、10年間でふえておりますので、ふえているのではないかと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

そしたら、やはり年々この奨学金制度を使っての進学をされる方というのは多くいらっしゃるし、年々ふえ続けているということでございます。

ここで若者の流出を抑えて優秀な人材を集めるための取り組みを紹介させていただきたいと思っております。

鳥取県では2015年から全国で初めて県内に就職をする人の奨学金の返済支援制度を導入しております。鳥取県の支援制度は県と地元企業で未来人材育成基金を設置して、日本学生支援機構などから奨学金を借りた人を補助しております。国からは特別交付税2分の1の補助があるようでございます。福岡県の状況はどうなっておりますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

菊次議員のほうから鳥取県が行っている奨学金返済支援制度についてのお尋ねがございましたけれども、国は地方から大都市への人口流出に歯どめをかけるために、地方大学が地方公共団体や地元企業等と連携して、地方への新しい人の流れをつくることが期待をされているとしておりまして、将来の地域産業の担い手となる人材を確保するため、奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進、そういったものを図っているところでございます。

この事業の取り組みの概要でございますけれども、奨学金を利用した学生が地元企業に就

職し、地元に住居した場合に、奨学金返還の一部を支援すると、そういうものでございます。

支援するその財源でございますけれども、地方公共団体の負担と地元企業等の寄付による基金を創出すると、そういうふうになっているところでございます。そういう中で鳥取県が全国で最初にこの奨学金返還支援制度を導入していると、そういうところであろうと思います。現在では32の都道府県が行っておりますけれども、福岡県においては実施されておられません。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

現在、32の都道府県で実施がされてあるということでございます。全国にはこのような市内就職をする、そういう奨学金の返済をしなければならない方の支援を行っている自治体が多くあるというふうに思っておりますけれども、近隣市の状況についてお伺いをいたします。そして、対象職種、対象奨学金、そして支援内容、それはどのようになっておりますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

奨学金返済支援事業を実施している近隣自治体といたしましては、大牟田市、みやま市並びに荒尾市の3市がございます。

3市が実施しています奨学金返済支援制度の概要につきましては、大学、高校等在学中に奨学金の貸与を受けた人が市内の中小企業等に就職をし、市内に住所を有している場合に、奨学金の返済額の一部を支援するものでございます。

3市の制度の内容についてお答えをいたしますと、大牟田市では、市内の中小企業等に就職した人に対し、1年間の奨学金の返済額、または100千円のいずれか少ないほうの額を最大3年間支援するものでございます。

みやま市では、筑後地域内の企業等へ就職をした場合、また市内で起業をした人、さらには第1次産業に従事した人に対しまして、奨学金返済額の4分の3、上限額180千円を最大3年間支援するものでございます。

荒尾市では、市内の中小企業等に就職した人及び市内で起業をした人に対し、1年間の奨学金の返済額の3分の2、上限200千円を最大3年間支援するものでございます。

3市とも平成30年度から事業を開始しており、初年度の支援対象者につきましては、大牟田市が31人、みやま市が2人、荒尾市が8人となっているところでございます。

大牟田市におきましては、地元企業からの寄付を財源の一部としておりまして、これまでに34件、63,960千円の寄付があると、そういうところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

近隣の市町村の状況はわかりました。大牟田市が寄付を受けてやっというところであります。近隣の自治体でも、今こういった事業を始めているところがございます。柳川に優秀な人材を集めていかなければなりません。また、若者の流出というのもやはり抑えていかなければなりません。人材不足の解消というのも、これもまた一つ課題であろうというふうに思います。

未来の展望としては、若者の仕事、そして結婚、出産、育児の希望がかなう、そういった柳川にしていかなければならないと考えております。人材の確保、若者の流出といった課題に対して、この制度だけが全てではありませんけれども、この制度の導入を検討する必要があるのではないかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

本市といたしましては、柳川市から都会への人口流出に歯どめをかけ、新しい若者を柳川に呼び込み、若者の移住・定住をさらに推し進めていかなければならないと、そのように考えております。

今回、菊次議員のほうから奨学金返済支援制度の導入を柳川市においても検討する必要があるのではないかと、そういうことでございますけれども、国が今進めております奨学金返済支援制度の趣旨でございますけれども、これは地方公共団体と地元企業等が連携をして、将来の地元産業の担い手となる学生を確保すると。支援のための財源としては地方公共団体と地元企業で基金を創出すると、そのようになっております。

本市におきましては大牟田市のような大きい企業もなく、就職を希望する学生がどれくらいいるのか、また、財源であります市内企業からの寄付が見込めるのか、そういった課題もあるのではないかと考えているところでございます。

今回、菊次議員のほうから検討してはどうかという御提案がありましたけれども、まずは奨学金返済制度の内容、またその効果について調査研究をしてみたいと、このように思っております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。まずはその内容、その効果、そして財源ということでおっしゃってあったかと思えます。検討されて 検討というのは調査をしていきたいという答弁であったかと思えます。やはり企業さんたちにとって、自分たちもいい人材を集めていきたいというその当事者でもありますし、私たちもいい人材、若者を残しておきたい、そういう思いでこれに取り組んでいこうかと思えます。

商工会議所、そして商工会と皆様方にどれだけこれを理解していただいて、この協力をしていただけなのか、しっかりと調査をしていただきたいなというふうに思っております。

ただ、何もしなければ、今までどおりで、若者が柳川で定住をしていく、また移住をしていくということは、これは絶対にあり得ないことであります。だからこそ、いつそれを始めていくのかということで、今回提案をさせていただきました。今後の取り組みに期待をしておりますので、どうかよろしく願いをいたしまして、私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、12番荒木憲議員の発言を許します。

12番（荒木 憲君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番、自由民主党柳誠クラブの荒木憲でございます。

まず初めに、先日の大雨で被災されました皆様方に、この場をおかりしまして衷心よりお見舞い申し上げます。

それでは、議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

柳川市の基幹産業は、農業、漁業、商工業、観光のまちと言えらと思います。特に冬場のノリの養殖は全国的にも有名であります。また、詩人北原白秋先生、第10代横綱雲龍久吉、現役力士琴奨菊関の生誕地でもあります。横綱の土俵入りは不知火型、雲龍型の2つの型があります。

そこで、お尋ねいたします。

雲龍型の創始者である雲龍久吉が寄贈・奉納されております鳥居、灯籠について質問させていただきます。

次に、近年、人口減少及び少子化対策の一環として、学校の統廃合を考えている自治体がふえている現状でもあります。

柳川市では学校の統廃合を考えているのか、お尋ねをいたします。

あとの質問は自席にて一問一答で行いますので、議長の取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

12番（荒木 憲君）続

それでは、第10代横綱雲龍久吉について質問いたします。

横綱雲龍久吉については、皆さん御存じのことと存じますが、文政5年、西暦1822年、柳川市大和町皿垣開甲木で生まれ、文久元年、西暦1861年に横綱となり、現在の手数入り（て

ずいり)である横綱の土俵入り、雲龍型の創始者でもあります。

現在、柳川市はその功績をたたえ、雲龍の郷の設置をしております。また、11月には顕彰記念として少年相撲大会が開催され、相撲の発展に寄与しております。

一方、地元の神社に寄贈・奉納されております鳥居や三柱神社に奉納されております一对の灯籠の存在は知らないという方もおられると思います。また、地元にあります海童神社には横綱雲龍久吉の顕彰碑や力石が祭られていますが、余り周知されていないような気がいたしております。

そこで、お尋ねいたします。

最初に、三柱神社に奉納されている一对の灯籠と地元海童神社に寄贈・奉納されている鳥居の現状は今どうなっているのか、お尋ねいたします。

生涯学習課長(新開文隆君)

荒木議員の御質問にお答えいたします。

まず、三柱神社の灯籠についてですが、本殿前に一对で建てられており、雲龍久吉の銘が彫られていることが確認できます。こちらにつきましては、状態も特に問題がないようでございます。

次に、地元神社の海童神社の鳥居についてですが、こちらも雲龍久吉の銘が彫られていることが確認できます。しかしながら、現在、石づくりの鳥居表面の劣化が激しく、剥離や一部の欠損が発生しているため、地元の方によりステンレス製の針金で剥離や落下を防止されているようですが、安全性の面からかなり危険な状態であるようです。

以上です。

12番(荒木 憲君)

今、答弁がありましたように、現在、鳥居のほうがちょっと危なっかしい状態になっておると聞いております。それは3番目に質問しますので。

次に、余り知られていない地元海童神社に祭られている顕彰碑や力石及び寄贈・奉納されている鳥居の周知方法について何かありましたら、考え方をお尋ねいたします。

教育長(沖 毅君)

荒木議員の質問にお答えいたします。

市は毎年11月3日に雲龍久吉顕彰記念として少年相撲大会を実施しております。本年も市内全小学校はもとより、市外から多くの子供たちが参加予定でございます。

この大会は、少年のころ琴奨菊関も出場しており、また、毎年琴奨菊関も来ていただき、大きな盛り上がりを見せているところでございます。

皿垣関にあります海童神社についてでございますが、雲龍久吉顕彰碑や雲龍関の力石が祭られておりますが、現在、観光パンフレットや案内看板等は特に設けていない現状でございます。

今後の海童神社の周知方法につきましては、広報や市ホームページの掲載などを活用、また、パンフレットの作成や案内看板等の設置によるPR活動について積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございました。周知の方法についてはよろしく願いいたします。

次に、地元海童神社の鳥居はどこにあるのか、不思議に思われる方々が少なくないと思います。実は昭和30年代に大和干拓が造成され、それに伴って農免道路が参道を横切るように増設されまして、神社と鳥居が分断された状態になっているからだと思います。

雲龍型で土俵入りする歴代の横綱が数多く参拝に来られている第10代横綱雲龍久吉が寄贈・奉納されている鳥居の現状は、答弁があったように、表面の石板の劣化が激しく、剥離や欠損が発生している状態であるということでありました。

柳川市の文化遺産として十分有効であると思われる分断された鳥居を海童神社の目の前に移転修復の可能性はあるのか、市長の見解を求めます。

市長（金子健次君）

荒木議員の質問にお答えさせていただきます。

第10代横綱雲龍関が寄贈・奉納した鳥居につきましては、現時点では文化財に指定されておりません。また、移転修復する場合は、地元神社の総代さんを中心として行っていくことが必要かというふうに思います。

さて、文化遺産にできるかどうかについてでございますけれども、雲龍関は本市から誕生した有名な横綱で、現在も受け継がれております横綱土俵入りの雲龍型の創始者、元祖として、引退後も年寄として明治維新後の大相撲復興に御尽力をいただきました。この雲龍型は現在も横綱鶴竜関が継承しております。脈々と受け継がれているところでもございます。

このため、雲龍関が寄贈・奉納したのも文化的な価値は十分に値するものだと私は考えます。今後、市の指定文化財の指定に向けて検討していくとともに、雲龍関についての情報発信を強化してまいりたいと考えております。

また、2022年には雲龍関生誕200年を迎えることとなります。このため、雲龍久吉顕彰記念事業等も検討しなければならないかなど、実施したいというふうに思っております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございました。やっぱり市長は十分に検討していただいて、文化財として認定を受けましたら、2022年度には横綱雲龍久吉の生誕200周年も盛大に開催するということがありますので、よろしく願い申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、小・中学校の統廃合についてお尋ねいたします。

柳川市の学校の敷地は市有地か借地か、その割合と維持管理費などはどうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

荒木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、市内の小・中学校で敷地に一部借地がある学校が小学校で3校、中学校で2校あります。敷地全てが借地という学校はございません。全体で借地である部分は1万6,122平方メートルありまして、全体で3.9%となっております。ちなみに、この借り上げ料につきましては6,566,991円、これは昨年度の決算であります。

維持管理費につきましては、光熱水費、施設の修繕料、営繕工事費等で、平成30年度は小学校で約147,000千円、中学校で58,900千円となっております。これを1校当たり直しますと、小学校で約7,700千円、中学校で約9,800千円というふうな数字になります。

以上です。

12番（荒木 憲君）

維持管理費の中の借地料は六百何十万円やったですかね、済みません。

学校教育課長（古賀 洋君）

再度、借地料、借り上げ料のほうを申し上げます。

昨年度の決算で、小・中学校合わせたところで6,566,991円でございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

ありがとうございました。

次に、柳川市の近隣市の統廃合の現状についてお尋ねします。どういうふうになっているのか、お答えをお願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、本市の近隣で統廃合が行われている大牟田市、大川市、みやま市の状況について簡単にお答えをいたします。

まず、大牟田市の状況につきましては、平成18年4月に三里小と三川小が統合し、みなと小となったのを初めに、昨年度までに10校の小学校が半分の5校に、中学校は3校を1校に統合し、現在、大牟田市では小学校が19校、中学校が8校となっております。

大牟田市につきましては、今後も第2期の実施計画を策定し、再編を進めることになっております。

次に、大川市の状況でございますが、来年度、令和2年4月に大川中学校と大川南中学校、それから三又中学校と大川東中学校、それぞれ2校を1校に統合予定となっており、中学校4校が2校となる予定となっております。

最後に、みやま市の状況でございますが、平成28年4月に飯江小、竹海小、山川南部小、

山川東部小の小学校4校を統合いたしまして、桜舞館小学校という1校の小学校になっております。また、来年度に本郷小学校、上庄小学校、下庄小学校、この小学校3校で統合予定というふうに聞いております。

いずれの地域でも、こういった統廃合によりまして、小学校では1学年2クラスから3クラス、中学校では3クラスから5クラスという規模の学校になっているようでございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

3市の統廃合による財政的な削減効果はどのようになっているか、お聞きします。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

各市に状況をお尋ねいたしましたところ、はっきりとしたデータ、こういったものがなく、これぐらいですという数値をお答えするのは非常に難しいところでございます。

ただ、概況をお伝えいたしますと、学校の数が減ったことによりまして、光熱水費が減少したものの、校舎を新築したり、統合する学校の施設整備、通学路の環境整備、通学バスの導入、こういった関係の経費が増加をしているということで、まだ財政削減効果についてははっきりしていないようでございます。

今後、長期的な視点で見てまいりますと校舎の改修費用などの投資的な費用の部分で統廃合の効果があらわれてくるのではないかと考えられるところでございます。

参考までに、みやま市において小学校4校が統合しておりますけれども、統合前と統合後で、この4小学校から一つにまとまって光熱水費がどれぐらい減ったかというふうなところをお尋ねいたしましたところ、約7,000千円程度の減少だというふうなことをお聞きしているところでございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

短期的には財政的な削減効果は余りありませんが、長期的には効果があらわれる可能性が大きいということでございます。

これから統廃合を目指している近隣市の状況はどういうふうになっているか、お尋ねいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

近隣市でこれから統廃合を目指している自治体ということですが、お隣の筑後市が平成30年3月に小学校の再編計画を作成いたしております。現在、住民説明会、アンケート等を通じて、筑後中学校区内の6つの小学校を現在3つの再編案をつくって検討されているという段階だと聞いております。

以上です。

12番（荒木 憲君）

本日の農業新聞に記載されているように、全国で廃校になった小・中・高、特別支援学校で現存する施設は6,580校で、そのうちの8割近い4,905校が福祉施設や加工工場などに再利用され、雇用創出や地域活性化の拠点として期待がかかっている現状であります。近隣市が統廃合し廃校になった跡地の利用はどういうふうになっているのか、お尋ねいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

他市町の例になりますけれども、多くが利用されずにそのままになっているというところが多くは多いようでございます。利用しているところにつきましては、地域の生涯学習施設として当面使われているようなところが多いというふうに聞いております。

また、転用されているものにつきましては、お隣みやま市のバイオマス施設、違う施設に転用されている例では、企業の工場や事務所、美術館、博物館、体験型宿泊施設等になっているものがあります。校舎等の施設をそのまま利用して転用されているところ、それから新たに建物を改築して利用しているところ、それぞれいろいろあるようでございます。

以上です。

12番（荒木 憲君）

統廃合した市の財政効果や跡地利用に関して質問いたしましたが、最近、跡地利用に関しては文部科学省や農林水産省が応援していると聞いております。これを踏まえて柳川市のこれからの考え方はどうなっていくのか、お尋ねします。

教育部長（袖崎朋洋君）

本市といたしましては、今年度、学校適正規模・適正配置化検討委員会という組織を立ち上げまして、来年度末までに答申をいただく予定です。

文部科学省が示しております公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引を参考にいたしまして、教育効果の上がる学校規模を確保することはもちろんのことでございますが、児童・生徒の保護者、あわせて、就学前のお子様を持たれます保護者のお声を重視いたしまして、地域の方々の十分な理解と協力を得ながら、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえまして、丁寧な議論を行いながら、将来に向けた学校のあり方を検討していくこととなります。

以上でございます。

12番（荒木 憲君）

検討委員会を立ち上げ、十二分な検討を行っていくという答弁がありましたが、その方法というか、どういうふうなことをやって、例えば、住民の説明会とかどういうふうにして開くのか、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

教育部長（袖崎朋洋君）

答申の結果、統廃合が必要というふうになった場合ということでお答えしてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

現状として、検討委員会が立ち上がっておりませんので、統廃合するのかどうかを含めまして、方法もまだ現状では何も決まっていない状態でございます。

ただ、現状の学校規模、配置を見直すという答申をいただいた場合につきましては、それに沿いまして再編案を作成し御提示することになると思います。

先ほど課長の答弁でもございましたが、筑後市のように幾つかパターンを考えまして、住民説明会やアンケートなどを通しまして、再編の対象となった地区の意見を集約していき、再編計画を練り上げていくことになると思います。

以上です。

12番（荒木 憲君）

地域の皆さんの意見を十二分に聞きながら考えていかななくてはいけないと思いますが、住民説明会やアンケートをするということでございますので、統合についてどの範囲で行っていくべきなのか、例えば、小中一貫校を目指すとか、そういうふうな具体的な例を、市長、最後にちょっとお尋ねしますが、見解をお願いいたします。

市長（金子健次君）

小中一貫校がどうだとかこうだとか言う前に、今、教育部長が検討委員会を立ち上げて諮問をして、また答申をされて、いろんな角度から鋭意検討をいただくというふうに思っています。

その中で、市民の意見、また、子供たちにとってどれが一番ベストかベターであるかということは御議論いただきたいと思いますので、そういう意見を踏まえて、今の段階で私がどうだこうだと言うのは、ちょっとこの場で差し控えたいと思います。

以上です。

12番（荒木 憲君）

検討委員会が立ち上がっていないから、立ち上がってから、それから考えるということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）わかりました。

地域の住民の皆様の意見を十二分に聞きながら前向きに考えていただくことを要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして荒木憲議員の質問を終了いたします。

第4順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにち。15番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさ

せていただきます。

柳川も物騒であります。先日、こんな電話がかかってきました。あのくさんも、昼寝ばしとったたんも、そしたら、ピンポンとして、柳川警察署の女の刑事が見えました。ここ最近、ポストに怪文書が入ってきたりしていませんでしたかと訪ねてこらっしゃったたんも。いいえと私は言いました。何かあったら、また電話をしてくださいと、女の刑事さんは帰られました。警察の方はそこと何力所かを訪ねていかれました。8月から9月初めにかけて、こんな怪文書が市内のある地域でばらまかれております。幸いにして犯人は二、三日前に逮捕されました。新聞で報道されまして、胸をなでおろしたところであります。

まず、執行部にお礼を言わせていただきます。私は佐賀線跡道路の全面開通について、狭い道路で、しかもスピード制限の標識もなく危ないと、だから、地元と話し合って善処してくださいと一般質問の中で要望しました。おかげさまで、既に30キロメートルの道路標識も設置していただきました。ほかの要望についても順次なされるということでもあります。

道路が開通いたしまして、交通アクセスは確かによくなりました。交通事故が多発し、取り返しのつかないことになっては困ります。確かに30キロメートルの制限標識設置の効果がありまして、以前から比べると、かなりゆっくり運転手さんも走られておるようでございます。大変ありがとうございました。これからも住民の希望を聞きながら、ひとつ安心して通行できるようにお願いしたいと思います。

さて、私は5項目にわたって質問をしたいと思っております。項目によっては既にきのうときょうの質問で重なる面もあるようでありますけれども、よろしく願いいたします。

あとは自席にて一問一答でやらせていただきます。議長のお取り計らいを重ねてお願いしまして、ここからの質問は一応終わります。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、小坪水門、つまり小坪樋管の強制排水機が故障とはということの質問に入らせていただきます。

先月27日夜からの記録的な集中豪雨によりまして、道路の冠水が三十数カ所柳川市ではあった、あるいは床下浸水が9戸ありましたと、また、有明海では漁船の流出、浮き棧橋の倒壊などあったということを経済新聞等でも報道されております。

そこで、質問しますが、沖端川にかかる出の橋から下流へ大門橋があります。その大門橋の信号交差点を西へ200メートル行ったところに小坪水門があります。いつごろつくられたのか、まずお尋ねをいたします。

水路課長（松永 久君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

小坪水門はいつごろつくられたのかという質問でございます。

小坪地区には内水を沖端川へ自然排水する小坪樋門と小坪強制排水機場がございます。小

坪樋門は福岡県が沖端川改修工事附帯工事で改修し、平成10年3月に竣工しております。現在は県から移管を受けまして花宗太田土木組合が管理をしているところでございます。

小坪排水機場につきましては、県営かんがい排水事業によりまして福岡県が新設いたしまして、平成22年3月に竣工しております。現在は柳川市が県から移管を受けております。管理につきましては、筑後東部第2期土地改良区に委託しているところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

小坪水門には、今答弁がありましたように、2つあると。1つが沖端川へ自然排水する小坪樋門と沖端川への排水機場がありますと。そして、管理については、私、これは初めて知りましたけれども、管理が別々やったというのがちょっと不思議でありませんが、花宗太田土木組合が小坪樋門を管理して、排水機場は筑後東部第2期土地改良区が管理をしておりますということでありました。

小坪水門の強制排水機が故障で、今度の豪雨では役に立たなかったと言われておりますが、お尋ねをいたします。

水路課長（松永 久君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

小坪水門の強制排水機が故障で、今度の豪雨では役に立たなかったのではないかという質問でございます。

まずは、小坪排水機場が不具合で稼働しない時間帯があり、矢ヶ部地区、また、その周辺の住民の皆様大変御迷惑をおかけしました。深くおわび申し上げます。

柳川市は有明海に面しており、潮位が高い場合には河川にクリークの水を排水できません。そこで、大雨が予想されるときは地元の水路委員や水門管理人、土木組合と協力しまして、大雨に先行して潮位が低い時間帯にクリークの水を河川や海へ自然排水を行い、クリークの水位を下げまして、クリークにため池の役割を持たせ、大雨に備えておるところでございます。

豪雨となった28日の前日、大雨予報に基づき小坪付近でも先行排水を行い、大雨時の対応を小坪排水機場の管理を委託している筑後東部第2期土地改良区にお願いしております。そして、雨が強くなり始めた28日の早朝には、市職員が操作員に会い、自然排水ができる時間帯でありましたが、強制排水機場の操作をお願いしております。

6時過ぎに操作員から水路課へ強制排水機場の真空ポンプが故障して動かない、点検業者である三伸機設株式会社に修繕を依頼したとの連絡がございました。水路課と土地改良区の職員は直ちに現場に赴き、点検業者と連絡をとり合いまして修繕を試みましたが、復帰ができない状況でございました。点検業者は連絡直後に直ちに福岡市を出発しましたが、豪雨の影響で車も渋滞していたため到着に時間がかかり、9時45分に現地到着いたしまして復旧作

業を実施しております。10時に排水機場が稼働になり、その後、29日の深夜1時20分まで連続して運転をしておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、28日朝の6時に福岡市にある三伸機設株式会社に修繕を依頼したところ、ところが、当然豪雨で道路も完全にとまっているところもありますし、それで柳川まで来たのは、9時45分に到着をしていると。つまり4時間もかかっているということでありませう。そして、幸いに10時には稼働いたしました。

当然、排水されなかったわけですから道路は冠水をいたしました。床下近くまで浸水したところも出ました。小坪水門近くに住む住民の方、例えば、枝光とか矢ヶ部校区の方は不安でありました。

小坪水門の建設費を教えてください。

水路課長（松永 久君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

小坪水門の建設費はということでございます。

小坪樋門は、およそ750,000千円で、平成10年3月に竣工しております。小坪排水機場につきましては、およそ820,000千円で、平成22年3月に竣工しております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

小坪樋門は750,000千円かかって、約20年前に竣工をしておる。それから、今度故障になった排水機は820,000千円で、しかも、平成22年3月に竣工しているわけですからまだ8年しかたっていないわけでありませう。そして、今度故障をしたということでありませうが、この小坪水門の定期点検のマニュアルはどのようになっておるのか、お尋ねをいたします。

水路課長（松永 久君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

小坪水門の定期点検マニュアルはという質問でございます。

小坪排水機場の定期点検についてお答えします。

排水機場の定期点検業者と管理者である筑後東部第2期土地改良区が1年に2回定期点検することで毎年委託契約を締結しております。ことしは、1回目の点検作業と試運転を梅雨時期に入る前の5月21日に実施しております。2回目を台風期前の9月9日に実施しております。

5月21日の点検時にエンジンの空気槽に異常が見つかり、直ちに修繕を行っております。また、点検に合わせて全操作人を対象としまして操作人の説明会もいたしております。実際にポンプを稼働させ、操作手順の確認もしておるところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

マニュアルとしては、点検を1年に2回しておると、そして、ことしは1回目を5月21日に実施をして、実際稼働してみたら何も異常はなかった。まだ何カ月しかたっていないでしょう、5月21日ですから。そして、このような状態であったと。

よく50年に1度の豪雨とか、あるいは100年に1度の豪雨とか、過去に経験をしたことのない豪雨とよく言われておりますが、現実には筑後地区では3年連続でこのような豪雨が発生しているというのが現状であります。そんなときに、まだ二、三カ月前に点検をしておる。しかも、つくって7年ぐらいしかならんのが、いざのときには役に立たなかったと、これじゃ、もう笑い物ですよ。肝心なときに故障で役に立たなかったでは、これは何のために7億円も金をかけてしておるのか。これは素人考えでも私はわかると思います。

通告はしておりませんが、まず、その点検の業者を、わざわざ福岡市じゃなくて地元にはできないものかどうか答えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。いや、通告したらんからどげんでもいいですよ。

水路課長（松永 久君）

できるのかできないかというのは、ちょっと今ここではお答えはできませんけれども、ポンプ自体は通常の既製品のポンプとかじゃなくて、やっぱりそこその企業専門のポンプでございますので、点検する業者につきましても、また同じような専門の知識が要るかと思えます。

今、点検業者につきましては、ポンプを製作したところの代理店と聞いております。そういうところで、今回、点検業者を変える変えない、変えられるか変えられないか、ちょっとここでは返答はできないところでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつ検討してもらいたいと思うわけですよ。よかったら、いざ故障だといったときにすぐ来てもらうように、できれば要望として柳川市の近くの業者ができるなら、よかったらそのように、今後の検討課題としてよろしく願いをいたしまして、この質問は終わります。

2番目の質問であります。海洋葬できるかというものでございます。

議場におられる皆様もこのチラシを見られた方がいらっしゃると思いますが、新聞の折り込みチラシでこんなものを見て私は正直驚きました。（現物を示す）現物はこれでありまして、けれども、「故人の思いを大海原へ、穏やかな有明海で海洋葬として御供養いたします」というチラシであります。

そこで、質問をしますが、このチラシを市では見られたのか、把握されたのかについてお尋ねいたします。

生活環境課長（江口英範君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

海洋葬のチラシについては、7月中旬ごろに市内の一部地域において配布されたことを確認しております。

市においては、7月19日、市長及び市民課、生活環境課、水産振興課の関係部署において協議を行いまして情報を共有しております。

なお、チラシに対する生活環境課への問い合わせは現在のところございません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

7月中旬ごろに確認をしたと。そして、市民課、生活環境課、水産振興課で協議をしました。柳川市には問い合わせはあっていませんということではありますが、市以外で、例えば漁業組合とか、そういう関係には連絡なり等はあっていないか確かめたいと思いますが、どうでしょうか。

水産振興課長（中村正光君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

水産振興課のほうには問い合わせはあっておりませんが、漁連のほうに1件問い合わせが来ておるといふ御報告を受けております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それはそうかもしれませんね。大体新聞のチラシは、私の場合はほとんど見ません。大概の人がそうではないかと思えます。

私は正直、私は大体新聞が来たらずぐチラシは捨てますけれども、たまたま有明新報にもこれが1通入ってありましたから、有明新報はチラシが入りませんから、それを見てびっくりしたところで、さらに、チラシにはこう書いてあります。お任せプラン、税金は別で70千円で葬式のできるばんも。散骨葬を希望される方もふえてまいりました。つまり、海洋葬、有明海での葬式、散骨葬は既にあるということでもあります。

日本の法律では海洋葬はできるのか、お尋ねをいたします。

生活環境課長（江口英範君）

海洋葬につきましては、国が定めております法律等がないため、合法、または違法の判断ができない、いわゆるグレーゾーンとして行われているのが現状でございます。

なお、遺骨を2ミリ以下の粉末状にする、環境に悪影響を与えるものをまかない、海水浴場や養殖場等にまかないなど、節度を持って行った海洋葬について罰せられたという事例はございませんが、火葬した遺骨をそのまま散骨した場合は遺棄罪に抵触すると思われま。

また、参考までに申し上げますと、近年は海洋葬を希望される方がふえてきたことから、

2014年に一般社団法人日本海洋散骨協会が設立をされまして、同協会に加盟しております事業者に対しまして、海洋葬に関するルールやガイドラインが定められているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

この会社は荒尾市となっております。海洋葬するのが後ろめたいのかわかりませんが、チラシには、海洋葬で船に乗る場合は喪服で来るとできんばんもて書いてある。御遠慮くださいと。

私が一番心配したのは、この風評被害であります。有明海で散骨葬ができるということの風評被害であります。市としての対応、有明海漁連の対応、そういうのがあると思いますが、答弁できる範囲で所見をお願いいたします。

水産振興課長（中村正光君）

矢ヶ部議員の風評被害についてお答えいたします。

この件につきましては、福岡県庁の漁業管理課とも協議、確認をしております。一般海域、つまり海におけるこういった行為についての定めは、福岡県の条例で該当する条文はありません。

有明海で考えられる対応策といたしましては、ノリ養殖漁業権を有している福岡有明海漁連が散骨業者に対して、ノリ養殖に支障がないようにノリ漁場内での散骨をしないように申し入れることが考えられます。

市の対応といたしましては、風評被害がないように、福岡県や福岡有明海漁連と連携をいたしまして、情報の収集を図りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

昭和48年、今から46年前に出家をされました小説家の瀬戸内寂聴さんが集英社から出版されました「仏教塾」という本があります。2000年4月発行であります。その199ページのところに、最近は新しい葬儀の形として散骨葬が注目を集めています。日本では、法規制があったために長く散骨は許されませんでした。しかし、平成3年になって市民活動が実って節度を持って行うならば散骨も認められるようになっていきます。最近では、葬儀社でも散骨に対応しているところはありますということを書いています。したがって、されんことはない、あくまでもグレーゾーンだということでございます。参考にいただければ幸いです。

これでこの質問は終わります。

次に、3番目に入りますが、あせた文化財表示板についてお伺いをいたします。

柳川市には文化財表示板が全体で何枚あるのか、まずお尋ねをいたします。

生涯学習課長（新開文隆君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

柳川市には文化財表示板が全体で何枚あるかとお尋ねの件でございますけれども、現在把握できているもので207カ所に文化財案内板・標柱が存在します。この数字には教育委員会が設置したもののほか、市役所（観光課等）や個人、団体に設置されたものも含まれております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

全体で207カ所もあるということでございます。

この案内表示板は定期的に巡回をされているのか、もしされているとすれば点検は誰がやっているのか、よかったら教えてください。

生涯学習課長（新開文隆君）

平成20年度に職員による一斉調査を行い、翌年にデータ化をしております。しかしながら、その後、定期的に全ての箇所を総点検というようなことはやっておりません。担当職員が現場へ出た際に、近くの案内板を目視で点検を行っているのが現状でございます。また、住民等からの連絡を受けて確認に行くこともございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

定期的に点検はされていないというのが現状ということのようですが、私の家の近くにも、お地蔵さんの前に江戸時代の柳川街道、田中往還跡の表示板が立っております。もう色あせて全く書いてあるのがわからんわけですよ。特に夏休みになりますと、郷土の歴史に興味のあるグループの方々が必ず見に来られています。私はそんな人に対しても失礼ではないかと思いますが、これからの対応についてお伺いをいたします。

教育部長（袖崎朋洋君）

議員が御指摘されました案内板につきましては、ことし7月ごろに担当職員が目視の確認を行っております。

案内板のコンディションにつきましては、外枠はしっかりしておりましたが、板面が読みにくい状況にあったということの報告を受けております。このため、今書いてある内容と同じ説明文を印刷加工したものを上から張り合わせると、張りつけるという手段で早急に対応したいと考えております。

なお、市内にありますほかの案内板についての対応でございますが、点検を今後行いまして、損傷や老朽化が著しい看板につきましては、3カ年計画で改修を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

表示板は外の枠はよかったばってん、肝心かなめの中身がわからんなら意味ないわけですからね、その辺はひとつ強くお願いをしておきます。

3年かかるというよりも、今簡単な方法もあると思うんですよ。案内表示板を3年もかけて直すじゃなくて、見えないところはできるだけ早く直しておく、これが私は観光客に対する親切と思うわけですよ。案内板が何ち書いてあるかわからんような柳川市、文化のまちであっては絶対いかん。これこそ柳川の恥なんですよ。そういうようなばかなことをしたらいかんですよ。ましてや闇千代のあげんして誘致問題もあるから、こういう問題はやれる範囲でなるべく金のかからん方法もあるでしょうが。その辺はもう少し、柳川市は文化のまちで言うなら、絶対このことはすぐでも正さなきゃね。それが私は観光客に対する応え方と思うんですよ。

こういうふうなものに興味のある人は考え方が一生懸命ですよ。我々んごとぼんくらはそげんなかばってん、そういうのに興味のある人は、何かこれはち言うて、もう見たばかりで柳川市の行政を疑わるっですよ。本当でしょうが、これは真剣な問題ですよ。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員が言われるのはごもっともだと思います。迅速に対応させていただきます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ひとつくれぐれもよろしくお願いします。

次の質問に入らせていただきます。

韓国からの観光客の動向についてであります。

御存じのように、日韓関係の悪化が柳川市にも影響をしているようで心配であります。韓国からの観光客はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

産業経済部長（成清博茂君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

新谷議員の質問にもお答えしましたけれども、現段階では、月別の韓国人の観光客の入り込み客数は把握できていない状況でございますけれども、今回の日韓の外交問題を踏まえていろいろ聞き取りを行いましたところ、6月までは前年とほぼ変わりないんですけれども、7月以降から徐々に団体客を中心に減少し、現在、8月以降につきましては前年の半数を下回っているという状況でございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。けさの新聞にも載っておったようでございます。どんこ船の韓国人団体ツアー客は減少しておるといことが書いてありました。

市として座して待つだけではなく、やっぱり何かの動きが必要であろうかと思いますが、

市長会として政府にこの問題で何か動きがあれば教えてください。なかったらなかったでいいです。

市長（金子健次君）

矢ヶ部議員のほうから市長会として取り組む姿勢があるのかどうかという問題ですけれども、日韓関係の問題については国レベルの問題であります。それはどこの市町村、自治体についても、観光に取り組んでいる自治体については非常に頭が痛いというように私も思っておりますので、いろんな意見交換を交えながら、どういう形で早く日韓関係の正常化になれば、これは好転してくるというふうに思っておりますけれども、市長会で云々といってもなかなかそれが要求の通るような問題ではないというふうに思っておりますので、いろいろな形の意見交換をしながら、国を挙げてやっていかなければならないというふうに私は感じております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

2018年の柳川市への観光客は136万4,000人とと言われております。過去3番目に高い数字でありましたと。それは外国人観光客に支えられておりますと。外国人では、1位が韓国の51%、2位が台湾の35%、3位が香港の4%、しかも、川下りは約42万3,000人で、そのうちの半分は外国人であったと発表されております。

観光のまち柳川を支えていくために議会と手をとって汗をかくことを約束いたしましたし、この質問を終わります。

最後になります。先生の夏休みの取得状況について伺います。

政府は働き方改革でいろいろと進めておられますが、肝心の職場ではその声が届いていないようであります。

きのうの今村議員の一般質問であったように、小・中学校で働く先生の実態調査では、日本の先生方の働き方は世界で1位であるということを見せていただきました。それはシンガポールのように学校が2部制ならいいですよ。シンガポールなんかは給食もありませんから。午前中に学校に行く者と午後から学校に行く者の2部制ですから、そういうことならばよかばってん、日本の場合は学校に行たて、そしてまた、塾に金出して行たて、何時間も勉強しておるような状況です、子供は。そして先生は、もうそれはまた大変です。

私はこんな声を聞きます。子供がくさんも、先生になったけんよかったと喜んでったち。ところが、今となっては悩んでおりますち。このままやったら、もう子供がかわいそうち。いつまで先生が続くのか心配です。朝は早か、帰りは遅か、土曜、日曜は家で学校の仕事ばしよるばんもち、そういう声を聞きます。

そこで、質問をしますが、先生の夏休みの取得状況についてお尋ねをいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えをいたします。

学校の先生の夏季休暇、夏休みの取得状況はということでございますが、教職員の夏季休暇は、基本的には7月から9月までの間に6日間取得できるようになっております。

今年度につきましては、まだこれからも取得可能な時期でございますので、昨年度、平成30年度の状況でお答えをさせていただきたいと思いますが、ほぼほとんどの先生が夏休み期間中、盆期間を中心に6日間取得をしてあります。

なお、柳川市の教育委員会の場合は、平成30年度から夏季休業期間中に学校閉庁日を設けて、一斉に先生方に休んでいただくというふうな取り組みをやっております。これにより、より取得しやすい状況になっているかと考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

7月から9月までの間に夏休みということで6日間取得できるということであります。

私が素人考えで言うたら失礼になりますけれども、何か学校現場では無駄な報告が多過ぎるとやなかやろうか、素人なりにそういう危惧をいたしております。それよりも私は一番大切なことは先生の個性を生かす、そういう学校現場にさせていただきたいと、個性を生かせる先生をつくっていただきたいと願っておりますが、教育長の所見をお願いいたします。

教育長（沖 毅君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

子供たちの豊かな人間性を育み、子供たち一人一人の個性を伸ばすためには、議員がおっしゃるとおり、先生一人一人の個性を生かした教育現場、先生方をつくっていくことが非常に大切であると、同感でございます。

無駄な報告などが多過ぎるのではないかと御指摘でございます。

本市では、ことし4月に柳川市の教職員の働き方改革取組指針を策定したところであります。本年度からの取り組みでございます。この取り組みを進めております。この中でも、今御指摘の調査研究に係る業務の削減として、報告について調査様式の簡素化、また、可能な限りの様式を電子化、また、電子メールを活用するなど取り組み、できるだけ市教委への報告、また、学校内での報告もでございます。そういうものの負担軽減に努めていくというふうに進めているところでございます。また、強力に進めていきたいというふうに考えています。

今後は、教職員の働き方改革取組指針に基づいて具体的な施策を進めることにより報告等の簡略化、削減を図り、今まで以上に教職員が自己研さんに取り組んで、個性を生かして伸ばし、時間を確保して子供たちと触れ合い、教育効果を上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

今、教育長から調査に係る業務の削減とか負担の軽減に努めるという答弁がありました。くれぐれもお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時21分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

質問の前に、このたびの8月28日の集中豪雨により被害を受けられました皆様に対し、また、台風15号直撃により被災に遭われました皆様に対し衷心よりお見舞いを申し上げます。

早速質問します。

私の今回の質問は大きく3つです。

まず1点目の質問は、多発する線状降水帯による集中豪雨に対する本市の今後の施策についてお聞きします。

なぜこの質問をするのか。本市は、このたび7月21日、8月28日、立て続けに豪雨に見舞われました。特に8月28日に発生した集中豪雨では、午前5時50分に大雨特別警報が発令され、市は午前5時55分から避難所を開設し、最大59世帯113人が避難をされました。市内では道路冠水による通行どめが34カ所、そして民家の床下浸水9戸、大豆畑を初めナス、アスパラガスなどハウスの栽培施設も冠水しまして、中島漁港では7基の浮き桟橋が倒壊しました。特にお隣の佐賀県におきましては、集中豪雨と満潮の時期が重なったことで水はけが悪くなり、冠水地域が続出するなど、内水氾濫の被害が拡大をしております。本市も市域のほとんどが標高ゼロから6メートルの平たん地で、周囲を河川や有明海に囲まれておりまして、河川氾濫や高潮による水害を非常に受けやすい地域となっております。

そこで、今、危機管理体制をさらに充実させるべきときではないでしょうか。今後において集中豪雨の多発、大型台風の多発が想定される中において、本市の洪水や高潮などの災害に対する危機管理体制の充実を図る施策を具体的にお聞きいたします。

2点目の質問は、柳川市民体育館、そして、市民温水プールの老朽化に対する本市の実態調査、また、修繕計画の質問であります。

なぜ質問するのか。現在、柳川市民体育館では雨漏り、そして床のひずみ、壁のひび割れ、そして備品等の老朽化が著しく進行しております。また、柳川市民温水プールは、2年前に

は天井からの設備の落下、そして、ことし6月に天井が落下しまして、6月上旬から現在までプールは休館となっております、現在は筑後広域公園プールの間でシャトルバスが運行されております。

このような状況の中で、柳川市民体育館に対して利用者や各種大会の主催者、また、参加者、そして、応援者などから早期の修繕の声が数多く上がっておりますと同時に、柳川市民温水プールに対しましても利用者から早期の開館要望が多く聞かれるところであります。

そこで、この2つの施設に対する実態と本市の調査、点検並びに長寿命化事業としての大規模修繕計画など、今後の方針をお聞きいたします。

3点目の質問は、とまらないポイ捨てをどうするか、本市の今後の施策をお聞きします。

なぜ質問するのか。私自身、2年前に啓蒙用ステッカー配布を提案し、執行部のほうで検討していただいて啓発用掲示物を配布してもらったことになり、その後はポイ捨ては多少少なくなっておりました。しかしながら、ことしに入りまして最近では異様にポイ捨てや不法投棄が増加しています。実態としては、皆さん御存じのように、タイヤ、家電製品の不法投棄が多く、また、空き缶やペットボトル、手提げビニール袋などのポイ捨て、ひどいものになりますとごみを入れたままの手提げ袋、ビニール袋が道路上やクレーク上に散乱し捨てられていることが多く見受けられます。

そこで、とまらない不法投棄やポイ捨ての実態に対する本市の見解と今後の抜本的な対策をお聞きいたします。

以上、3点が私の今回の質問となります。

これから先は自席より質問をさせていただきます。議長の取り計らいをよろしく願いたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

まず初めに、多発する集中豪雨、そして大型台風による高潮の対策につきまして、市のほうに質問をさせていただきます。

私自身、集中豪雨がありました8月28日早朝に、避難所の開設の状況確認、そして地元地域の冠水地域の見回りをさせていただきました。地元におきましては、四丁開から新田、そして中開に関しての冠水がかなりひどかったと記憶をしているところであります。そして、市内を見回ったときには二丁井樋周辺の冠水、そのほかには諸藤、そして枝光、ここの冠水が非常にひどかったと記憶をしておるわけでございますが、特に佐賀県内においては内水氾濫が起りまして大変な被害となっておりますところでございますが、私自身はさまざまな現場を見まして感じましたことは、まず4つあるなと感じたところであります。

まず、柳川市でやらなければならないと考えたことは、1点目は、市内全体の樋門、樋管、この管理の徹底をやるべきではないか、これが1つ。2つ目には、22カ所強制排水ポンプが

あるわけなんです、その受益地内の導水路を早急に整備すべきじゃないか、これが2点目です。3点目は、現況の強制排水ポンプの強靱化が必要ではないか。それと最後に、新たな強制排水ポンプの設置も必要ではないかと。

今回、集中豪雨での冠水状況を確認した中で、やはりそれぞれの地域で協議をしていただいて、必要な対策を早期に打つべきではないか。被害があってから後手後手に回るような対策では、私はこれだけの被害をこうむっている中で意味がないと思っておりますので、ここをやるべきではないかと考えておりますので、柳川市としての、今回の8月28日の実態の把握、それと今後の方針、この部分につきまして質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

水路課長（松永 久君）

緒方議員の質問にお答えします。

8月28日の豪雨の市内冠水状況でございますが、農地につきましては市内全域で冠水しております。また、民家の床下浸水については、9戸のうち矢留校区が4戸、矢ヶ部校区が3戸、柳河、両開校区がそれぞれ1戸となっております。

今後も市民の皆様の生活に支障を来さないように対応していきたいと思っております。

大雨時の内水氾濫の対策といたしましては、天気予報で大雨が予想されるときは、水路の先行排水を平成27年度から試行しておりますところでございます。これはどういうことかと申しますと、雨が予想される場合には、有明海の干潮に向けまして事前に水路内の水位を下げることにしまして、水路を貯水池として活用することでございます。

今回の大雨に対しましても、関係する土木組合や樋門の管理人さん等の協力を得ながら、前日から干潮に向け先行排水を実施しておりますところでございます。

先行排水を実施するに当たりまして、樋門、樋管の管理は極めて重要になってきます。今後も樋門、樋管の管理が不十分な地域につきましては、水路委員会などと協議いたしまして、樋門、樋管の管理を徹底して、土木組合や樋門管理人等と密接に連絡をとり、先行排水を行っていきたくと考えております。また、地域によっては先行排水が不十分なところもありますので、地元の御理解と御協力を得ながら範囲を拡大するなど進めていきたくと考えておりますところでございます。

次に、排水ポンプについてでございますが、現在、市内には強制排水ポンプ場が20カ所、中継ポンプが2カ所あります。地元の土地改良区や個別の管理人に操作管理をお願いしておりますところでございます。8月28日には総務課と連携しまして、午前3時30分から職員を各強制排水機場に派遣しまして、7時の満潮に向けて準備ができているかどうかの確認をいたしました。自然排水ができない時間帯には強制排水ポンプを稼働しているところでございます。

今後も今ある施設を有効に活用しながら、冠水対策を行っていきます。

また、議員おっしゃるとおり、強制排水ポンプを最大限に活用するには、いかにポンプ場

に水を引き込むかということも重要となってきます。今後の水路整備におきましても、ポンプ場へスムーズに水が流れるような水路整備につきまして地域と協議し、市のほうからも提案しながら、国、県の補助事業も活用しまして整備していきたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。各地域の関係者の方としっかり協議をしていただいて、今後、この対策に向けまして早期に進んでいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、警報避難の徹底をどうするのか、このことの質問をさせていただきます。

実は8月28日の早朝だったと思いますが、気象庁から突然、大雨特別警報の音声とともにメールが届いたわけでありまして。御存じのように、大雨特別警報というのは洪水警報レベルでの最大のレベル5に当たると。命を守る最善の行動が求められるということでもございましたけれども、この突然の特別警報の伝達後に、本市におきましては第1次避難所の開設をされたわけでございます。

そこで、市民の方々から私に対しまして27日から28日の早朝にかけて相当の雨が降ったじゃないかと、長く雨が継続して降ったじゃないかと、市は大雨特別警報等に対する予知はできなかったのかと。避難行動、避難の準備の伝達をきちんとすべきではなかったのかというような意見をいただいております。そして、早朝の避難所の開設をやはり知らなかったというような市民もおられました。

そのような中において、今回の8月28日の豪雨に対しまして市の危機管理体制は多少甘かったんじゃないかと、不十分ではなかったかというような声も上がっているわけですが、このことについて市の見解を聞かせていただきたいと思っております。

総務課長（平田敬介君）

緒方議員の質問にお答えします。

危機管理体制が十分でなかったということですが、8月28日を振り返ってみますと、まず、私を含め総務課の防災担当職員は前日の27日段階から気象情報に十分注意をしながら警戒をしておりました。前日の夕方段階では、気象庁の予報では、28日に柳川地方に洪水や大雨警報が出る可能性が高いということはありませんでしたが、その段階で特別警報の見込みは全くございませんでした。ただし、通常の警報級の可能性はありましたので、防災担当職員は自宅待機の上、いざという場合の出勤に備えていましたので、午前3時27分に柳川地方に洪水警報が出されたことを受けまして、防災担当職員4人は直ちに市役所に登庁をし、警戒体制をしき、情報収集と今後の対応を協議しております。朝、午前4時52分と5時29分には市長と連絡をとりながら、災害対策本部の設置を進めました。

避難所に関しましては、5時50分に、先ほど言われるように大雨特別警報が発令されまし

た。警報級の発令は、特別警報というのはJアラートを通じて一斉に自動的に防災行政無線と戸別受信機が起動して放送がされるということになっておりましたので、そのような発信が自動的に行われております。そういうことから、本部会議を待たずに5分後に第1次避難所の開設の指示を行いまして、6時2分には第1次配備体制、これは職員の25%の出動の指示を全職員の携帯メールに通知をしております。

第1次避難所については、あらかじめ避難所の鍵を持っている職員が自宅から避難所に直行してあけておりますので、全ての避難所で避難者の避難よりおくれることなく開設を完了しております。

その後、日向神ダムの放流量が増加をしまして、矢部川、沖端川の水位上昇によりまして、これら河川沿いの地域の住民に対しましては、避難勧告を発令し、矢部川、沖端川沿いの7つの小学校を第2次避難所として追加をしてあげました。

水路課では警報発令前から排水対策に従事をして、建設課では市内を巡視し、危険箇所を通行どめするなど対応に奔走しております。

また、本市を管轄する陸上自衛隊久留米駐屯地第4高射特科大隊とは電話で状況報告や情報共有を行い、柳川警察署と柳川消防署からもそれぞれ2名ずつが早朝から柳川庁舎に詰めてもらっておりましたので、市の防災対策本部会議に参加をしてもらい、情報共有と緊急対応に備えをしておりました。

以上のとおり、未明から明け方にかけて思わぬ気象の変化がありましたが、早い段階から市長初めトップを含めた、また、関係機関を含めた体制の中で危機管理に対応できたというふうには思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしましたら、ちょっと別の角度から質問をさせていただきますけれども、まず1つは、防災行政無線のスピーカーからの避難警報、これはやはり豪雨のときは音声が届かないと言われる市民が多かったと。これが一つの課題ではないかと思えます。

それともう一点は、避難勧告、避難指示、当然テレビを見られたり、ラジオを聞かれたり、携帯電話、スマホに防災メールを登録されてある方はわかるわけなんですけど、そうではない市民において、やはりそういう情報はなかなかわからないわけでございます。特に、今の防災行政無線スピーカーは、風向きによっても聞こえるときと聞こえないときがあるというような課題も多くあるようでございまして今後どうするのか。

そして、戸別受信機につきましても、今現在は行政区長や公民館長、民生委員、消防団等々、限られた方々にしか貸与がなされていないということで、当然のことながら市民の方々には全て行き届かないわけでございます。

そういう意味では、今後やはりこういう防災行政無線を情報伝達手段とすることをやはり

強化すべきじゃないかと。それと複数の情報発信の手段を組み合わせることが本市において課題ではないかと考えるわけですが、どうでしょうか。何か市の見解がありましたら答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

緒方議員の幾つかの質問が複数にあったと思いますが、もう続けてよろしいですか。（発言する者あり）

まず、防災行政無線が聞きづらい、聞こえないという声があることは私どもも承知をしておりますので、これにつきましては、現在37カ所ある防災行政無線に加えまして、今後5年間で新たに20カ所を増設したいという計画であります。増設に当たりましては、矢部川、沖端川、塩塚川からの影響を念頭に、今年度は沖端川沿いに1カ所、矢部川沿いに1カ所、そこに増設をしまして、ほかに矢部川沿いの既存施設の2カ所では、出力を上げる改修を行うというふうに計画をしております。

それから、防災行政無線に加えて戸別受信機のこともお尋ねですが、まずは今後5年間の防災行政無線の整備を優先して進めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁いただきました。私が先ほどの答弁に対しまして提案をさせていただきたいことは、特にダムからの放流、そして上流の河川の水が流れてくる、一番被害を受けやすい矢部川、沖端川、そして現在、まだ高潮対策事業が進んでいない塩塚川流域、ここについては、やはり早急にそういうスピーカーの設置が必要ではないか。地元のほうからもさまざまな声をいただいております、20カ所今後つけるということではありますが、地元の要望が必要なのかと、逆に行政主導でやるのかと、そういう意見もいただいておりますので、ここもやはり明確にすべきではないかと考えております。

そして、今後、私が必要だと考えますのは、そういう矢部川や沖端川、そして塩塚川の流域、危険地域において、やはり要支援者というんでしょうか、危険地域の中の災害弱者の方々に対しまして、私は戸別受信機を貸与すべきときに来ているのではないかと。例えば、75歳以上の単身者の方、そして障害者1級の手帳をお持ちの方々、こういった方には戸別受信機の貸与は必要ではないのかと私は考えるところでございますが、市の見解をお聞きしたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

まず、防災行政無線の増設に当たっての地元要望が必要か、また、行政主導かというお尋ねでございますが、増設の計画は現在37カ所、位置はわかっておりますので、地図に落とししております。それぞれのスピーカーの出力や方向などから、理論上といえますが、地理的に見て弱い地域を市のほうでまず絞り込みを行います。さらに、設置しやすい既存の建物の有

無や、増設なのか出力アップなのかを検討して、ある程度具体的な設置案を持って関係する行政区長さんたちと協議を進めていきたいというふうに思っております。

なお、整備の順序としましては、河川沿川など災害の危険性が高い地域から優先して整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、戸別受信機を塩塚川、沖端川沿いなどの高齢者、それから障害者などの要支援者の方に配付したらどうかということですが、市のほうとしましては、やはりそういう方たちを地域で支えていただきたいということで、地域ごとの自主防災組織をしっかりと組織化をして、なおかつ組織化ができているところについては活動の強化をしていただきまして、そういう方々にお声かけが届いて、そして避難に結びつくということが、地域の力を上げることが一番の避難につながるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そのように今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。自主防災組織の立ち上げ、育成というお話もいただいたわけなんですけど、当然そうだと思いますけれども、現時点においてそういう組織の立ち上げや育成がまだまだ進んでいないという状況の中においてどうするのかということをお自身は質問させていただいておりますので、早急にスピーカーの整備はよろしくお願ひしたいと考えております。

そして、戸別受信機については、当然財政負担、予算が必要なことになるわけですので、例えば、防災メール「まもるくん」ですかね、それと消防防災メール、ここのやっぱりメール登録者の件数を早急に上げる必要があるのではないかと考えます。お自身調べさせていただいたところ、「まもるくん」の柳川市民登録者数は2,146件、消防メール、柳川市民の登録者数2,693件ということでありまして、仮に柳川市内の世帯と比較しますと、やはり10分の1ほどしかないわけですね。そういった意味では、費用対効果を考えた場合に、携帯電話、スマホ、今大変普及しておりますので、この登録者数を今年度末までにどれくらいふやすのか、そして来年度どれくらいふやすのか、ここの徹底はすべきじゃないでしょうか。スピーカーの音声が届かない、聞こえづらい。聞こえないということではなくて地域によっては聞こえない、聞こえづらい、そして、戸別受信機をそういう災害弱者にも貸与できないということであれば、この防災メールをもっとスピードを上げて件数をどんどんふやしていくべきではないでしょうか。2年前の総合計画にもそういう趣旨をお書きになってあるわけですので、もうあれから2年たっていますから、ここはやはり件数を上げるためにどうするのか、具体的な施策があれば、ぜひ教えていただきたいと思ひます。

総務課長（平田敬介君）

議員のおっしゃるとおり、メールでの情報伝達はタイムリーで確実に届きますので、市と

しても推進をしているところです。例年6月号の市報の防災特集の中で、登録しやすいようQRコードを掲載し、登録を呼びかけております。また、ことしは2月に全戸配付した防災ガイドブックにもQRコードを掲載して登録を促しております。

こういう呼びかけだけに加えて、やはり地域の防災訓練とか、自主防災会の勉強会と、そういう防災のイベントのときに直接会場におられる方に登録を呼びかけるというようなやり方も一つの手じゃないかなというふうに思っております。

ただ、今言われた件数2,146件、2,693件とありますが、この人たち、登録者の性別、年代、職業などの特性というのがそれ以上わかりませんので、どういうところをターゲットにするかというような戦略的な呼びかけがなかなか難しいと。どうしても広く呼びかけるという方法しかとれませんので、これからもやはり市報やホームページとか、防災情報のチラシ、パンフレットで呼びかけをしたり、訓練時の登録の働きかけということになると思います。

登録件数につきましては、大体これまでは年間100件から200件ぐらいの登録スピードでしたが、200件以上の増加を目標にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひその件数をふやして、早急に伝達を明確にタイムリーに届くようにしていただきたいと強く要望させていただきます。

そしてもう一つの質問は、8月28日、中島の浮き桟橋7基が倒壊したわけですが、今回の豪雨において、ダムからの放流の情報がやはりタイムリーに明確に関係者へ流れたのかどうか、ここについてお聞きしたいと思います。仮にダム放流について市のほうにタイムリーに情報が来たのか、そして、それを市から漁協やそういう関係者の方々にタイムリーに伝達されたのかどうか、ここについて聞かせてください。

総務課長（平田敬介君）

今回のダムの放流情報ということですが、福岡県日向神ダム管理事務所から市のほうに日向神ダム放流開始の通知というやつがファクスで送られてきました。その内容は、大雨の前の8月27日14時30分から毎秒20トンの放流を開始しますと、今後毎秒230トンまで増加することがありますという内容で、これは8月27日の13時15分に送信をしてきました。

実際に230トンの放流が始まったのは、ファクスによる放流開始の通知から17時間後の8月28日の朝7時ごろからでございます。市ではその間、インターネットで公開してある福岡県河川防災情報からダムの放流情報というのが随時見れますので、災害対応に当たっての情報収集としてダム放流情報を監視しておりました。

ただ、この情報を関係者へ伝達されたかということにつきましては、市の災害対策本部では共有をしましたが、外部への提供はしておりません。

なお、今回の豪雨を受けまして、福岡有明海漁連の西田会長からダム放流情報の提供の相

談がありましたので、ダム放流情報を有明海漁連へも直接通知してほしいということも本市からも福岡県県土整備部水資源対策課のほうに相談をしておりますので、現在検討をしておりますところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

どうぞその情報については、やはりタイムリーに漁協や関係者に伝わるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、今までは情報の話でしたけれども、災害弱者、特に高齢者の単身者、そして障害者の避難を実際どうするのかという部分についてお聞きしたいと思います。

柳川市も高齢化が進みまして、今、柳川市全体の人口は約6万5,000人、そして、75歳以上の人口が1万1,371人、そのうち単身者が2,796人おられるわけであります。今後さらに本市の75歳以上の人口はふえるのではないのかなと、私はそう考えておりますが、そして、障害者1級の方は860人ほどおられるということでもありますので、75歳以上の高齢単身者の方、そして障害者の方、当然家族の方々や関係者の支えがなければ避難できずに被災する可能性は高いわけであります。

そういった中で、単に情報を流しても避難されないということであれば被災されることが多くなりますので、どうするのかと。特に避難の勧告、そして避難路、そして避難場所、当然第1次避難所、第2次避難所に避難してくださいと情報を流しても、なかなかすぐには行けない。そのような意味では、やはり先ほど話がありましたけれども、自主防災組織をきちんとした形で育成していくしかこれから先ないのかなという気でおるわけなんです。例えば、よその自治体では地元の関係者の方と、そして、当然のことながら行政と協議をされて、災害弱者の避難が必要な方をどなたが一緒になって避難の支援をするのか、そして、どこに避難するのか、こういうところをきちんと計画を立てて準備をされているところがたくさんございます。例えば、その名簿を緊急時のみに限定をしまして、消防団の代表の方とか、地元の代表の方に渡して、日ごろからそういう訓練をしていくというようなことをやってある自治体もあります。

当然、避難というのは命を守るための避難でございますので、必ずしも第1次避難所に行かなければならないということではないと私は思っています。途中で被災したりする可能性も高いもんですからね。ここについて、やはり今、この柳川市においては、ちょっとまだ準備不足ではないのかなという気がしてならないわけでございます。要は避難行動要支援者の個別計画が今どこまで進んでいるのか、ここについて質問をさせていただきたいと思っています。

2年前に総合計画の中で、今年度末までその個別計画を70%までやるというような目標数値も掲げてありますので、そこも含めて、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

総務課長（平田敬介君）

質問のところでは、避難行動要支援者に対する個別計画の作成率のところには最後はなったと思いますが、いわゆる高齢者や障害者などの避難行動要支援者の方を誰が避難の呼びかけをするか、支援をするかという協力員を決めて作成しておく、先ほどおっしゃったようなことが避難個別計画ということでございますが、これにつきましては、現在、市に避難行動要支援者として登録されている人の個別計画策定率は24%ぐらいでございます。

ただし、この数字は過去からの積み上げと、昨年、民生・児童委員の皆様に変更してひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯を調査してもらった数をもとにしてしておりますので、私たちが実際校区の避難訓練に行ったりしますと、それぞれの地域では既に自主防災組織や地区社会福祉協議会で独自に調査して協力員を決めるなど、いわゆる個別計画が整っているところもあります。したがって、実際にはもっと多い数字かというふうには思っておりますが、こういう現況につきましても自主防災組織を通じて把握できるように協力を求めていきたいというふうに考えております。

それから、先ほど避難の仕方についても必ずしも1次避難所じゃなくていいんじゃないかと、確におっしゃるとおりでございます。実際の避難では状況に応じた避難の仕方がありますので、1次避難所が遠かったりしますと、無理して移動して危険に巻き込まれるより、近くで危険を回避できる場所、そういうのを地域で決めておく、まさにそういう作業するのが自主防災組織での集まりであり、活動であろうかと思えます。そのような事前の訓練などを通じて、いざというときのことを意識して、できるだけ災害時には身を守る行動がとれるように訓練していくことが必要と思えます。

ただ、そういう自主防災組織の組織化は私たち支援できますが、実際の自主防災組織の活動そのものはやはり地域の共助がなければ行政だけでは難しいと思っておりますので、これからは組織化や組織化後の活動の支援をしっかり行っていきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。当然みずからの命はみずから守るとというのが自助の意識だと思いますけれども、今現在、時代背景でやはり共助、公助と申しましょうか、ここの部分が大変手薄くなっているような気がいたします。

そういった中で、やはり市長もこれまでの公約の中で自主防災組織の育成を図るという公約を掲げられたこともあると思えますし、先ほどの話じゃないですけども、これからやはり行政と地域が一体となって避難計画を作成もしていくということがなければ、突発的な災害には対応できないわけでありますので、ここにつきまして再度お尋ねしたいと思えますが、特に自主防災組織の立ち上げ、育成、ここの部分と、緊急的な災害が多くなる中で、そういう伝達の手段や今後の避難システム、ここについて市の何か施策がありましたら、ぜひ聞か

せていただきたいと考えておりますが、何かありましたらお願いします。

総務課長（平田敬介君）

自主防災組織の組織化のことと、これから災害弱者をどのように避難させていくかという2つのお尋ねに対してお答えしたいと思います。

まず、自主防災組織につきましては、市では平成23年度から組織化を推進した時期がございまして、平成24年度時点では市内の全てに当たる19の地区社会福祉協議会がそれぞれ母体になって、地区、校区といいますが、の自主防災会として設立をされまして、そのときには地区からの要望に応じまして約200千円相当の防災資材なども支給をしておりました。その後、各校区では自主防災活動に定期的に取り組みられておまして、平成24年度以降、総務課として11の校区の防災訓練に出向いておりますので、これらの校区では活動が活動しているものと思っておりますが、しかしながら、平成24年度以降、つくことを決めて、その後になかなか具体的な取り組みが進まないままになっている地区もありますので、現在改めて組織化の支援を行っております。来年度当初には1校区の立ち上げを成功させたいということで地元の皆様と協議を進めているところでございます。

それから、情報伝達の関係で申し上げますと、複数の伝達手段を組み合わせることが有効ではないかとおっしゃられたとおりで、現在、防災行政無線、市のホームページ、携帯電話のエリアメール、消防団員や市の広報車による広報などを行っております。

また、避難所を開設した場合はNHKや防災ネットワーク協定を結んでいるKBCなど、テレビ局にも情報を提供しましてテロップでの報道をお願いしております。

戸別受信機は、現在、行政区長、民生・児童委員、校区公民館長、地区社会福祉協議会の代表者、それに市議会議員の皆様には配付をしておりますが、自主防災のかなめとなる行政区長、民生・児童委員の皆様には避難所開設については電話でも連絡をしております。なかなか情報伝達が100%になると聞かれますと答えに窮しますが、いろんなルートの中で避難につながっていくものと考えて災害対応に当たっているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

本市の危機管理の充実に関しまして、施策、そして今後の方針、市長ありましたら、何かぜひ聞かせていただきたいと考えておりますが。

市長（金子健次君）

平成3年の17号、19号台風、合併する前ですけれども、2度経験をいたしました。平成24年7月14日の北部九州豪雨で大変な経験をしたわけですけれども、その後、いろんな形で福岡県に対しても九州地方整備局に対していろいろ要望してきて河川整備が実際行われました。

そのようなことで、自主防災組織もまだ訓練をしていないところもありますけれども、そ

ういうふうな組織が19組織できたということでございます。いろんな形ではやっぱり矢部川と沖端川がきちんとかういう形、今回の集中豪雨についても大体水位が前回の平成24年と同じぐらいまで増したんですけれども、あそこにやっぱり2つの橋をかけかえたということで流木がとまらなかったということで私はよかったというふうに思っております。

職員についてもいろいろありましたけれども、以前から見れば本当に早く集まるようにもなりましたし、そのシフトもできるようになりましたし、また21カ所の避難所の開設についてもスムーズに私はできているというふうに思っております。

災害は台風のときの災害、そしてまた水害の問題、地震のとくと3つの分類に分けるわけですけれども、あえて要支援者を分離して1次避難所まで行ってもらわなくても、要するに、2階のほうに避難されたりとか、そういうこともいろいろ考えていかなければならないというふうに思っています。

きょうは緒方議員のほうからいろんな形で御心配、御提言をいただいたことは十分参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ充実をよろしく願いいたします。

次に、柳川市民体育館について質問させていただきます。

この体育館、現在で開館後38年経過しているということで聞いておりますが、現在、本当に雨漏り、そして壁に伝って床に水たまりができる、さらには壁のクラック、そしてトイレも洋式化にはなっていないようであります。この体育館を今後どうするのかと。私自身は当然のことながら長寿命化事業で、できるだけ長く使うようにする必要があるのではないかとこの考えを持っています。

実際、私自身も体育館を見てきたわけでございますが、要は雨漏りに対しまして観覧席に大きく青いシートを何枚も張るといのはやはりどうなのかと。当然対処しなくちゃいけないからシートをかぶせているというような状況であると思っておりますけれども、観覧席の後ろのほうには水たまりができるわけですね。それをモップで水を吸わせて応急手当てをしているような状況の中で、これまでいろいろと修繕はされてこられたと思っておりますけれども、場当たりの修繕ではなくて、場当たりの修繕は金もかかりますし、そういうことではなくて、やはり大規模修繕ぐらいの計画をきちんと立てて、あと何年この体育館を使うんだというような計画を早急に出す必要があるのではないのでしょうか。

大会関係者とか、当然さまざまな声もいただいておりますし、今月には福岡県民体育大会の多分剣道競技がこの会場であるんじゃないかと考えております。その後、さまざまなイベントや大会もある中で、ちょっと今の状態では余にも老朽化が進み過ぎて、みすばらしい形になってしまっているの、やはり大規模修繕をやるべきときに来ているのではないかと

私は考えておりますが、このことに対しまして答弁を求めます。

市長（金子健次君）

時間がないので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

市内には、スポーツ施設を初め、多くの公共施設があります。多くの施設で御指摘があるように老朽化が進んでおります。このため、長期的な視点から計画的かつ効率的に公共施設のマネジメントを進めていく必要があるかと思っております。

一方で、市民の健康増進とスポーツ振興の観点から、引き続きスポーツをする環境づくりに努めていく必要があると考えておるところです。本市におきましても、昨年度も柔道、バレーボール、水泳等の全国大会において好成績をおさめましたスポーツがたくさんあります。さらに、市体育協会や各種団体においても、団体主催事業のみならず市事業においても御協力いただき、自身のスポーツ活動や健康増進等のもとより、スポーツ普及振興にも御尽力いただいております。

私はこのような状況を総合的に勘案いたしまして、市民体育館については長寿命化の観点から2カ年計画でも大規模な改修を実施したいというふうに考えているところでございます。

なお、大規模改修に当たりましては、利用者に対してできる限り活動の制限をしないような事前周知等の配慮を行いながら実施したいと考えております。

特に、今御指摘がありました雨漏りになっているということは致命傷でございますので、そういう面では新しく新築することはできませんけれども、大規模な改修でやっていきたいなという考え方です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

よろしく申し上げます。現在、年間7万4,000人ぐらいの利用者がおありになりますので、ぜひそういう方々に対しましても早期の大規模修繕を強く望むところであります。

次に、市民温水プールについての考え方、方針をお聞きしたいと思います。

現在、ことし6月から天井の落下によってきょうまでですかね、休館ということになっているわけですが、大規模な修繕をかけていくのか、それとも、ほかにもいろんな方針を考えているのか、このことについてぜひ聞かせていただきたいと思います。特に、利用者の方々から開館はまだかというような声もいただいております。逆に大きな修繕費をかけてやるのか、大規模改修をやってこれから存続させるのか、例えば、本市において廃止の方針なんかも今考えてあるのかどうか。特に、この施設については指定管理者で3年契約で毎年指定管理料20,000千円ほどの支払いをされていると思いますし、ここの業者との協議も当然すべきだと思いますし、来年3月まで仮に今の県の広域公園のプールまで送迎を続けたとするとときにどういう対応をしていくのか、実態調査、そして、今後の柳川市としての方針をぜひ聞かせていただきたいと思いますと考えております。

生涯学習課長（新開文隆君）

まず、指定管理の件でございますけれども、現在の指定管理者との委託期間は、先ほど議員がおっしゃるとおり、平成31年4月から平成34年3月、令和4年3月の3カ年となっております。しかしながら、プールの使用については安全性が確保できないため、少なくとも来年3月までは閉館せざるを得ない状況でございます。

今後の指定管理委託につきましては、委託期間や支払い額等を含め、現在、相手業者と協議を行っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

今後の方針、今現在、現時点での方針で結構なので、市長のほうで考えてあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

時間がありませんので、幾つかの質問項目があっていましたが、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

6月に発生しました天井の落下については、人命にかかわる事故であったと。まだほかに3回ほど全部でありましたけれども、このため、落下事故があった場合は、すぐにプールを閉鎖し、今後の対応策を検討するため専門家による調査を依頼して、改修に対する助言をいただくことにしております。

今後の方針については、大規模改修を行うのか、廃止をするのか、判断するのは慎重に私は検討していきたいというふうに思っております。

市民温水プールの大規模改修につきましては、平成30年5月31日の教育民生常任委員会においてお示した中期保全計画においては、営繕工事費468,264千円が積算をされております。

市民温水プールについて限られた予算の中でどのような維持保全を行っていくかは十分慎重に検討する必要があるかと思っております。多額の改修費用がかかるということが予想されますので、今後は執行部だけでなく議員の皆さんともいろんな形で御相談しながら最終的な結論を出したいというふうに考えておりますので、現在、大規模改修をするのか、廃止をするのか、新しくはつくらないという考え方ですけれども、そういうことで議会と相談してまいりたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。

今年度末ぐらいまでには総合的に判断する時期にやはり来ると思っておりますので、その時点

ぜひ公表していただきたいと、私はそう考えるところであります。なぜか、それは利用者の方が大体年間3万人くらいですかね、このプールはあるわけでございますので、やはりその方々に対しても説明を求められると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと考えております。

最後の質問であります。とまらないポイ捨て、今後どうするのかについてお聞きします。

私がことしに入って現況を見ますと、先ほど申しましたけれども、ビニール袋の中にごみを詰めてクリークの中に入れる、そして道路に散乱させる。このクリークの中に落ちたごみが今回の豪雨によって樋管や樋門に詰まるわけですよ。そして、冠水時間がやはり長期にわたります、どんどん水が引かないわけですよ。実際見ていただきましたけれども、ずっと上流から樋門、樋管を今回の8月28日に見ていただいたんですよ。そしたら、やはりごみが相当樋門、樋管にひっかかっているわけですよ。あらゆるごみですけど、草とかいろんなものがいっぱい詰まっているわけなんです、やはりこういうものが非常に関係者は一生懸命やっている中で、なぜこれをするのかというようなことを非常に考えさせられましたので、今回質問させていただいている部分もあります。

それと、今、海洋プラスチック問題が世界的に問題になっていますので、川にプラスチックが流れますと、河川に流れて、海に流れる。有明海の汚染にもつながるわけですよ。それが世界の海で海洋汚染を招くという状況もありますので、やはりここは今啓蒙のさまざまな看板や監視活動もしていただいておりますけれども、なかなかとまらないんです。なかなか少なくならないというのが今の使い捨て時代の現況ではないのかなと考えております。

それともう一つは、東宮永小学校では、大体5月に毎年ポイ捨てされてあるごみを全生徒で拾うわけですよ。そのときに小学生が大人の吸ったたばこを拾っているわけですよ、大人が飲んだチューハイの缶を拾っているわけですよ、コーヒーの缶を拾っているわけですよ、汗を流しながら。大変恥ずかしいと私は思うわけですよ。

ここについて、もうこの時期において、平成27年でしたかね、^{すいきょうやながわ}水郷柳河、国の指定を受けたこの柳川、大体3年になろうとしているわけですけども、もうこの時期にやはりこの柳川においては、私はポイ捨て禁止条例を制定すべきときに来ているのではないかと。当然その本人のマナーが一番大事なんですけれども、なかなかこれは少なくなると、逆に多くなっているという状況にあります。

最近ひどいのは、農地に家庭用の棚を不法投棄していた。誰か知りませんが。それをその農家の方が大豆を植えようとしているのに植えられない。それは重いんですよ。市役所のほうに来ていただいて一緒に撤去しましたけれども、やはり最近そういう風潮にある中で、こういう啓蒙だけではなかなかとまらないと、監視活動だけではなかなかとまらないんじゃないかという時期に私は来ていると考えておりますので、やはりポイ捨て禁止条例、特に指宿市だとか、北海道では釧路でしたかね、平成18年ぐらいに制定されているわけござ

いまして、観光地。柳川もやはりこれからごみをポイ捨てしないと、これだけきれいな柳川市ですよと、おもてなしをうたわれる市長ですから、やはりそれぐらいの気概で今後制定に向けても考えていただきたいと、そんなふうに私は考えるところでございますが、市長の何か見解等々ありましたら聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

確かに言われる分についてはわかりますけれども、私は「おもてなしの心日本一」を目指すということは挨拶運動、ごみを捨てない、私はごみを捨てないというよりもごみを捨てる人であってほしいというふうに思っています。できることから、小さなことから始めようじゃないかということで、罰則規定は設けたくないですね。禁止条例とか。そういうところでルール化して厳しき中でやっていっても、柳川市がそういうポイ捨て禁止条例を公布しましたということは大変恥ずかしいことではないかというふうに思っていますので、その点もう少し頑張って、いろんな角度の啓蒙活動、啓発活動をやりたいというふうに思っています。それが私の考え方です。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。確かに市長がおっしゃるように、条例で縛るのはどうかと、そういう気持ちも私はわかります。当然、自分自身のマナーの問題ですので、それはわかるんです。ただ、ここに来て相当ごみのポイ捨てが多いんですよ。今までのような監視活動やさまざまなあり方では、なかなかこれはとまらなくなるんじゃないかという非常に危機感を感じましたので、ここは制定するときに来ているのではないかということをお自身は提案をさせていただきたいということで先ほど述べたわけでございます。

特に手提げのビニール袋は非常に多いです。最近では国道にも散乱しているケースもありましたけれども、逆に制定せずしてどういう施策をもってこのポイ捨てをできるだけ少なくするのか、そこを最後に柳川の施策を聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

きょうはいい御質問をいただいたというふうに思っていますので、これを機にもう一回議会の中でそういうことを、お自身も緒方議員が言われる分についてはわかって、実際そういう実態もあることも知っておりまして、これを機にもう一回再度構築していきたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

よろしくをお願いします。具体的に今後ともポイ捨てがとまるような施策をぜひよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は17日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、17日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、17日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時20分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

令和元年9月30日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

2.欠席議員

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次	
副市	長	酒見勇次	
教	育	長	沖毅
総務部	長	石橋正次	
会計管理	者	白谷通孝	
市民部	長	椛島謙治	
保健福祉部	長	島添守男	
建設部	長	松永泰治	
産業経済部長兼大和庁舎	長	成清博茂	
教育部長兼三橋庁舎	長	袖崎朋洋	
消	防	長	木下隆行
人事秘書課	長	高田啓介	
総務課	長	平田敬介	
企画課	長	池末勇人	
財政課	長	田中勝裕	
税務課	長	山田秀太	
健康づくり課	長	田島雅彦	
福祉課	長	武田真治	
学校教育課	長	古賀洋	
生涯学習課	長	新開文隆	
農政課	長	木下隆	
水路課	長	松永久	

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範									
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛				
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香

5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について

建設経済委員長報告について

- 議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 市道路線の認定及び変更認定について

教育民生委員長報告について

- 議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定について
- 議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択について

決算審査特別委員長報告について

- 議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案の上程について

議案第83号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議について

議案第84号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をは
かるための2020年度政府予算に係る国への意見書について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。令和元年第2回柳川市議会定例会最終日の日程について、去る9月27日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果を報告いたします。

まず、日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決としております。

次に、日程3が議案の上程についてであります。

議員提出の議案第83号及び議案第84号の2議案の上程であります。

提案理由説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決としております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月10日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでございます。

4 結果

(1)議案第66号 認定

本案は、平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成30年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第69号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額「324億7,356万3,000円」に、歳入歳出それぞれ「7億8,732万6,000円」を追加し、補正後の予算総額を「332億6,088万9,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、公共施設維持整備等基金の積立て財源に充てる収入にかかる土地の売払状況、国の補助を受けて実施するはたき海苔資源化調査業務委託の調査内容、観光費の案内板設置工事の内容、柳川観光第2のエンジン創出事業における施設整備の内容と取得する用地の場所や不動産鑑定価額、道路新設改良にかかる工事箇所、市民温水プール費でのシャトルバスの利用状況についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第71号 原案可決

本案は、柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月から制度が始まる会計年度任用職員の給与及び費用弁償についての条例を定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第73号 原案可決

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

法改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤の職の整理など会計年度任用職員に関わる複数の条例の規定を整備するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第74号 原案可決

本案は、柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正により住民票やマイナンバーカードへの旧氏、旧姓の記載が可能になるのに合わせ、市の印鑑登録証明事務でも旧氏での印鑑登録や旧氏併記での印鑑登録証明書の発行ができるように条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第75号 原案可決

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

法改正に伴い、成年被後見人等に関わる欠格条項など一律に権利を制限する規定を改めるなど複数の条例の規定を整備するものであります。

審査の過程で、条例改正後の対応、職員の場合に係る個別審査及びその判断者、成年被後見人等情報の入手方法についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月10日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠についてから3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第67号 認定

本案は、平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億1,107万2,968円」に対し、歳出総額「9億5,475万4,550円」で、歳入歳出差引額は「5,631万8,418円」となっています。

審査の過程で下水道使用料の減額の理由、下水道使用料や受益者負担金の滞納額と未収金の対応についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第68号 認定

本案は、平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程で配水量や受水費の基準について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3)議案第70号 原案可決

本案は、令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ「330万円」を増額し、補正後の予算総額を「10億326万7,000円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第80号 原案可決

本案は、柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年度から令和元年度にかけて建替えを実施しました市営住宅柳河団地の竣工に伴い、条例の一部を改正するもので、柳川市営住宅管理条例の別表について柳河団地の所在地の表記を改正し、柳川市営住宅駐車場条例の別表について、新たに柳河団地駐車場を加えて、所在地及び使用料を定めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第81号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び変更認定についてであります。

道路改良事業などに伴う3路線の新規認定、市道として一部通行上機能を果たしていない路線など3路線を変更認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

9月6日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、9月10日本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1) 議案第63号 認定

本案は、平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額「93億5,366万342円」に対し、歳出総額「91億5,767万9,736円」で、歳入歳出差引額は「1億9,598万606円」となり、前年度からの繰越金を差し引いた、実質単年度収支では「3,030万4,289円」のマイナスとなっております。

審査の過程において、一人当たり医療費の増加原因について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2) 議案第64号 認定

本案は、平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億1,328万1,651円」に対し、歳出総額「10億864万8,961円」で歳入歳出差引額は「463万2,690円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3) 議案第65号 認定

本案は、平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了し、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っており、歳入総額「1,290万2,666円」に対して歳出総額は「61万5,124円」となっております。

審査の過程において、現年度分・過年度分それぞれの債務者の人数について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(4)議案第72号 原案可決

本案は、柳川市学校給食費条例の制定についてであります。

令和2年4月より、保護者等から徴収している学校給食費を公会計化するのに伴い、条例を制定するものです。

審査の過程において、申出徴収の条例記載について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第78号 原案可決

本案は、柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準から市町村が参酌すべき基準となったため、本市条例で規定する職員の資格要件に関する経過措置を延長するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第2号 採択

本件は、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月10日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件については記載のとおりでございます。

5 結果

(1)議案第62号 認定

本案は、平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「334億3,539万3,749円」、歳出総額「324億8,974万7,114円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「9億4,564万6,635円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「1億7,453万6,133円」を差し引いた実質収支額は「7億7,111万502円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、柳川駅自由通路使用料減の理由、市営住宅使用料の滞納者への対応、児童虐待防止対策支援事業の婦人相談員活動強化事業等の実績、新型J-ALERT事業の内容等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、臨時職員から嘱託職員への移行条件と給与体系の変化、総務費では、定住促進事業による市外から市内へ移住された人数と前年比、空き家マッチング事業の成果、民生費では、生活保護の状況、元気サークルプログラムの他団体とのタイアップの研究、衛生費では、クリーン連合会補助金と不法投棄対策事業費の関連性、大和干拓処分場管理費の内容、農林水産業費では、農地中間管理事業の事業主体及び内容と財源、機構集積支援事業の内容、有害鳥獣駆除委託料の内容、商工費では、ホテル誘致補助金の内訳と雇用奨励金対象の地元採用人数等、よかもん館の入館者数、しごと発見！ふくおか暮らし体験事業の実績、土木費では、柳川駅自由通路ガラス交換工事内容、堤防道路除草業務の内容及び範囲、消防費では、古い消防施設の更新の考え、災害対策備蓄食料の賞味期限とその処分、教育費では、教育委員会ネットワーク管理事業費の内容、外国語指導助手派遣業務委託先の資格条件等について質疑がありました。

総括では、地域おこし協力隊の採用実績と市内定住者数及び活動報告、市営住宅使用料徴収での条例に基づく滞納対策手続き、堤防などの除草を国や県へ積極的に要望する等、質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

議長（樽見哲也君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第69号 令和元年度柳川市一般会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第75号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第68号 平成30年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第70号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第80号 柳川市営住宅管理条例及び柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第81号 市道路線の認定及び変更認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第63号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第64号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市学校給食費条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は可決されました。

お諮りいたします。議案第78号 柳川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 平成30年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第83号及び議案第84号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第83号について提案理由の説明を求めます。

1番（白谷義隆君）（登壇）

おはようございます。それでは、提案理由を申し上げます。

今上陛下におかれましては、本年5月1日に天皇陛下に即位され、新たに令和の時代が始まりました。

全国的に奉祝の機運が高まる中、柳川市議会といたしましても、奉祝の決議を提案するものです。

議員各位におかれましては、御賛同いただきますようお願いをいたします。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第84号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第84号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る国への意見書についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る国への意見書採択についての請願書が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

子供たちの豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題であります。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより自

治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、豊かな子供の学びを保证するため政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第84号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る国への意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和元年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽見哲也

柳川市議会議員 江口義明

柳川市議会議員 緒方寿光